

令和3年度

包括外部監査結果報告書

テーマ

「地方創生事業に関する財務執行状況について」

令和4年3月

熊本県包括外部監査人

入江 佳隆

目次

第 1 包括外部監査の概要	1
----------------------------	----------

1. 監査の種類.....	1
2. 監査の対象とした特定の事件（テーマ）.....	1
(1) 監査対象.....	1
(2) 監査対象部署等.....	1
3. 特定の事件の選定理由.....	1
4. 外部監査の方法.....	2
(1) 監査の着眼点.....	2
(2) 主な監査手続.....	2
5. 包括外部監査人及び補助者の選任.....	2
6. 外部監査の実施期間.....	2
7. 利害関係の有無.....	2
8. その他.....	3

第 2 外部監査の対象	4
--------------------------	----------

1. 地方創生事業について.....	4
(1) 地方創生事業を取り巻く環境.....	4
(2) 熊本県における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」.....	10
(3) 熊本県の地方創生事業の概要と予算規模.....	16

第 3 監査の結果及び意見	18
----------------------------	-----------

I. 監査の結果の概要.....	18
II. 監査結果の詳細について.....	21
ソフト事業<推進3> 熊本都市圏東部地域をはじめとした創造的復興による地方創生プロジェクト.....	21
(1) BCP 策定等推進事業.....	21
1. 予定価格の歩切りについて【意見】.....	22
ソフト事業<推進5> 中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト.....	25
(2) 小ロット県産食材販路開拓支援事業.....	25

1. 随意契約の選定過程について【意見】	27
2. 支援方法について【意見】	27
3. 見積内容の確認について【意見】	28
4. 募集期間について【意見】	28
(3) 中山間地域等 JA 参入営農モデル事業	30
1. 事業の対象について【意見】	31
(4) 農業法人の広域展開支援事業	34
1. 事業の募集について【意見】	34
2. 債務超過の法人に対する補助について【意見】	36
3. 補助金支給後のモニタリングについて【意見】	36
(5) 林建・異業種連携機械導入支援事業	38
1. 概算払いの基準について【意見】	39
2. 補助金支給後のモニタリングについて【意見】	39
(6) くまもと地域材利用拡大促進事業	41
1. 事業内容について【意見】	41
(7) くまもとの木材グローバルセールス支援事業	44
1. 事業の達成目標について【意見】	44
(8) くまもと里モンプロジェクト推進事業	47
1. 審査体制について【意見】	47
(9) 世界農業遺産推進事業	50
1. 今後の事業の方向性について【意見】	54
(10) 放牧活用型草原等再生事業（継続事業分を除く）	56
1. 補助金支給後のモニタリングについて【意見】	57
2. 事業内容について【意見】	58
(11) ひと・うし・しごとづくり事業	59
1. 度重なる事業期間の延長について【意見】	60
2. 研修期間中の研修生の生活支援について【意見】	61
ソフト事業<推進6> 「攻めの経営」「選ばれるしごと」による企業力向上プロジェクト	63
(12) 働きやすい職場改善促進事業	63
1. 予定価格の歩切りについて【意見】	64
2. 受託者の選定方法の変更について【意見】	64
(13) 担い手育成支援事業	66
1. 委託料の前金払について【意見】	66
ソフト事業<推進8> 自然共生型産業を核とした地域未来投資促進プロジェクト	69
ソフト事業<推進9> IoTを活用した熊本発！未来投資促進プロジェクト	69
(14) 地域未来投資促進事業	69

1. 審査基準点を満たす事業計画における予算について【意見】	72
2. 様式第1号 帳票整理表の見積2について【意見】	73
3. 合見積や取得財産等の管理を必要とする際の消費税について【指摘事項】	73
4. 取得財産等の管理について【意見】	74
5. 債務超過の事業者に対する補助金交付について【意見】	75
(15) 社内イノベーションによる未来投資促進事業	77
1. 予定価格の歩切りについて【意見】	78
ソフト事業<推進10> 地方創生未来型農業の拠点づくり支援プロジェクト	79
(16) 地域経済牽引事業への重点的な支援事業	79
ソフト事業<推進13> くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化プロジェクト	81
(17) フードバレー地域農産物加工施設整備支援事業	81
1. 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産の実在性について【意見】	82
2. 補助金等に係る消費税相当額の取り扱いについて【意見】	84
3. 補助対象事業者の事業の継続性について【意見】	88
4. 補助対象経費の金額の妥当性について【意見】	90
ソフト事業<推進20> 「選ばれる熊本」を目指して！人の流れ創出プロジェクト	92
(18) 小規模事業者復興支援コーディネート事業	92
1. 委託料の概算払について【意見】	93
(19) (工業系) 高校生県内就職率アップ推進事業	94
1. 決算書の使用目的・検討方法について【意見】	95
2. 借入金の利子相当額に対する補助金について【意見】	96
(20) 熊本型人財マッチングプラットフォーム事業	100
1. 単独見積りについて【意見】	101
2. 取得財産等の管理について【意見】	103
ハード事業	105
(21) 阿蘇草原を活用した畜産農家の放牧・飼養管理生産性革命プロジェクト	105
1. 当初予算からの設計変更について【意見】	106
(22) 長期貯蔵による農産物の生産性向上・高付加価値化拠点形成プロジェクト	110
1. 登録事業者の審査制度について【意見】	111
(23) 情報通信及び解析技術を活用した施設園芸の統合環境制御による生産性向上プロジェクト	114
1. 公共工事の事務手続きについて【意見】	115
Ⅲ. 監査の結果に添えて提出する意見	119
(1) 予算の繰越について	119
1. 熊本県と九州他県の繰越額の推移	119
2. 地方創生推進交付金事業、地方創生拠点整備交付金事業における繰越額の推移	122

(2) KPI の設定と事業評価について	125
1. KPI の階層化	126
2. KPI、KGI の評価担当部署の設定	129

資料編	132
------------------	------------

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象とした特定の事件（テーマ）

（1）監査対象

テーマ：地方創生事業に関する財務執行状況について

（2）監査対象部署等

農林水産部、商工労働部

なお、地方創生事業を実施する部署は多数あるが、予算規模と実施事業数を勘案し、上記 2 部署を監査対象部署とした。

3. 特定の事件の選定理由

平成 26 年度に、地方の人口減少に歯止めをかけ東京一極集中を是正するための施策として、地方創生に関する施策が実施されることとなった。地方創生事業実施の根拠法令である「まち・ひと・しごと創生法」は主に

- ①人口減少への歯止めをかける
- ②東京圏への人口集中を是正
- ③地域の住環境確保

といった観点から地域社会の形成、人材確保、就業機会の創出といった施策を、総合的かつ計画的に実施するための計画の作成等を目的として制定された。

熊本県においても地方創生に関する総合戦略として平成 27 年に「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和 3 年に「第 2 期 熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している。

平成 28 年熊本地震からの創造的復興に加え、直近ではコロナ禍に伴う就労形態の多様化、産業構造の変化等も見込まれ、地方が主体的に目標をもって人口の増加、産業等の醸成に力点を置く施策の必要性が増しているものと考えられる。

このような状況下、地方創生という観点から、これまでの予算の執行状況を監査し、今後の施策の実行に際して改善すべき点があれば、将来に向けて役立てることは有用であると考え、本テーマを選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

- ① 交付金事業に関して、適切な事務がなされているか
- ② 交付金の事務は、法令規則等に則り適切に執行されているか
- ③ 事業を委託する場合、再委託先等の管理まで含めて適切に管理されているか
- ④ 交付対象となる事業者の選定に際し、公平性が保たれているか
- ⑤ 各事業に設定されている KPI の指標等に合理性はあるか
- ⑥ 設定されている KPI に基づく事業の評価は適切か
- ⑦ KPI 達成のためにかえって非効率、非経済的となっている施策はないか

(2) 主な監査手続

- ① 関連法規の確認
- ② 事務マニュアル、フローチャートの入手、確認
- ③ 担当者へのヒアリング
- ④ 比較分析
- ⑤ 関係書類の閲覧
- ⑥ 証憑突合

5. 包括外部監査人及び補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として公認会計士 5 名を選任し、監査チームを編成した。

包括外部監査人	公認会計士	入江 佳隆
包括外部監査補助者	公認会計士	星野 誠之
〃	公認会計士	本吉 幸雄
〃	公認会計士	古閑 学
〃	公認会計士	山下 昌也
〃	公認会計士	吉田 悠二

6. 外部監査の実施期間

令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 3 月 10 日まで

実地調査期間：令和 3 年 9 月 6 日から令和 3 年 11 月 29 日まで

7. 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8. その他

本報告書の構成として、監査対象を「事業」単位で構成していることから、各事業別に、事業概要と監査結果を記載する構成にしている。監査結果は、「指摘事項」と「意見」に区別して記載した。

「指摘事項」は、主として法令や規則・要項等に違反しているか又は著しく適正性に欠くと判断したものであり、是正・改善の必要性が認められた事項である。

「意見」は、「指摘事項」までは至らないが改善事項として検討を求める事項である。

なお、報告書中における合計数値等の表示において、原則単位未満切り捨てて端数処理している。よって、合計数値等とその内訳が一致しない場合がある。

第2 外部監査の対象

1. 地方創生事業について

(1) 地方創生事業を取り巻く環境

地方創生事業実施の根拠となる法令として、平成26年に公布された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）がある。同法第1条は、同法の目的として以下を掲げている。

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

（中略）

（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構すべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

上記条文前半部分に掲げられているのは、

①人口減少の歯止めと、東京圏への一極集中から地方への分散

②それを後押しする地方社会の整備と就業先の創生

という2つの大きな目的が示されているものと解される。

国として、人口減少と東京圏一極集中が大きな社会課題であると考えていることは、上記法令の制定に先立って、当時の地方創生担当大臣が「地方創生の課題と展望」として提示した資料の中でも示されている¹。

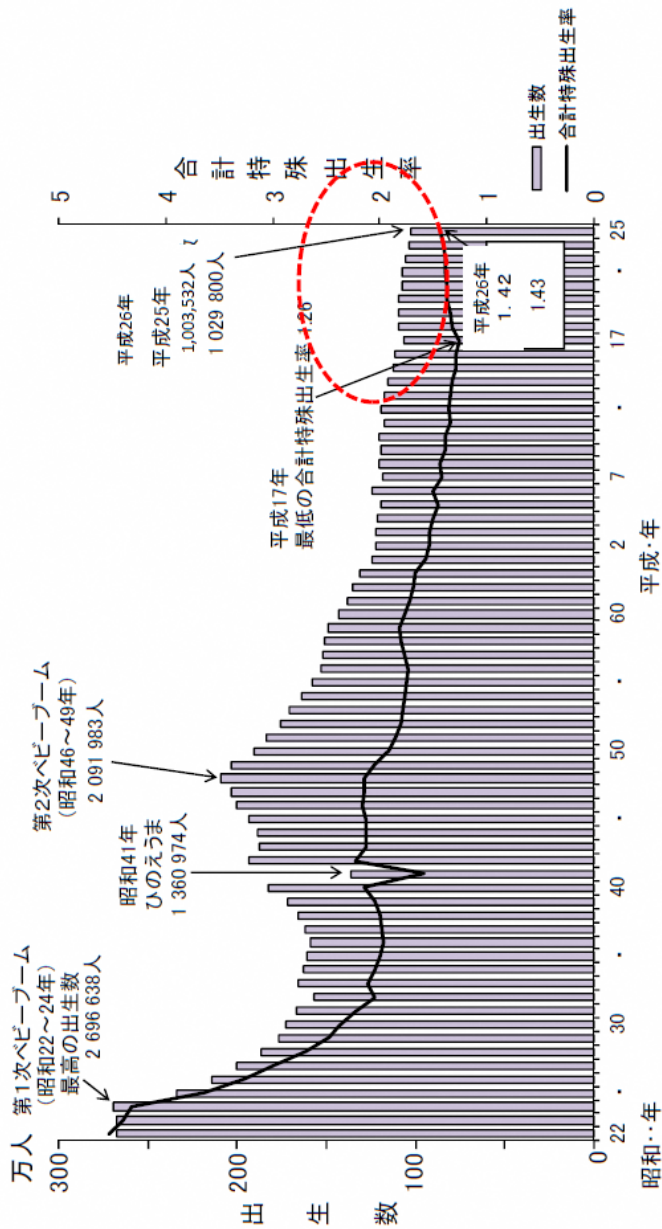
¹ 以下3点の資料は、「内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局『地方創生』サイトより引用。

<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/h27-09daijin-koen.pdf>

日本の出生率・出生数の推移

- 出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。
- 合計特殊出生率は、人口置換水準(人口規模が維持される水準)の2.07を下回る状態が、1975年以降、約40年間続いている。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移
(昭和22～平成25年)

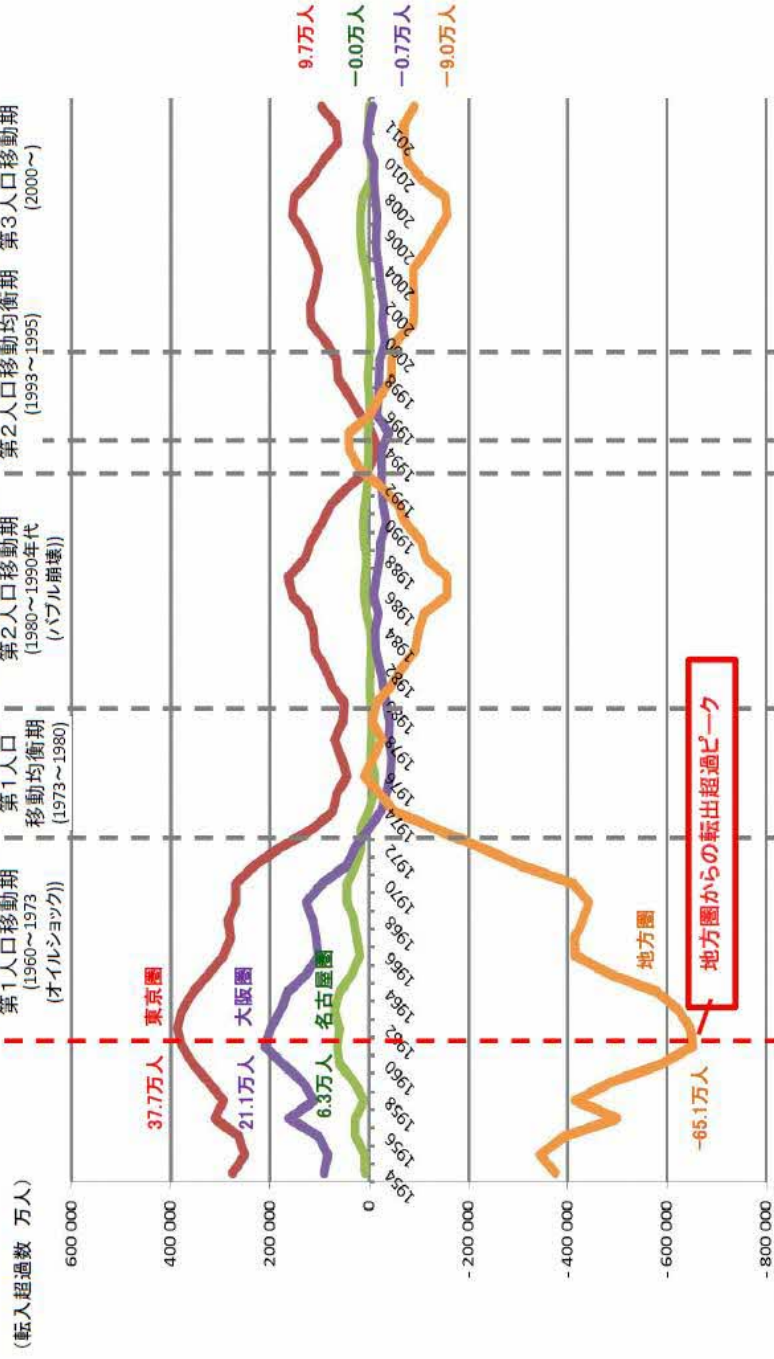


(出典)厚生労働省「人口動態統計」

人口移動の状況

■ これまで3度、地方から大都市(特に東京圏)への人口移動が生じてきた。

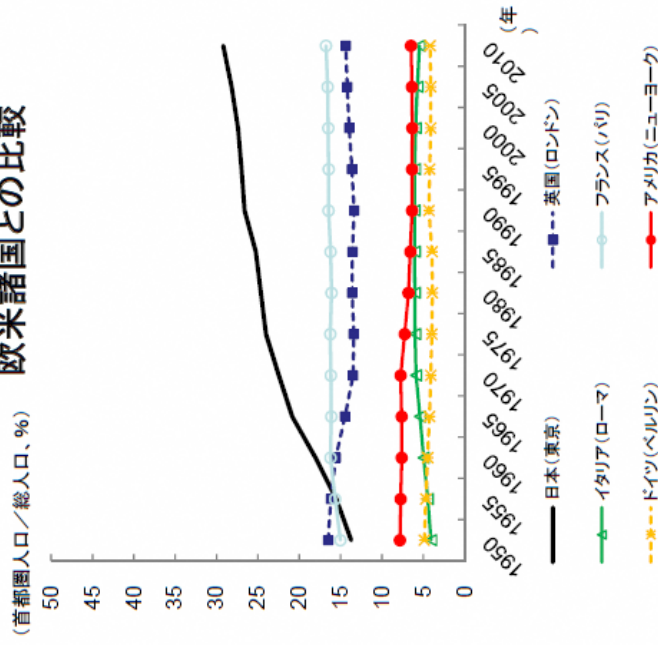
三大都市圏及び地方圏における人口移動(転入超過数)の推移



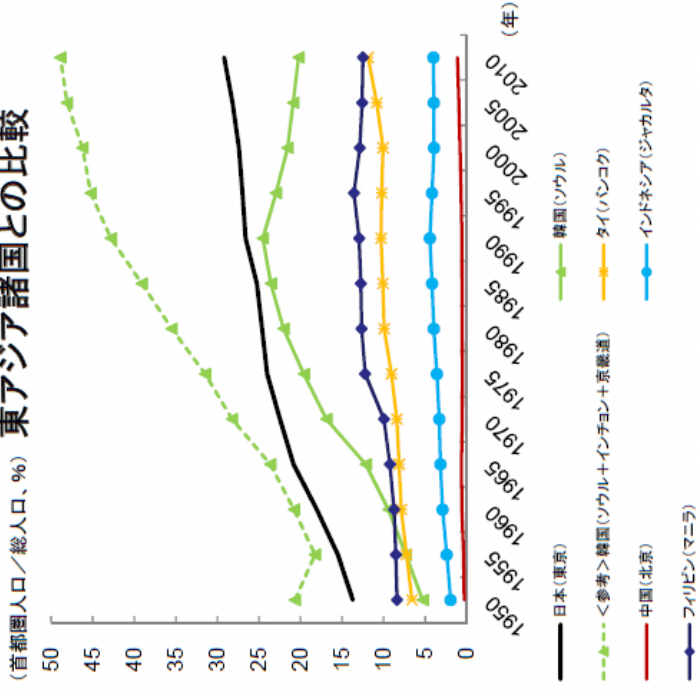
(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」
(注)上記の地域区分は以下の通り。
東京圏:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県
三大都市圏:東京圏、名古屋圏、大阪圏 地方圏:三大都市圏以外の地域

世界的にも例の少ない東京一極集中

欧米諸国との比較



東アジア諸国との比較



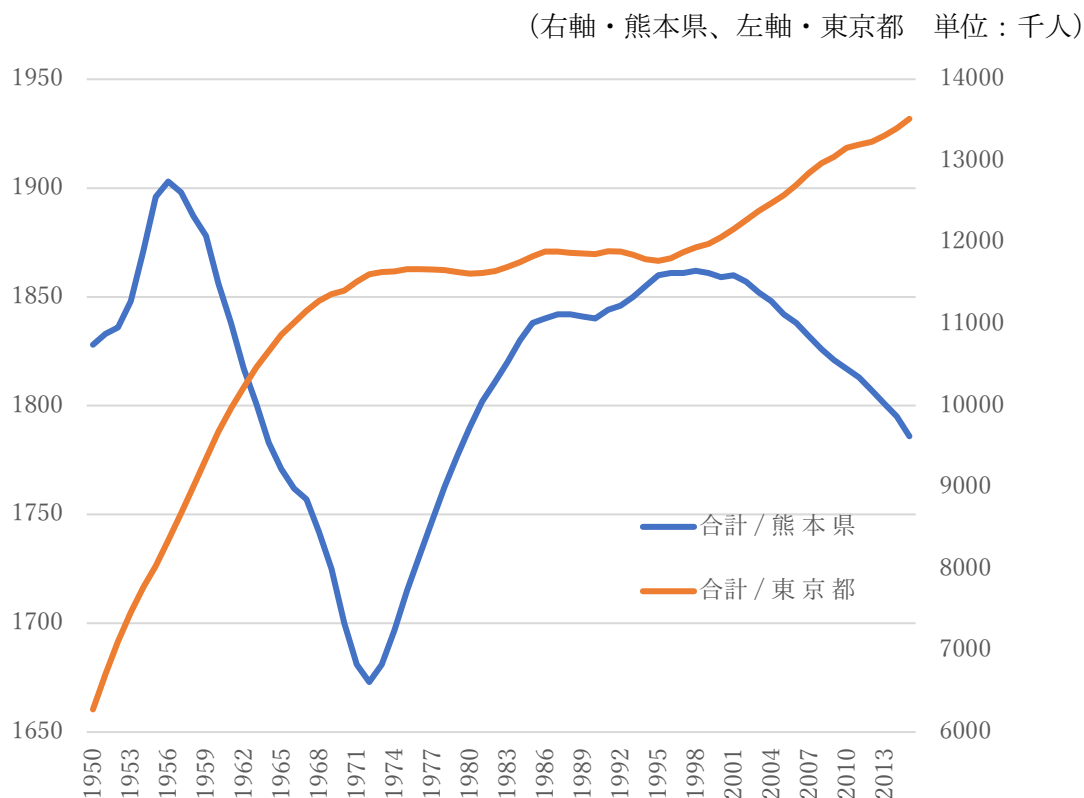
(備考) UN World Urbanization Prospects The 2011 Revisionより作成。
 (注) 各都市の人口は都市圏人口。ドイツ(ベルリン)、韓国(ソウル)は都市人口。
 日本(東京)の値は2005年国勢調査「関東大都市圏」の値。中心地(さいたま市、千葉市、特別区部、横浜市、川崎市)とそれに隣接する周辺都市が含まれている。
 <参考>韓国はKOSIS(韓国統計情報サービス)のソウル、インチョン、京畿道の合算値。

[資料出所] 国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン2050」(平成26年7月4日)の関連資料

上記資料では、戦後2度のベビーブームはあったものの、全体として出生数が減少傾向にあることには変わりがないこと、3度の人口移動を経て世界的にも類を見ない人口の首都圏集中型社会が形成されたことが見て取れる。

なお、上記引用資料3の期間に合わせて、東京都の人口と熊本県の人口推移を比較したグラフが以下のとおりである。

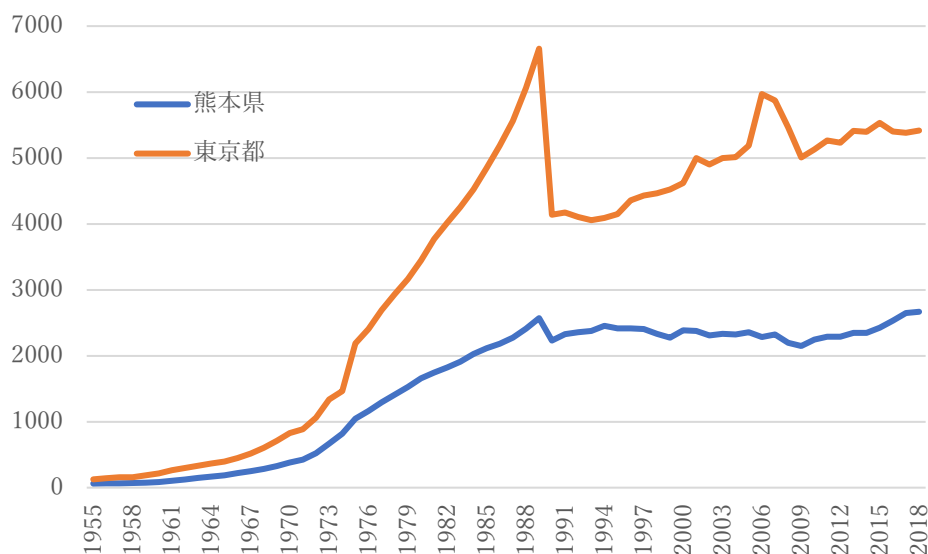
■東京都と熊本県の人口推移グラフ（1950年-2014年）



※データ元：熊本県ホームページ「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「熊本県人口ビジョン(令和3年(2021年)3月改訂版)」の策定について」の掲載データを利用。
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/18/86732.html>

引用資料2に示されている第2人口移動期において、熊本県においても大きく人口が減少しているが、東京都ではその間も人口は増加傾向にあり熊本県においても首都圏一極集中に伴う人口減少の影響を受けている。その後いったんは熊本からの人口流出は抑制傾向にあったものの、1995年頃を境に再び、首都圏での人口増加に反して県内での人口は減少するといった傾向が続いている。

また、上記グラフ期間に概ね対応する期間における一人当たり県民所得（県民総支出、県民総生産）の推移をグラフ化したものが次の図である。



※データ元：内閣府県民経済データのページよりデータを抜粋。グラフ内で異常な増減を示している箇所は、県民経済計算の基準年が改まったことや、計算の元となる数値が県民総支出、県民総生産、県民所得等に切り替わったことによるもの。

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/files_kenmin.html)

一人当たりの県民所得については戦後の高度成長期から始まって一貫して東京と熊本との間で乖離が大きくなる傾向にある。単純に人口の首都圏集中と、県民一人あたりの所得状況を結び付けて考えることはできないが、データ上は首都圏では人口も増加するにつれ一人当たりの所得（生産性）も伸びる傾向にあり、地方では人口も減少する上に生産性の伸びも首都圏ほどではないことが見て取れる。また、逆を言えば、首都圏においては効率的に「稼ぐ」ことのできる仕事が多いことから、首都圏に人口が流出している、という見方もできる。

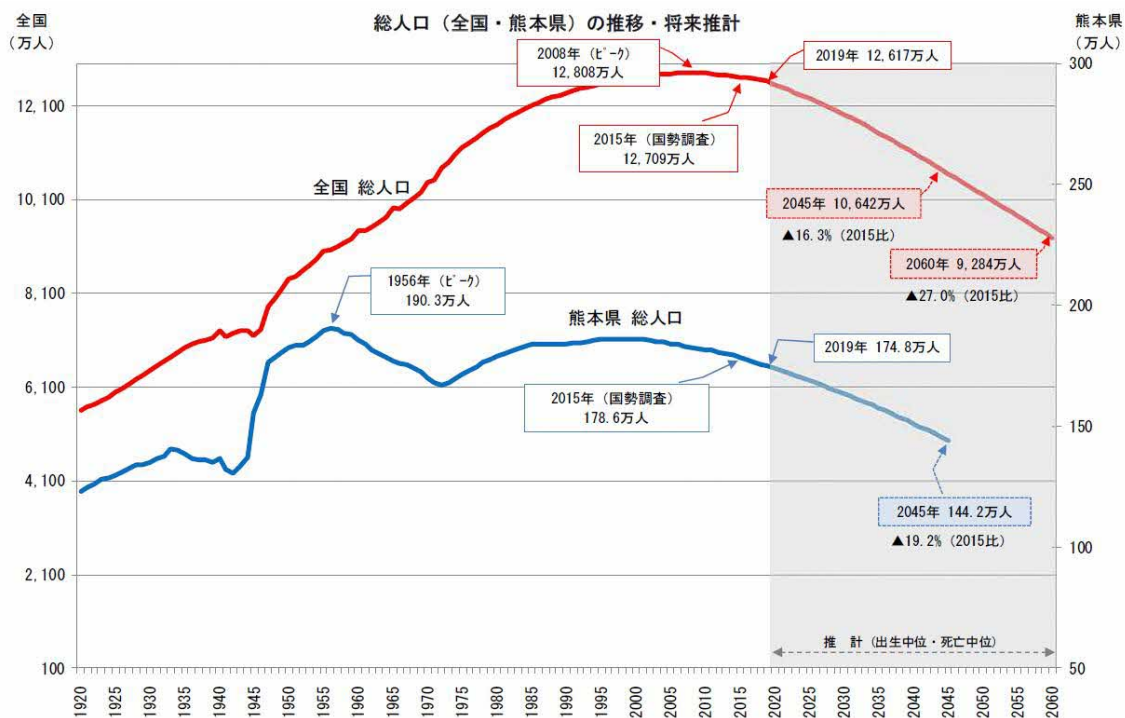
地方創生事業とは、このような状況を是正すべき、地方においても「ひと」を増やし「しごと」を確保することで、首都圏一極集中の状況を改善することを目標としている。

(2) 熊本県における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

熊本県においては、「まち・ひと・しごと創生法」第9条にて、掲げられている、「まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画」である「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「熊本県人口ビジョン」につき、平成27（2015）年10月に第1期戦略が策定された。

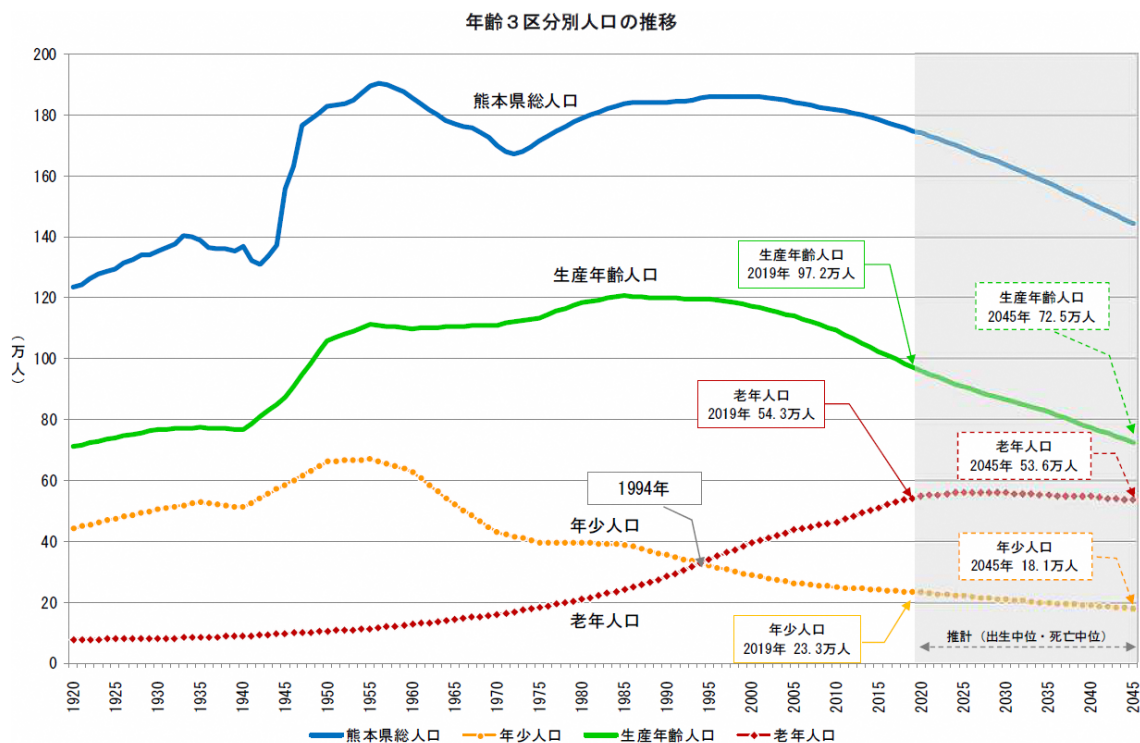
まず、「熊本県人口ビジョン」においては、熊本県における人口の推移を元に将来の人口推移、人口構成の変化が分析されている。²

<引用資料4：総人口（全国・熊本県）の推移・将来推計>

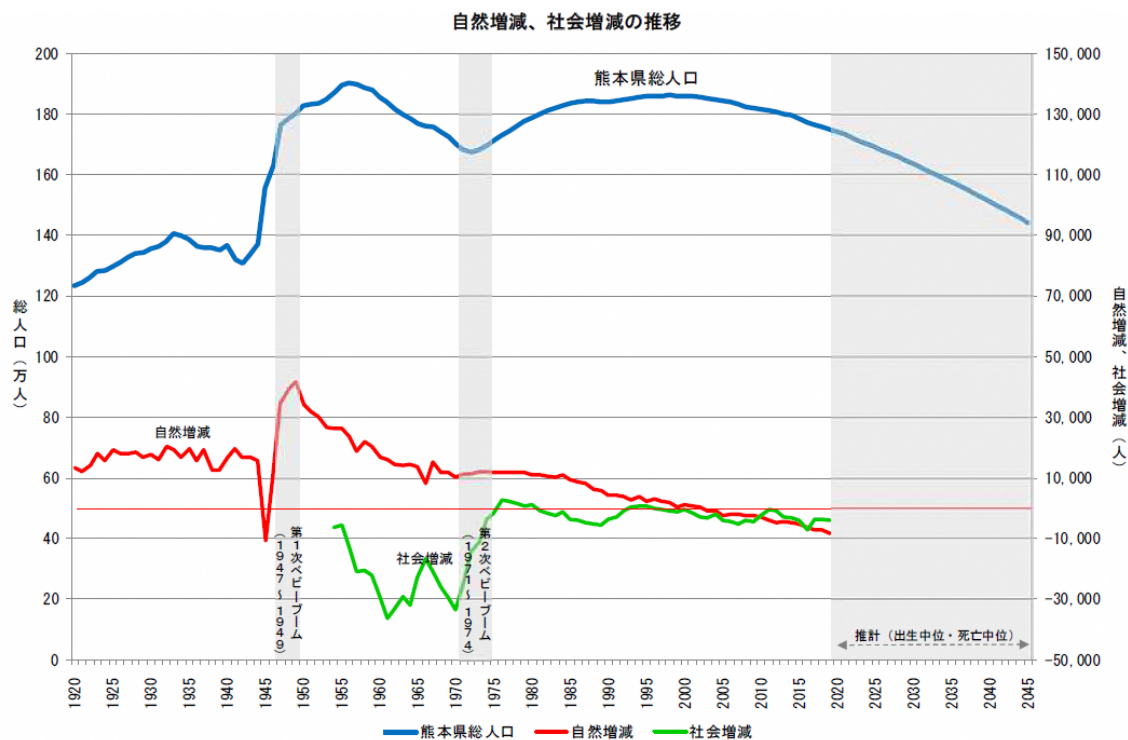


² 熊本県人口ビジョン 平成27年(2015年)10月(令和3年(2021年)3月改訂)より

<引用資料5：年齢3区分別人口の推移（熊本県）>



<引用資料6：自然増減、社会増減の推移（熊本県）>



<引用資料1>では、過去の人口推移と今後の人口見込が示されている。少子高齢化による影響で人口減が見込まれることは熊本に限らず国全体としての傾向であり、このような状況下で首都圏への一極集中が進むと、地方での人口空洞化がさらに深刻になることが容易に予想されるものと思われる。

<引用資料5><引用資料6>では、熊本県の人口構成の推移と、人口増減要因を自然増減と社会増減とに分けて検討されている。前出の第2人口移動期において、熊本県からは社会的な人口流出が続いたものの、その後自然増減が社会増減をカバーする形で人口減少に歯止めをかけていたことがわかる。ただ、日本全体として出生数が減少する中、熊本県においても2000年代前半において自然増減に関してもマイナスとなり、むしろ社会増減によるマイナスを上回ることも増えてきている。

一般的に、地域内の総生産量を上げるためには生産性を向上させるか、人口が増加することが前提となるため、県民総生産の向上を熊本県の発展の指標とみる限りにおいては、人口が増加していくことが発展のための重要な要素となる。これに対応するために、第一期「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、基本目標の1つとして「熊本への人の流れの再生・加速化と人材流出の抑制」が掲げられている。

第一期「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」は平成28年熊本地震を受け、平成28年12月に「熊本復旧・復興4カ年戦略」と一体化され、その後、令和3(2021)年3月に第2期戦略が策定された。

第一期戦略に、熊本復旧・復興4カ年戦略を一体化した後に公表された際に、本戦略の策定趣旨等について、以下の通り示されている。

■熊本復旧・復興4カ年戦略（平成28年12月）より抜粋

1 策定の趣旨・ねらい

平成28年4月14日と16日の二度にわたり、かつて経験したことのない震度7の地震が熊本を襲い、この地震により多くの尊い命が失われました。

住家被害は、約8千3百棟の全壊を含み約17万6千棟を超え、農業、製造業、観光業をはじめとする地域経済や公共施設も甚大な被害を受け、熊本城や阿蘇といった熊本の宝も深く傷つきました。

(中略)

このため、いち早く「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」(以下「復旧・復興プラン」という。)を策定し、10月にはその改訂を行い、県民の皆様へ、復旧・復興の方向性と、熊本の将来への展望をお示ししました。

今回策定する蒲島県政3期目の基本方針となる「熊本復旧・復興4カ年戦略」は、県民総幸福量の最大化の考え方を継承しながら、「災害に強く誇れる^{たから}資産を次

代につなぎ夢にあふれる新たな熊本の創造」を基本理念としました。また、復旧・復興プランを基本に、全国に先駆けた取組みを進めてきた「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を一本化し、熊本の将来の礎を築くために重点的に推進する主な取組みを明らかにしたものです。

（中略）

3 「まち・ひと・しごと創生法」「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン」との関係

熊本復旧・復興 4 カ年戦略（第 5 章を除く）は、平成 27 年 10 月に策定した総合戦略を改訂し、「まち・ひと・しごと創生法」第 9 条に基づく熊本県のまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的計画とします。

また、復旧・復興プランに掲げた具体的な各取組み（第 3 章の 2 新たな熊本の創造に向けた取組みのうち、概ね 4 年間の取組み）は、その全てを熊本復旧・復興 4 カ年戦略第 4 章に包含し推進します。

この戦略をまとめた「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略（概要版）」が次ページの図表である。

熊本復旧・復興4カ年戦略

【主な事項】

【戦略の期間：次期戦略策定まで】

※「復旧・復興プラン」の平成31年度までの全取組みを包含し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一本化

基本理念

「災害に強く 誇れる 夢にあふれる 新たな熊本の創造」

「県民の総力を結集し、将来世代にわたる県民総幸福量を最大化する」

基本目標

- 1 災害に強く 県民が夢と誇りをもち安心して暮らしている 熊本の創造
- 2 熊本を支える 力強い産業の復活・発展と、魅力ある雇用の創出
- 3 熊本への人の流れの再生・加速化と、人材流出の抑制
- 4 県民の結婚・出産・子育ての希望の実現

○県民総幸福量 70ポイント
○社会減速 1,430人に半減
○6年間の出生数 92,670人

取組みの方向性と実現に向けた施策

1 安心で希望に満ちた暮らしの創造

～安心・希望を叶える～

施策1 家族や地域の強い絆が息づく地域づくり

- ◆「すまいる」再建・災害公営住宅建設・住宅再建・宅地復旧の推進
- ◆「みんなの家」整備などコミュニティ形成支援
- ◆「地域支え合いセンター」設置・運営支援
- ◆南阿蘇村立野地区寄添支援、東海大学阿蘇キャンパス再開支援
- ◆「買い」物弱者や三世代同居の支援など集落生活圏形成の推進

施策2 安全安心で暮らし学べ生活環境づくり

- ◆被災者や生活困窮者の生活再建支援
- ◆学校の耐震化、防災拠点・避難所としての機能整備
- ◆民間団体等と連携した子供の居場所づくり等の支援

◇女性が輝き活躍できる環境整備、若者・高齢者・障がい者の活躍促進

施策3 あらゆる状況に備える医療・福祉提供体制の構築

- ◆医療・社会福祉施設の耐震化など防災対策促進
- ◆「くまもと暮らし安心システム」(地域包括ケア等)の構築

◇結婚・妊娠・出産・子育てのステージに応じた支援
◇多子世帯の保育料軽減措置の拡充

2 未来へつなぐ資産の創造

～未来の礎を築く～

施策4 災害に負けない基盤づくり

- ◆幹線道路ネットワークの整備などリダンダンジニアの確保
- ◆道路、河川等の社会資本等の強靱化
- ◆防災拠点となる庁舎等の耐震化・機能充実
- ◆震災コミュニティ等あり方検討

施策5 地域の特性を活かした拠点・まち・観光地域づくり

- ◆熊本都市圏東部地域等の復興のまちづくり
- ◆「九州を支える広域防災拠点構想」に基づく拠点施設機能強化
- ◆地域資源の発掘・磨き上げ等による観光地域づくり

◇「やつしろ物流拠点構想」の具体化に向けた検討
◇「産直」に連動可能な県北地域など地域の魅力を活かした取組みの支援
◇「熊本コネクション」を活用した移住・定住の促進

施策6 くまもとの誇りの回復と宝の継承

- ◆熊本城や阿蘇神社など文化財の修復
- ◆阿蘇の草原再生、地下水と土を旨む取組みの推進

◇万田坑、三角西港、崎津集落、人吉球磨地域の相良700年の文化、菊池川流域の米作りの歴史などを活用した地域づくり
◇有明海・八代海の再生に向けた取組みの推進

3 次代を担う力強い地域産業の創造

～地域の活力と雇用を再生する～

施策7 競争力ある農林産業の実現

- ◆農地の大区画化、農地集積、「熊本広域農場構想」の展開
- ◆熊本型農業育成の仕組み構築、収益性の高い次世代型農業の展開
- ◆森林経営強化、流通体制整備、CLT等の新技術活用による需要拡大
- ◆漁場の環境改善、リサイクル等の協業化推進、新たな養殖技術の確立
- ◆産果場等の再編整備、農林水産物のPR、学校給食等での産地地消

◇中山間地域のしごとづくりの推進
◇「県南フードハル」構想に基づく取組みの支援

施策8 県経済を支える企業の再生・発展

- ◆ICT・IoT・AI活用によるサービス産業をはじめとした企業の生産性向上
- ◆リーディング企業の創出及び株式会社上場の支援
- ◆半導体・自動車関連や医療・食品関連等の成長分野を対象とした企業誘致
- ◆事業継続計画(BCP)策定による災害に強い体制構築の促進

施策9 自然共生型産業を核としたオープンイノベーション機能の確立

- ◆自然共生型産業(アグリ・バイオ・ヘルスケア等)など新事業創出支援
- ◆クラフトファンディングを活用した「ふるさと投資」による企業支援

◇水俣、芦北地域雇用創出協議会などの地域資源のブランド化支援

施策10 地域資源を活かす観光産業の革新・成長

- ◆熊本城の復元過程を活用したツアー等による新たな誘客の促進
- ◆「くまもと版DMO」による滞在型観光の更なる推進
- ◆ホテル・旅館等の復旧と高付加価値化の取組みの支援

施策11 地域を支える次代を担う人材確保・育成

- ◆UUJターン就職支援センターによる人材確保
- ◆アルバイト企業の認定による若者の県内企業への就職促進
- ◆医療・福祉、建設・交通分野など地域を支える人材の確保・育成

◇高等教育機関と連携した水俣環境ア카데미の取組みの支援

4 世界とつながる新たな熊本の創造

～世界に挑み、世界を拓く～

施策12 空港・港の機能向上によるアジアに開くゲートウェイ化

- ◆「大型空港 NextStage」に基づく空港の機能強化等の推進
- ◆年間70隻以上のクルーズ船寄港実現と県内各地への効果波及
- ◆耐震強化岸壁の整備など熊本港・八代港の海外展開拠点化の推進

施策13 世界と熊本をつなぐグローバルの創出

- ◆くまもとを活用した「KUMAMOTOブランド」の世界展開
- ◆女子ハンドボール世界選手権大会やラグビーワールドカップの開催
- ◆「英語教育日本一」、留学・進学支援によるグローバル人材育成

川辺川ダム問題・水俣病問題・TPPへの対応 及び 適切な行財政運営

政策評価と進行管理

- ▶ 各分野の基本計画等と一体となった果敢推進
- ▶ 熊本版地方創生コンセンサス(ジェ)の活用や、人事交流協定を目標とする
- ▶ 県と市町村との連携による復旧・復興など地方創生の推進
- ▶ 「幸せ実感くまもと『まち・ひと・しごと』づくり推進会議」

政策評価を活用したPDCAマネジメントサイクルによる成果重視の県政運営を実施
各分野の基本計画等と一体となり、具体的な取組みの展開を図り、県政全体を推進
「熊本版地方創生コンセンサス(ジェ)の活用や、人事交流協定を目標とする、地域ニーズに応じた取組みを推進
産官学金労言などの関係者と課題等と認識共有を深め、協働して推進

着実な推進に向けて

熊本地震後に改訂された戦略であるため、災害復興に関する目標や取組の設定が多く見受けられるものの、基本目標として前述した人口増に関しても含まれており、その観点から必要と考えられる地域づくりや産業育成、人材確保といった施策が盛り込まれている。

今回監査の対象とした地域創生事業に関しても、熊本県の発展の前提として人口増加を下支えする産業の振興に重点を置いて実施されている面が強い。

(3) 熊本県の地方創生事業の概要と予算規模

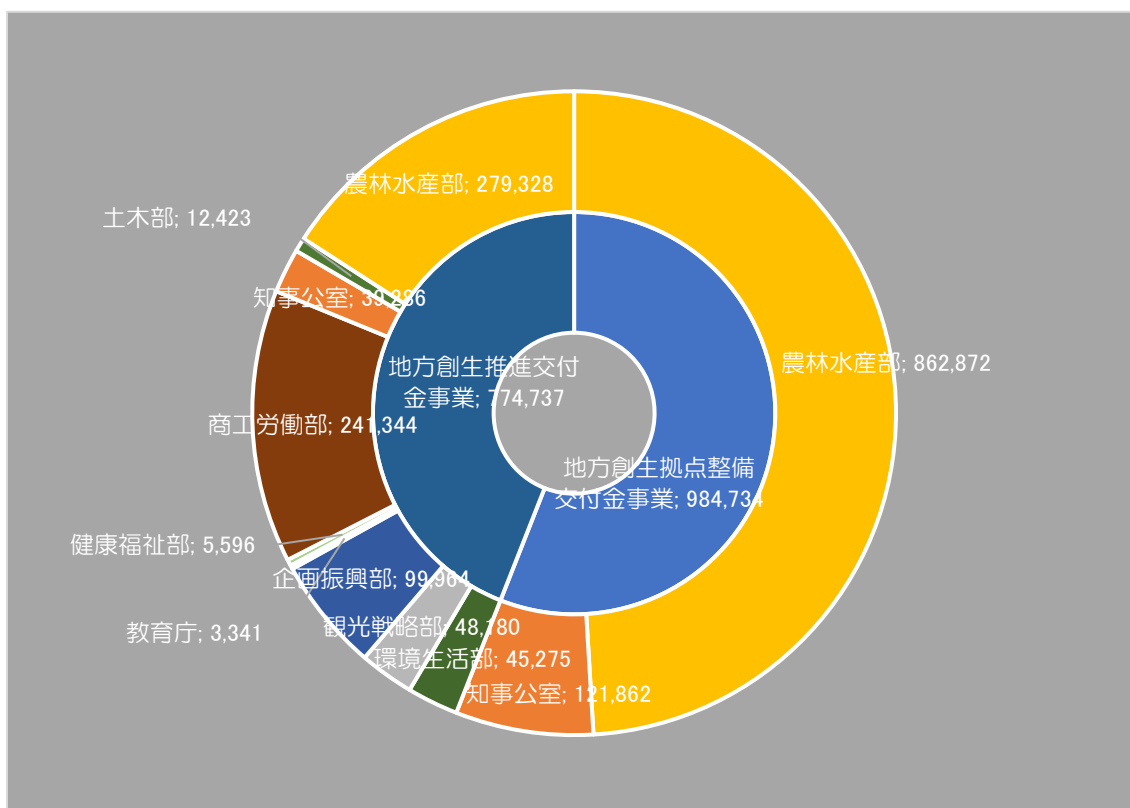
地方創生事業は大きく以下の2つに分かれている。

①地方創生推進交付金事業

②地方創生拠点整備交付金事業

各事業の概要については、本報告書末尾の資料編にて、国及び熊本県の作成した資料を掲げているため、ここでの詳細の説明は省略するが、交付金の交付対象となる各事業者が実施する事業を支援するものであり、上記のうち、①については、地方創生の充実・強化に向けた取組み、②については地方創生につながる施設整備等を支援するものであり、本報告書内においては便宜的に、①に該当する事業を「ソフト事業」②に該当する事業を「ハード事業」と呼ぶ。

主に監査の対象とした令和元年度の予算規模はソフト事業で774百万円、ハード事業で984百万円となっており、事業別の予算内訳については、後述「資料編」にて掲載している。なお、各事業を担当する部署別の予算を図示したものは以下の通りである。



部署別では農林水産部の予算が、ハード事業、ソフト事業を合わせた全体予算のおよそ 65%を占めており、次いで商工労働部が所管する予算がこれに続く規模となっている。

今回の外部監査にあたっては、監査の対象とした個別の事業の管理が各部署で完結していることに鑑み、予算規模の大きい農林水産部および商工労働部の事業を対象に監査を実施している。

第3 監査の結果及び意見

I. 監査の結果の概要

各個別事業に関する監査の結果、以下40件（指摘事項1件、意見39件）の事項について記載している。

内容	ページ
ソフト事業<推進3> 熊本都市圏東部地域をはじめとした創造的復興による地方創生プロジェクト	
(1) BCP策定等推進事業	
1. 予定価格の歩切りについて【意見】	22
ソフト事業<推進5> 中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト	
(2) 小ロット県産食材販路開拓支援事業	
1. 随意契約の選定過程について【意見】	27
2. 支援方法について【意見】	27
3. 見積内容の確認について【意見】	28
4. 募集期間について【意見】	28
(3) 中山間地域等JA参入営農モデル事業	
1. 事業の対象について【意見】	31
(4) 農業法人の広域展開支援事業	
1. 事業の募集について【意見】	34
2. 債務超過の法人に対する補助について【意見】	36
3. 補助金支給後のモニタリングについて【意見】	36
(5) 林建・異業種連携機械導入支援事業	
1. 概算払いの基準について【意見】	39
2. 補助金支給後のモニタリングについて【意見】	39
(6) くまもと地域材利用拡大促進事業	
1. 事業内容について【意見】	41
(7) くまもとの木材グローバルセールス支援事業	
1. 事業の達成目標について【意見】	44
(8) くまもと里モンプロジェクト推進事業	
1. 審査体制について【意見】	47
(9) 世界農業遺産推進事業	
1. 今後の事業の方向性について【意見】	54
(10) 放牧活用型草原等再生事業（継続事業分を除く）	
1. 補助金支給後のモニタリングについて【意見】	57

2. 事業内容について【意見】	58
(11) ひと・うし・しごとづくり事業	
1. 度重なる事業期間の延長について【意見】	60
2. 研修期間中の研修生の生活支援について【意見】	61
ソフト事業<推進6> 「攻めの経営」「選ばれるしごと」による企業力向上プロジェクト	
(12) 働きやすい職場改善促進事業	
1. 予定価格の歩切りについて【意見】	64
2. 受託者の選定方法の変更について【意見】	64
(13) 担い手育成支援事業	
1. 委託料の前金払について【意見】	66
ソフト事業<推進8> 自然共生型産業を核とした地域未来投資促進プロジェクトおよび ソフト事業<推進9> IoTを活用した熊本発！未来投資促進プロジェクト	
(14) 地域未来投資促進事業	
1. 審査基準点を満たすに事業計画における予算について【意見】	72
2. 様式第1号 帳票整理表の見積2について【意見】	73
3. 合見積りや取得財産等の管理を必要とする際の消費税について【指摘事項】	73
4. 取得財産等の管理について【意見】	74
5. 債務超過の事業者に対する補助金交付について【意見】	75
(15) 社内イノベーションによる未来投資促進事業	
1. 予定価格の歩切りについて【意見】	78
ソフト事業<推進10> 地方創生未来型農業の拠点づくり支援プロジェクト	
(16) 地域経済牽引事業への重点的な支援事業 および ソフト事業<推進13> くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化プロジェクト	
(17) フードバレー地域農産物加工施設整備支援事業	
1. 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産の実在性について【意見】	82
2. 補助金等に係る消費税相当額の取り扱いについて【意見】	84
3. 補助対象事業者の事業の継続性について【意見】	88
4. 補助対象経費の金額の妥当性について【意見】	90
ソフト事業<推進20> 「選ばれる熊本」を目指して！人の流れ創出プロジェクト	
(18) 小規模事業者復興支援コーディネート事業	
1. 委託料の概算払について【意見】	93
(19) (工業系) 高校生県内就職率アップ推進事業	
1. 決算書の使用目的・検討方法について【意見】	95
2. 借入金の利子相当額に対する補助金について【意見】	96
(20) 熊本型人財マッチングプラットフォーム事業	

1. 単独見積りについて【意見】	101
2. 取得財産等の管理について【意見】	103
ハード事業	
(21) 阿蘇草原を活用した畜産農家の放牧・飼養管理生産性革命プロジェクト	
1. 当初予算からの設計変更について【意見】	106
(22) 長期貯蔵による農産物の生産性向上・高付加価値化拠点形成プロジェクト	
1. 登録事業者の審査制度について【意見】	111
(23) 情報通信及び解析技術を活用した施設園芸の統合環境制御による生産性向上プロジェクト	
1. 公共工事の事務手続きについて【意見】	115

上記、報告の対象となった事業については、後掲「資料編」の「各推進プロジェクトの概要に関する資料（熊本県提供）」において、網掛け表示している。

また、上記の個別意見とは別に監査結果に添えて提出する意見として以下の2点を掲載している。

内容	ページ
(1) 予算の繰越について	119
(2) KPI の設定と事業評価について	125

II. 監査結果の詳細について

ソフト事業<推進3> 熊本都市圏東部地域をはじめとした創造的復興による地方創生プロジェクト

(1) BCP 策定等推進事業

A. 事業の概要

プロジェクト	熊本都市圏東部地域をはじめとした創造的復興による地方創生プロジェクト		
事業名	BCP 策定等推進事業		
事業概要	熊本地震により多くの企業が生産や営業停止を余儀なくされ、本県経済は未曾有の危機に陥ったことを踏まえ、全国の防災・減災のモデル地域となるよう、地域企業の BCP 策定支援などにより、災害に強い産業基盤の構築を推進するための事業。具体的には、BCP 等に関するセミナー・ワークショップの開催や専門家派遣等により、県内企業への普及啓発や事業継続力強化計画の策定支援等に取り組んでいる。		
事業期間	(平成 29 年度～令和 3 年度)	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去 3 年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・件)

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業費総額	5,885	6,462	6,259
交付金額	2,907	3,190	3,128
支出件数	1	1	1

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29		H30		R1	
			目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
BCP 策定支援延べ企業数	件	22	—	302	—	567	400/4年	804
							※	

※令和元年までの 4 年間

B. 監査の結果と意見

1. 予定価格の歩切りについて【意見】

<発見した事実もしくは現状>

BCP 策定等推進事業を確認したところ、各種業務委託契約を結ぶにあたり、積算資料や算定基礎の中で単価や工数に基づき設計金額を算出しているが、予定価格調書において設計金額から端数切捨てで減額することで、予定価格が設計金額と異なるものが見受けられた。

また確認した範囲では、業者からの見積りの金額が設計金額、予定価格のいずれの額をも下回っていたため実質的な影響はなかったといえる。

<問題点>

熊本県会計規則では、予定価格について以下のように定められている。

(予定価格)

第 94 条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、第 89 条の規定に準じて予定価格を定め、予定価格調書を封書にしなければならない。

(予定価格)

第 89 条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等により予定し、その予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かななければならない。ただし、次の各号に掲げる入札については、当該入札を執行する前に予定価格を公にすることができる。

(1) 建設工事又は測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託若しくは道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託に係る入札

(2) 樹木保護管理の委託に係る入札

(3) 普通財産(不動産に限る。)の売払いに係る入札

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、加工、売買、供給、使用等の契約の場合には、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

積算資料や算定基礎により算出された設計金額後の歩切りについては規定が無く、歩切りの仕方についても一律でないため恣意性が生じているといえる。

また、歩切りの取り扱いについて参考になるものとしては、平成 26 年 12 月に国土

交通省 土地・建設産業局 建設業課より「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について、以下のように通知されている。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）の改正により、いわゆる「歩切り」による予定価格の切り下げは法律違反であることが明確になりました。

「歩切り」を根絶すべき、これだけの理由

住民のくらしと安全を支えるインフラのメンテナンスや災害対応を持続的に行うことは、自治体にとって今後ますます重要な課題となります。改正品確法においては、インフラの将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務が大幅に拡充され、発注者は適切な積算により予定価格を適正に設定することとされました。「歩切り」が行われると、予定価格が不当に引き下げられることにより、

- ・見積り能力のある建設業者が排除されるおそれがあること
- ・ダンピング受注を助長し、公共工事の品質や安全の確保に支障をきたすこと
- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な適正な利潤を受注者が確保できないおそれがあること

・下請業者や現場の職人へのしわ寄せ（法定福利費のカット等）を招くこと

などが懸念され、インフラのメンテナンスや災害対応等、10 年後、20 年後の地域の維持に支障が出るおそれがあります。

また、予定価格が実勢価格と乖離することとなり、入札不調の発生につながるおそれもあります。

このような弊害があるため、現状のような予定価格調書作成者の裁量による歩切りは問題であるといえる。

<改善策>

設計金額は厳密な積算に基づいて算定されているのであるから、これを安易な歩切りにより、変動させることは好ましくない。また、根拠となる規定も無いことから、設計金額をそのまま予定価格とすることが望ましいといえる。

なお、当該事案については、出納局から以下のような通知文が令和 3 年 3 月 11 日に発出されており、今後は改善されるものと考えられる。

建設工事等以外に係る予定価格の適正な設定について（通知）

このことについて、建設工事等に係る予定価格については、改正公共工事品質確保法に基づき、別添通知のとおり端数処理を廃止し、設計金額と同額とすることとされています。

建設工事等以外に係る予定価格も、熊本県会計規則第 89 条第 3 項において、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとしているため、下記のとおり建設工事等と同様に取扱うこととしますので遺漏のないようお願いします。

記

1 予定価格の設定

建設工事等以外の予定価格の設定についても、熊本県会計規則第 89 条第 3 項に基づき、適正に定めるものとし、端数処理を廃止し、設計金額と同額とする。

2 施行日

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

ソフト事業＜推進5＞ 中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト

(2) 小ロット県産食材販路開拓支援事業

A. 事業の概要

プロジェクト	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト
事業名	小ロット県産食材販路開拓支援事業
事業概要	<p>1. 補助金・助成金の概要</p> <p>生産量は少ないものの、魅力ある農林水産物等について、食材の供給拠点となる農業者のネットワークや直売所等による県外の新たな流通ルートの構築、及び継続的な取引につなげるための取組みを支援します。</p> <p>県産農林水産物及び県産農林水産物を主原料とする加工品の供給拠点となるネットワークを構築し、県外への新たな流通ルートの構築、及び継続的な取引につなげるため取り組む次の事業</p> <p>(1) 農業者、農業者団体及び県外実需者との連絡調整 (2) 新たな販路開拓に必要なテストマーケティング (3) 展示会・商談会への参加 (4) 県外実需者の招へい等による県外販路拡大</p> <p>2. 補助金・助成金の対象経費</p> <p>連絡調整等に係る経費、テストマーケティングに係るサンプルやその輸送等に係る経費、商談会出展等に係る経費、県外実需者の招へい等に係る経費</p> <p>1 小ロット品目の百貨店等への商談、試験販売</p> <p>県内には、数量は少ないものの多彩な品目が各地域に存在しており、県内直売所等が中心となって、大都市圏のホテルやレストラン等に売り込んでいる。しかしながら、大都市圏のこだわりのある百貨店等と取引する場合、信用度が低く、販売スキル等も不足していることから、取引成立が困難となっている。そこで、百貨店等に対して信用や販売スキル等が高い卸売業者等へ業務委託して、売込みをするとともに、新たな流通ルートの構築及び継続的な取引に繋げるための実証事業を関東及び関西で実施した。</p> <p>2 スーパーマーケットトレードショー（SMTS）出展支援</p>

	<p>大都市圏の実需者ニーズに対応できる流通ルートの構築及び販路拡大のため、商談会への出展支援及び出展者への営業戦略支援等の県産食材販売営業力強化に係る支援を行う。</p> <p>国内最大級の首都圏商談会に出展することで、大都市圏の実需者と効果的な商談が実施でき、県産食材等の販路拡大につなげる。令和元年度から会場設営等の出展補助業務のみならず、出展者の販売スキルを向上させる営業戦略支援業務を追加している。</p>		
担当部局	農林水産部 流通アグリビジネス課		
事業期間	平成 29 年度～令和元年度	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位:千円・件)

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業費総額	14,561	14,642	12,856
交付金額	7,281	6,829	6,226
支出件数	3	3	4

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
関東商談成立品目数	個	—	—	19	—	7	—	14
関西商談成立品目数	個	—	—	8	—	15	—	14
SMTS 商談成立数	件	—	—	55	—	119	—	48

※参考情報：提案品目と商談成立品目の対比

	H29		H30		R1	
	提案品目数	商談成立品目数	提案品目数	商談成立品目数	提案品目数	実績値
関東	40	19	41	7	48	14
関西	18	8	15	15	15	14

B. 監査の結果と意見

1. 随意契約の選定過程について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

卸売業者を活用した販路開拓支援事業（首都圏）（関西圏）について、販路開拓を委託する業者を選定するに当たって、業務を委託できる可能性のある3社を選定し、要件を満たしているか検討したうえで、最終的に1社しか合致しなかったことから、随意契約を実施している。

<問題点>

そもそも首都圏も関西圏も3社しか検討にあがっていない。随意契約を実施する前提で要件を満たさない業者を対抗馬に選定するリスクもある。3社に絞りこむ過程も明確にする必要がある。

しかし、現状は保存されているファイルには記録は残されていない。

<改善策>

随意契約は例外的に認められる契約方法であることから、相手方を絞り込む過程は透明性を高くする必要がある。

今後、絞り込む過程についても記録を残す必要がある。

2. 支援方法について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

百貨店等への卸売業者を活用した販路開拓支援事業については令和元年度で終了している。

小ロットの生産品を販売する場合、現在の主流はホームページと SNS を活用した販売形式が有効であると考ええる。

<問題点>

しかし、このような販売形式は通信機器に精通しており、SNS での情報発信に関するノウハウが必要となる。

時代の流れはこのような販売形式に主軸が移ってきていることから、このような販売形式の活用を支援する必要がある。

<改善策>

今後熊本県として SNS とホームページを活用した小ロット県産食材の販路拡大のための支援を検討すべきである。

3. 見積内容の確認について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

当該事業は首都圏と関西圏で分けて契約をしている。

両社の見積内容を確認したが、項目については概ね一致しているものの、首都圏で契約した業者は人件費（(商談・資料作成等) 115,463 円が存在しており、関西圏ではこの項目がなかった。

また、プロモーションをする食材の掘り起こしのために、来熊し直売所を回るとのことであるが、首都圏の委託者は3回来熊するのに対し、関西圏の委託者は1回と、回数も異なっている。

<問題点>

このような内容の違いに対して理由を確認したところ、業者側の判断であり、県側としては特に確認はしていないとのことであった。

<改善策>

当該事業の目的を達するうえで、見積内容の吟味は不可欠であり、今後確認することが望まれる。

4. 募集期間について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

スーパーマーケットトレードショー（SMTS）出展支援事業に関し、当該事業の契約について、企画コンペ方式を採用している。

公告（県HP）	令和元年7月10日（水）
参加申込書提出期限	令和元年7月17日（水）
提案書提出期限	令和元年7月23日（火）

上記のように、公告から参加申込期限まで8日しかなく、非常にタイトなスケジュールとなっている。実際この年の参加者は2社のみであり、広く公募ができていないかは疑問である。

<問題点>

より支出の効果をあげるためには、広く参加者を募り、競争状態によりコンペを行ってもらふ必要がある。この点公募期間が8日は短く、十分な期間を確保できたとは

考えにくい。

<改善策>

今後は十分な公募期間を確保したうえで、競争状態を維持できるよう配慮する必要がある。現在は公募期間も長くし、以前公募に参加したことのある業者に対しては案内をするようにしているため、コンペには3～4社が参加しているとのことである。

今後同様の契約が発生した場合、十分な公募期間を確保するようにし、より多くの参加者がくるよう配慮する必要がある。

(3) 中山間地域等 JA 参入営農モデル事業

A. 事業の概要

プロジェクト	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト		
事業名	中山間地域等 JA 参入営農モデル事業		
事業概要	<p>中山間地域等における新たな営農モデルを構築するとともに、地域農業の担い手確保や雇用創出等に向けて、自ら農業経営に取り組む農業協同組合等を支援することにより、高度な取組みや新たな技術に支えられた農林水産業を基軸とした地方の活性化を推進することを目的とした事業である。</p> <p>支援内容は以下のとおりである。</p> <p>① 営農モデル計画策定のための支援 ② モデル計画を実践するための施設整備、機械導入の支援 ③ 営農モデルの機能強化のための調査、実証経費の支援</p>		
担当部局	農林水産部 農産園芸課 生産企画班		
事業期間	平成 29 年度～令和元年度	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去 3 年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位: 千円・件)

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業費総額	19,999	4,179	2,348
交付金額	9,999	1,934	1,976
支出件数	2	1	2

直近の令和元年度の事業においては、以下の 2 件が採択されている。

団体名	取組内容	成果
JA あしきた	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウスを整備 (36a) し、イチゴ観光農園開設 (平成 29 年度) ・水稻新品種「くまさんの輝き」等の栽培実証 (66a) と栽培暦作成 (平成 29 年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・イチゴ栽培開始により新たに 6 名雇用 ・くまさんの輝きの栽培実証で、地域内の作付面積が拡大 (平成 29 年度 1.5 ha⇒平成 30 年度 9 ha) ・新規就農者を育成 (平成 28 年度～令和元年度までに 5 名受入)

団体名	取組内容	成果
JA 鹿北	研修生向けのハウス整備、トラクタ一等導入（平成 29 年度～平成 30 年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・就農支援のための地域担い手支援センターを開所（平成 30 年度） ・新規就農者を育成（平成 30 年度～令和元年度までに 8 名を受入れ）

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
JA の農業参入数	JA	H27	3	2	3	3	3	3

B. 監査の結果と意見

1. 事業の対象について【意見】

＜発見した事実もしくは現状＞

当該事業は事業主体として JA ありきで構築されたものであり、他の法人等による事業展開は当初から検討されていなかった。これは過去における JA の実績や中山間地域という条件不利地での取り組みのため、営利を目的とした法人等では実施が困難であると予想されることから、当該事業の目的を達成するには JA が最適と判断されたためである。

また、当時 JA の改革も全国的に進められており、県内の農業において JA は重要な機能を果たしており、当時改革を支援する目的もあったものと思料される。

政府から求められている自己改革の内容

17年12月8日改訂の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の「農協改革」の節には、「単位農協は、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う必要がある。」としてその具体的な内容が記載され、最後に「5年間を農協改革集中推進期間とし、自己改革を実行するよう、強く要請する」としている。これは、14年6月24日改訂の同プランから同じ内容である。

14年6月に自民党と公明党がとりまとめた「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」の実行手段を農協法等の制度改革と自己改革に分類する、15年2月「与党取りまとめを踏まえた法制度等の骨格」(第2表)にも同様の文言がある。後者は前者の実行手段を農協法等の制度改革と自己改革に分類するものであり、第2表のとおり、同文書からは、自己改革について求められているのは、農協法等の改正が不要な部分であることが読み取れる。すなわち、単位農協のあり方に関する部分では、①「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切にリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す、②生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して(価格及び品質)、最も有利なところから調達する、とし、これらについては、「法改正不要(自己改革の実行を注視)」と記している。加えて、単位農協の人的資源等を経済事業にシフトできるようにすることも、単位農協・農林中金・信連・全共連の自己改革の実行を注視するとした。そして、単位農協のあり方に関しては、これら以外の項目については、法改正を行うこととした。

(農林中金総合研究所ホームページより)

なお、熊本県内のJAは以下の14団体である。

JA 熊本市	〒860-0812 熊本県熊本市中央区南熊本1丁目7-26
JA たまな	〒865-0058 熊本県玉名市六田7番1
JA 大浜	〒865-0055 熊本県玉名市大浜町2162-1
JA 鹿本	〒861-0562 熊本県山鹿市鹿央町持松159番地1
JA 菊池	〒869-1205 熊本県菊池市旭志川辺1875
JA 阿蘇	〒869-2612 熊本県阿蘇市一の宮町宮地387-5
JA かみましき	〒861-3243 熊本県上益城郡甲佐町白旗543-1
JA 熊本うき	〒869-0502 熊本県宇城市松橋町久具302-2
JA やつしろ	〒866-0043 熊本県八代市古城町2690
JA あしきた	〒869-5441 熊本県葦北郡芦北町佐敷424
JA くま	〒868-0302 熊本県球磨郡錦町一武2657-4
JA 本渡五和	〒863-0031 熊本県天草市南新町9-22
JA あまくさ	〒863-0032 熊本県天草市太田町1-2
JA れいほく	〒863-2503 熊本県天草郡苓北町志岐1010

<問題点>

現在 JA は多角的経営を進めており、民間企業と競合する事業も多数行っている。また、熊本県内においては農業法人も増えており(会社及び農事組合法人は1,200弱)、同様の機能を果たしうる団体も存在する可能性がある。よって、JA ありきでの事業の進め方が本当に適切であったか疑問がある。

要項等を確認したが、事業の目的はあるものの、何故 JA ありきの事業かを明確にした記載は確認できず、そもそも事業開始段階から JA ありきで進められたため、「事業の目的を達成するには JA しかない」ことを検討した記載は存在しなかったようである。

<改善策>

現在のように、JA と同様の事業を展開する団体が存在する中で、何故 JA ありきなのかは重要な問題である。同様の事業を展開する法人等からすれば、「何故 JA だけが補助を受けられるのか」疑問に感じる可能性もある。

民間の企業等に対する支援事業として、熊本県は以下のような事業を実施している。

「企業の農業参入トータルサポート事業」(参入企業スタートアップ支援事業)

支援内容：作物導入、加工開発、販路開拓、簡易な土地基盤整備

事業主体：企業等

補助率：3分の1以内、復旧・復興プラン該当市町村は2分の1以内

「企業の農業参入トータルサポート事業」(参入企業ステップアップ支援事業)

支援内容：6次産業化や規模拡大を目指した生産体制の強化のための施設整備や機械導入に係る経費を支援

事業主体：企業等

補助率：農地所有的確法人は2分の1以内、それ以外は3分の1以内

しかし、上記とはそもそも事業の目的を異にしており、補助要件も完全に同一とはいえないことから、やはり JA ありきの事業に対して疑問を抱く県民もあると考える。

今後、このように特定の団体を前提に事業が構築される場合、随意契約の理由と同様に、「なぜこの団体でないといけないのか」「この団体にしかできない機能は何か」等を明確にし、第三者に説明できるようにすべきと考える。

(4) 農業法人の広域展開支援事業

A. 事業の概要

プロジェクト	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト		
事業名	農業法人の広域展開支援事業		
事業概要	<p><事業目的></p> <p>中山間地域での雇用創出や地域の活性化を図るため、県内の農業法人が中山間地域に広域事業展開を図る取り組みを支援します。</p> <p><事業内容></p> <p>県内の農業法人が、中山間地域への広域事業展開を図る際に必要な作物等の導入及び簡易な土地基盤整備に必要な経費を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：農業法人（参入企業を除く。） ・補助率：1/2以内（上限3,000千円） <p><採択要件等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業法人が中山間地域の市町村と連携し、事業展開を図る。 ・農業法人が進出した市町村を優先して雇用を増やす。 ・事業展開の際に、進出協定を締結する。 		
担当部局	農林水産部 農地・担い手支援課		
事業期間	(平成29年度～令和元年度)	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位:千円・件)

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費総額	6,083	6,140	0
交付金額	2,816	2,842	0
支出件数	1	1	0

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
中山間地域の新規就農者増加数	人	218	258	240	258	220	—	—

B. 監査の結果と意見

1. 事業の募集について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

当該事業の農業法人に対する要望調査は熊本県のホームページにおいて行っていた。また、関係団体にも要望調査の実施について周知に協力してもらうよう依頼している。

事業年度ごとの要望調査数と申請・実施件数の推移は以下のとおりである。

年度	要望調査数	申請・実施数	備考
平成 27 年度	3 件	1 件	西原村に進出、新規雇用 1 名、1.2 ha でネギ、キャベツを栽培
平成 28 年度	2 件	1 件	西原村に進出、新規雇用西原村より 1 名、3.8 ha で甘藷を定植
平成 29 年度	2 件	1 件	あさぎり町に進出、新規雇用 1 名、180 m ² でにんにくをハウス栽培
平成 30 年度	1 件	1 件	産山村に進出、新規雇用者 2 名、6,400 m ² でトマトをハウス栽培
平成 31 年度	0 件	0 件	この年度を最後に事業を廃止している。

事業開始初年度の平成 27 年度においては、説明会に多くの団体が参加したようであるが、要望調査数及び申請・実施数は伸び悩んでいる。

平成 31 年度についてはホームページによる要望調査件数がゼロであったことから、要望調査期間を平成 31 年 7 月 26 日まで延長した。

- ・各広域本部（地域振興局）農業普及・振興課長
- ・各市町村農政主管課長
- ・一般社団法人熊本県農業会議会長
- ・JA 熊本中央会・連合会担い手・法人サポートセンター長
- ・熊本県農業法人協会会長

しかし、法人からの要望が無かったことから、当該事業は平成 31 年度で終了している。

<問題点>

募集については熊本県のホームページで行っており、誰でも閲覧可能な状況であることは問題ないが、当該事業の存在を認識しない限りホームページを閲覧することはないと考えられることから、要望調査の方法として十分であったかは疑問である。

また、当該事業の応募が少なかった原因として、平成 28 年度に発生した熊本地震が影響している可能性はあるが、事業従事者を新たに雇用することという条件が負

担だった可能性がある。

<改善策>

募集のための要望調査が当初ホームページだけであったが、当該事業の存在を知っている法人しか見ない可能性があり、十分周知されていることが前提となる。確認した範囲では関係団体にも周知協力をしてもらっているが、周知として十分であったかが疑問である。

現在は SNS 等を活用し、積極的に興味を持つ方に情報発信をする手段もあることから、今後同様の事業を展開する場合、SNS 等を活用することが望まれる。

また、今回要望はしたものの申請には至らなかった団体に理由をヒアリングする等し、制度の利用しにくい点があれば今後の参考することが望まれる。

2. 債務超過の法人に対する補助について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

平成 29 年度に採用された事業において債務超過の法人に対して補助金が支給されていた。

申請資料等を確認したが、債務超過状態であることについて検討を加えた様子はない。

<問題点>

債務超過の状態は法人の継続性において問題であり、結果的に補助事業が継続されないリスクが存在している。よって、債務超過状態の法人に補助をするには、事業継続の根拠を持って実施すべきである。

<改善策>

くまもと農業経営相談所（担い手育成総合支援協議会）に指導を仰ぐことを条件にする等、事業継続に対するリスクを下げることで補助する等の対応を検討する必要がある。

債務超過や不良資産の保有等、事業継続性に影響を与えるような要因を有していないか確認するために、チェックリスト等を活用することが望まれる。

3. 補助金支給後のモニタリングについて【意見】

<発見した事実もしくは現状>

現在補助金支給後のモニタリングは特に実施しておらず、雇用の継続状態や補助金で購入した資産の保有状況等は把握できていない。

<問題点>

県としては、補助金で取得した資産を処分する場合や、管理状況に変化が発生した場合、事業者側から報告するよう求めている。しかし、資産を処分したとしても報告をしない限り発覚しない可能性が高く、管理体制としては十分ではないと考える。

<改善策>

本来であれば補助金で取得した資産の保有状況を確認するため、毎年調査をすることが望まれるが、多くの事業を抱える状況で全て調査することは現実的ではない。

今後は重要な金額の資産の取得をしたものを中心に、サンプルベースで抜き打ちチェックを実施することが望まれる。抜き打ちで実施していることが噂になれば、抑止力としての効果も期待できる。

(5) 林建・異業種連携機械導入支援事業

A. 事業の概要

プロジェクト	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト		
事業名	林建・異業種連携機械導入支援事業		
事業概要	<p>建設業等異業種から林業への参入を促進し、林業担い手として労働力の確保を図るため、林業機械の導入に対する支援を行う事業である。</p> <p><取組む内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業者等が所有する機械のアタッチメントを交換して林業機械とする経費の補助 ・林業機械導入にかかる経費の補助 		
担当部局	農林水産部 森林局 林業振興課 林業担い手育成班		
事業期間	令和元年度～令和3年度	事業区分	推進 拠点整備

この事業によって補助される経費及び機械の取得の範囲は以下のとおりである。

補助対象経費	対象機械
建設機械のアタッチメントを交換して林業用機械とする経費（*）	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセッサ ・ハーベスタ ・フェラーバンチャ ・グラップル ・スイングヤーダ ・スキッド
林業機械を購入により導入する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・自走式搬器 ・林内作業車 ・チェーンソー ・刈払機 ・その他森林整備、素材生産事業に必要な機械（建設業機械を素材生産活動等の用に供する目的で、付属機械を購入する場合も含む）

*建設機械のアタッチメントを交換して林業用機械とする経費とは、林業用アタッチメントを購入により取得し、既存の建設業用機械のアタッチメントと交換する経費で、機械購入費及びその取付費用の合計から消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係

る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を除いた額とする

ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位:千円・件)

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費総額	—	—	1,452
交付金額	—	—	726
支出件数	—	—	1

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
連携会社数	社	16	—	—	—	—	50	26

B. 監査の結果と意見

1. 概算払いの基準について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

令和元年度の事業の中に補助金の全額を概算払いしている例が存在した。

林業振興課においては事業者からの要望があれば、概算払いを行うケースが多いとのことである。

<問題点>

補助金制度の原則的な取り扱いからすれば、事業完了後に支払実績を提示したうえで、補助金が交付される必要がある。

概算払いが認められるのは、資金繰り等の理由から概算払いを受けなければ事業を完了できない場合で、やむを得ない状況に限られる。

あくまでも例外的な対応である場合、どのような場合に概算払いが認められるか、ルールの特明瞭化が必要である。

<改善策>

今回の全額概算払いしているケースについても、何故概算払いが必要であったか、全額でないといけなかったのか等を明確にすることが望まれる。

2. 補助金支給後のモニタリングについて【意見】

<発見した事実もしくは現状>

当該事業では機械等の取得を伴うことから、耐用年数の期間は機械を勝手に処分

できないようになっている。(林建・異業種連携機械導入支援事業実施要領 第9)

しかし、補助金支給後は特にモニタリングは行っておらず、処分等が発生した場合、事業者側から報告するよう求めているに過ぎない。

<問題点>

よって、事業者が報告を失念又は意図的に漏らした場合、資産の処分の事実を県側は把握することができず、事業の目的が達成できない状況を放置することとなる。特に資金繰りの悪化した事業者については、勝手に処分をし、県への報告も実施しない可能性が高い。

<改善策>

本来であれば補助金で取得した資産の保有状況を確認するため、耐用年数の期間は毎年調査をすることが望まれるが、多くの事業を抱える状況で県職員が全て調査することは現実的ではない。

今後は重要な金額の資産の取得をしたものを中心に、サンプルベースで抜き打ちチェックを実施することが望まれる。抜き打ちで実施していることが噂になれば、抑止力としての効果も期待できる。

(6) くまもと地域材利用拡大促進事業

A. 事業の概要

プロジェクト	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト		
事業名	くまもと地域材利用拡大促進事業		
事業概要	<p>県民に地域材を利用した住宅建築やリフォーム等を選択してもらうため、地域住宅生産者グループ等が主体となって行う各種取組みに対して支援を行うことにより、県産木材の需要拡大を図る事業である。</p> <p><補助対象（取組）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地見学会 ・構造見学会 ・完成見学会 ・木造住宅セミナー ・自己啓発セミナー 等 		
担当部局	農林水産部 森林局 林業振興課 くまもと木材利活用推進班		
事業期間	令和元年度～令和3年度	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・件)

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費総額	—	—	3,776
交付金額	—	—	1,444
支出件数	—	—	7

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
木造率60%以上	%	62.6	—	—	—	—	60	63.6
活動への参加人数年間500人以上	人	—	—	—	—	—	500	469

B. 監査の結果と意見

1. 事業内容について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

当該事業の要件として、「くまもと地域材利用拡大推進事業実施要領」第3条にお

いて事業主体は地域住宅生産者グループとしており、具体的に特定の事業者（林業・木材産業関係者、建築士・設計事務所、住宅事業者等）が入っていることを求めている。

くまもと地域材利用拡大推進事業実施要領

別記第1号様式（第6条、第7条、第8条関係）

（4）事業主体の構成

- ア 林業関係者
- イ 木材関係者
 - うち 製材業者
 - 木材市場
 - プレカット業者
 - その他
- ウ 建築士・設計事務所
- エ 大工・工務店
- オ 建材流通業者
- カ その他

しかし、熊本県としてこの事業を通して達成したいと考えている目標を達成するための施策が、各事業主体が計画している事業においてどのように織り込まれているか、具体的な要件は課されていない。

<問題点>

要領にある事業主体の業種から判断すると、結果的にハウスメーカーが中心となったグループになってしまいがちであり、特定のハウスメーカーの宣伝に利用されることが懸念される。

宣伝に利用されたとしても熊本県の目標が達成できるのであれば問題ないが、住宅の販売は伸びても県産材の活用が進まないようであれば支出の効果は得られていないと考える。

当該事業の評価指標についても、建物の木造率及び活動への参加人数となっており、県産材の利用実績とはなっていないことから、本当に当該事業によって県産材の活用促進が進んでいるのか不明である。

<改善策>

まず、当該事業において県側が達成しようと考えている目標を具体的に定め、これを達成するための具体的な施策を検討する必要がある。

そのうえで、グループの広報活動の中に県として達成したい目標について宣伝し

てもら、目標を達成するための具体的な施策が事業計画に織り込まれている等を確認する必要がある。

(7) くまもとの木材グローバルセールス支援事業

A. 事業の概要

プロジェクト	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト		
事業名	くまもとの木材グローバルセールス支援事業		
事業概要	<p>人口減少等による住宅着工数減少・木材需要の減衰が危惧される中、成長著しいアジア地域を初めとする諸海外への県産木材の新たな販路を築き、木材産業の振興を図る。</p> <p>< 取組み内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会出展 ・ バイヤー招へい ・ 需要動向調査 等 		
担当部局	農林水産部 森林局 林業振興課くまもと木材利活用推進班		
事業期間	平成 30 年度～令和 2 年度	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去 3 年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・件)

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業費総額	—	8,316	7,499
交付金額	—	4,158	3,749
支出件数	—	1	1

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
素材生産量(増加量)	万 m ³	120	5	1.4	5	10.2	1	-0.8
農林水産物の輸出額	億円	20.2	20.2	20.2	21.5	23.9	23.0	20.9

B. 監査の結果と意見

1. 事業の達成目標について【意見】

< 発見した事実もしくは現状 >

当該事業は少しずつ内容を変えながら継続されているが、最終的な目標が明確ではなく、いつまで当該事業を継続するかが明確になっていない。

平成 29 年度までの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「くまもと県産木材輸出促進協議会」を中核とした輸出促進活動を展開 ・ 平成 27 年度からは製材品の輸出に注力し、「和室」によ
-----------------	--

	<p>るプロモーション等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度から民間主導による協議会組織へ改編し、事業の委託形式から負担金形式に変更
平成 30 年度の取り組み	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県産木材輸出促進支援 <ul style="list-style-type: none"> ・本気で輸出に取り組む事業者を具体的にサポート ・製材品の販路開拓に注力 ・事業者スキルアップ、情報交換強化 ・会員の新たな販路開拓に貢献 (中国、米国、韓国、台湾、タイ) 2. 「県産和室」輸出促進プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域の富裕層、高級飲食店等をターゲットに、県産木材を活用した「和室」や「家具・建具」を販売 ・「県産木材」「建築技術」「和の空間」をコンセプトとし、内装材等の県産木材の海外販路拡大を図る
平成 31 年度の取り組み	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県産木材輸出促進支援 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会活動を通じて輸出に取り組む事業者間の更なる連携強化とスキルアップを図る ・製材品の伸びが期待されるアメリカや東アジア（主に中国）に注力した活動を行う。 2. 「県産和室」輸出促進プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度までの実証による課題を整理し、具体的に「和室」の輸出に取り組むための産地体制を強化する。 (建築・設計者を巻き込み、「設計力」の強化を図る) ・「モデル展示」等による現地販路開拓 等

丸太材の輸出量は伸びてきていることから、より付加価値を付けた製材品の輸出を推進するため、日本文化（和室）をパッケージとして輸出し和室部材に係る木材の輸出を促進することが最も効果的と考え、和室を輸出するプロジェクトが立ち上がったようである。

<問題点>

当該事業における熊本県の役割は以下のように考えられている。

- ・ 1 事業者では、収集できない各国の情報と課題を整理し、今後和室輸出にチャレンジしたい事業者への情報発信をする。

- ・木材だけでなく、建築・設計、家具、建具等、海外にチャレンジしようとする事業者間のネットワークづくりを行う。
- ・課題や情報を関係者に還元することで、県内事業者の輸出技術の底上げを図る。

当該事業の実施により上記役割が果たされていることは理解できる。

しかし、事業開始後から内容を変えて継続されていることから、フェーズごとの達成目標は設定できているものの、当該事業の最終的な達成目標が明確になっていない。具体的な目標がないと、いつまでも事業を継続する可能性がある。

<改善策>

熊本県として対応すべき事業は山積しており、限られた予算内においては、優先順位をつけて対応しているのが現状である。このような状況においては、いつまでも事業を継続することは難しく、最終的な達成目標を設定し事業の終了を決める必要がある。

当該事業においても熊本県が果たすべき責任を明確にし、具体的な最終達成目標を定めることが必要であると考える。

(8) くまもと里モンプロジェクト推進事業

A. 事業の概要

プロジェクト	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト								
事業名	くまもと里モンプロジェクト推進事業								
事業概要	<p>農林水産業や農山漁村の多面性を発揮し、持続可能で元気な農山漁村を目指すため、住民が主体となって実施する以下のテーマに沿った地域活動の芽吹きを支援する事業である。</p> <p>当該事業は平成 25 年度からの 7 年間で 789 件地域活動を支援してきており、以下の 3 つのテーマにそった活動を支援してきている。</p> <p><テーマ></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 美しい景観の保全・創造</td> <td style="text-align: right;">281 件</td> </tr> <tr> <td>(2) 文化・コミュニティの維持・創造</td> <td style="text-align: right;">201 件</td> </tr> <tr> <td>(3) 地域資源を活用した内発的産業の創造</td> <td style="text-align: right;">307 件</td> </tr> </table>			(1) 美しい景観の保全・創造	281 件	(2) 文化・コミュニティの維持・創造	201 件	(3) 地域資源を活用した内発的産業の創造	307 件
(1) 美しい景観の保全・創造	281 件								
(2) 文化・コミュニティの維持・創造	201 件								
(3) 地域資源を活用した内発的産業の創造	307 件								
担当部局	農林水産部農村振興局 むらづくり課 元気な農村づくり班								
事業期間	平成 25 年度～令和元年度	事業区分	推進 拠点整備						

ア. 過去 3 年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・件)

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業費総額	5,386	7,000	3,000
交付金額	2,500	3,500	1,500
支出件数	12	14	6

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
設定なし								

B. 監査の結果と意見

1. 審査体制について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

平成 31 年度に採択された事業について実績報告書を確認したところ、以下のよう
な経費としての妥当性に疑義のあるものがあった。

	項目	数量	単価	金額
1	印刷代 包装紙	1,250	76.0円	95,000円
2	印刷代 リーフレット	1,250	112.0円	140,000円
3	印刷代 注文書	1,250	76.0円	95,000円

熊本県担当者の説明によれば、当該事業は地域の新たな取り組みに対し、芽吹きを支援するための事業であり、製品化事業であれば、製品化までの試作段階までは支援対象とするものの、事業化されてからは支援対象とならないとのことであった。

参考：補助対象外の経費例（くまもと里モンプロジェクト推進事業 申請の手引きより）

対象外経費分類	対象外経費の例	認められる経費の例
事業実施者である団体等の組織や施設、土地の維持管理に要する経費	団体が通常業務で利用している電話や代表者個人宅の電話料金（団体の通常業務にかかる費用や個人が払うべき支出と区別がつけられない費用は認められない）	—
飲食に要する経費（茶類等は除く）	酒代、宴会代、仕出し弁当代、報償（謝礼）としてのお土産	熱中症や脱水症状を防止するための水分補給に要する水やお茶
出資、出捐、貸付に要する経費	—	—
土地の取得、補償に要する経費	—	イベント時に一時的に借り上げるほ場経費
施設整備又は1件10万円（税込）以上の機械等購入に要する経費（特別な事情により合理的な理由がある場合を除く）	—	原則不可
共同作業の従事者に対する日当等の金銭的給付と行う場合、1人1日当たり2千円を超えるもの	1日2回作業を行った場合の、2回目の日当（講演会の講師等、作業の内容にかかわらず2千円以内となるので注意）	外部講師等に支払う謝金については、県基準（1時間当たり5千円以下を基本とする）を参考にし、社会通念上過度な金額にならないよう注意すること

対象外経費分類	対象外経費の例	認められる経費の例
宗教活動や政治活動に関する経費	神社仏閣への奉納費用、紙棚の購入等	—
使途が特定できないもの	—	ガソリン代などは、事業実施に関連する部分のみが対象となる 切手代など、団体の通常業務にかかる費用や個人が払うべき支出と区別できるもの
その他知事が不適当と認める経費	事業の主要な部分を他に委託するもの	—

<問題点>

しかし、上記印刷代については注文書も項目に入っており、数量的にも試作段階の数とは考えにくいことから、製品化されて販売段階で発生する費用であると考えられる。

熊本県担当者の説明によれば、当時の担当者は印刷数が多いことから窓口となった市町村に確認を実施したとのことであるが、確認したことの記録は残っていなかった。

現時点で上記印刷物がどの程度残っているか団体に確認してもらったところ、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大半が残っているとのことであった。

計画段階で予想できなかった事態が影響しているものの、販売用の印刷物も補助金の対象に含められていたとすれば問題がある。

<改善策>

当該事業は熊本県としても積極的に推進した事業であり、毎年50件以上（うち地方創生交付金事業として10件程度）の採択がなされていた事業である。事業要件としても緩和されており、非常に利用しやすいよう配慮された事業である。

このため、審査する件数が多く業務負担は大きかった可能性がある。また手引きにおける経費とならないものの例示も一部に過ぎないことから、事業の目的に合致しているか判断が難しい事業であったと考える。

このような事業においてはより慎重に審査をすることが望まれる。職員の経験と知識が重要であることから、所管課として審査におけるノウハウを蓄積する仕組みづくりが望まれる。

なお、既に当該事業は終了し、今は市町村が窓口となって申請を受け付け、熊本県は市町村に対して補助する仕組みに変わっている。

(9) 世界農業遺産推進事業

A. 事業の概要

プロジェクト	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト		
事業名	世界農業遺産推進事業		
事業概要	<p>阿蘇地域の行政・農業・観光・教育機関等で構成する「阿蘇地域世界農業遺産推進協会」を中心に、阿蘇地域の農業システム等の保全活動等を行い、農業と地域の活性化を図る。同時に、国内世界農業遺産(GIAHS)認定地域と連携して、情報発信等 GIAHS の価値をさらに高めるための取組を実施する事業である。</p> <p>なお、交付金では、世界農業遺産 (GIAHS) 認定を活用した農業・地域の活性化に取り組む「阿蘇地域世界農業遺産推進協会」の活動支援を行うため、負担金の支出をしている。</p>		
担当部局	農林水産部 むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班		
事業期間	平成 29 年度～令和 1 年度※	事業区分	推進 拠点整備

※平成 29 年度は別の関連事業で支出しており、交付金での支出は平成 30 年度から。

(参考)

<p>世界重要農業遺産システムは、正式には Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS) といいます。</p> <p>国際連合食糧農業機関 (FAO、本部イタリア・ローマ) が 2002 年に開始した仕組みで、<u>次世代に受け継がれるべき重要な伝統的農業 (林業、水産業を含む) や生物多様性、伝統知識、農村文化、農業景観などを全体として認定し、その保全と持続的な活用を図るものです。</u></p> <p>「過去の遺産」ではなく、さまざまな環境の変化に適応しながら進化を続ける「生きている遺産」と言われています。これまでペルー、チリ、中国、フィリピン、アルジェリア、タンザニアなどのサイト (世界農業遺産に認定された場所のこと) が認定されて、それぞれ地域固有の取組が行われており、日本でも 2011 年に先進国として初めて佐渡と能登が、2013 年には静岡、阿蘇、国東が新たに認定されました。2020 年 6 月現在、世界で 62 のサイトが認定されています。</p> <p>(阿蘇地域世界農業遺産推進協会ホームページより引用)</p>

阿蘇地域世界農業遺産推進協会が作成している、阿蘇世界農業遺産のホームページには以下のような説明がある。

世界農業遺産としての価値

1. 草原を活用した農業

- ・放牧、採草、野焼きなどによる草原の管理
- ・畜産だけでなく稲作や畑作と緊密に結びついた草原の活用
- ・草原は集落単位で共同管理され、持続的な草資源の利用が長年にわたり引き継がれている



2. 貴重な草原性動植物の保全

- ・広大な草原には数多くの希少な草原性動植物が生育・生息
- ・九州が中国大陸と陸続きであったことを物語る植物や、阿蘇の固有種も生育
- ・絶滅危惧種が集中している生物多様性ホットスポット



3. 美しい草原・農村景観の維持

- ・草原景観は人々の農業活動によって作られた「二次的な自然」
- ・カルデラの中の水田・田畑は長年の土壌改良によるもの
- ・カルデラ内は上から草原、森林、農地、集落という特徴的な景観



4. 農耕祭事が息づく伝統文化

- ・阿蘇火山を畏れ敬う心が火山信仰の元となった
- ・おんだ祭りなどの豊作を願う数々の農耕祭事
- ・かつては「草泊まり」や「盆花採り」などの風習があった



世界農業遺産に認定されると

1. メリット

国内だけでなく国際的な知名度も高まることから、観光振興や農業振興へ活用し、相互が連携することにより新たな地域の農業の牽引が期待されます。

阿蘇の農業の価値が世界レベルであると認められることにより、経済社会の変化

に伴い継続が難しくなっている野焼きなどの取組みの維持に対する県全体の機運が醸成されることが期待されます。

阿蘇地域が現在取り組んでいる世界文化遺産の認定への弾みとなります。
地域の農林産物のブランド化などの取組を通して付加価値も期待できます。

2. 認定後の責務

認定されることによって、農業生産活動そのものに直接制限が加えられるものではありませんが、認定の核となる農業システムが保全されていくことが必要です。



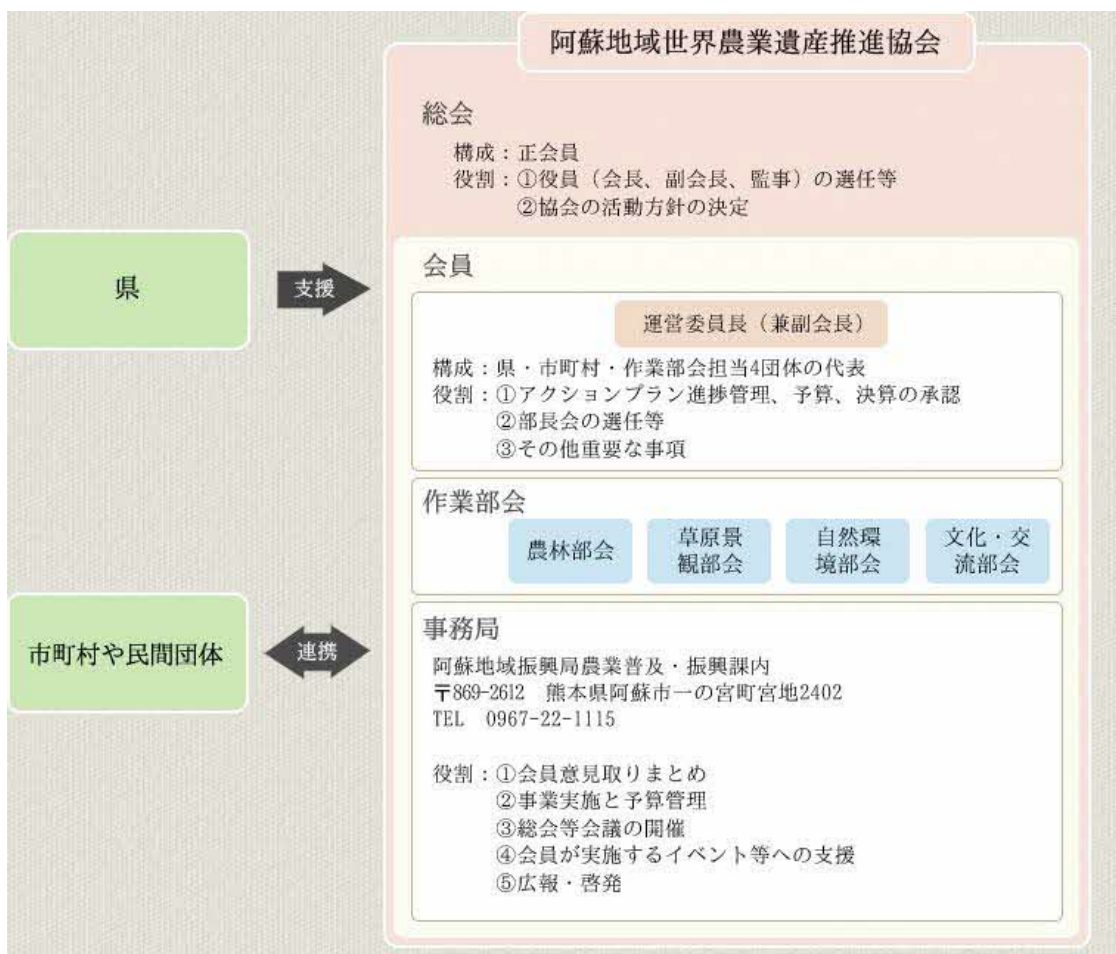
ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・件)

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費総額	—	4,387	4,387
交付金額	—	2,193	2,193
支出件数	—	1	1

阿蘇地域世界農業遺産を維持するための活動を担う組織として、阿蘇地域世界農業遺産推進協会が組織されており、これに対する負担金として当該事業の支出が行われている。

協会の規約において、同会の事業は以下のように規定されている。

- (1) 世界農業遺産に係るアクションプランの進捗管理に関すること
- (2) 世界農業遺産を通じた農業及び観光等の活性化に関すること
- (3) 世界農業遺産の周知・啓発及び情報発信に関すること
- (4) その他世界農業遺産に関すること



運営委員会名簿

役職名	区分	所属等	職名
委員長	協会 副会長		
委員	熊本県	農林水産部むらづくり課 阿蘇地域振興局	審議員 局長 農林部長
	市町村	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、 高森町、南阿蘇村、西原村	農政主管課長
	農林部会	阿蘇農業協同組合	営農部担当課長
	草原景観部会	阿蘇グリーンストック	副理事長
	自然環境部会	東海大学	農学部教授
	文化交流部会	阿蘇地域振興デザインセンター	事務局長

世界農業遺産認定後、協会ではアクションプラン（保全計画）に基づき、4部会を中心に主に以下のような活動が行われている。

<農林部会>

- ・世界農業遺産フェア等の開催
- ・阿蘇産農林産物の付加価値向上の取組み

<草原景観部会>

- ・草小積み再生プロジェクトの実施
- ・草資源利活用事業（茅刈プロジェクト）の実施

<自然環境部会>

- ・伝えたい阿蘇の農業遺産資源を対象とした保全、継承、活用の取組み支援

<文化交流部会>

- ・アグリツーリズムを通じた都市との交流拡大

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業 開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
設定なし								

B. 監査の結果と意見

1. 今後の事業の方向性について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

当該事業は平成 26 年度から継続しており、今後も世界農業遺産に登録されている限り事業は継続するものとする。

協会の規約第 13 条では「会費及び負担額」とあるが、当該事業の支出は負担金であり、熊本県が半分の毎年 4,387,000 円を負担し、残りの 4,387,000 円を協会の会員となっている市町村が負担している。当該協会は実質的に熊本県主導で運営されており、現在熊本県が協会の事務局を担当していることから、協会が存在する限り熊本県の人的・資金的負担は継続する可能性が高い。

阿蘇地域世界農業遺産推進協会規約

第 12 条 協会の事務局は、当分の間、熊本県北広域本部阿蘇地域振興局農林部農業普及・振興課に置く。

<問題点>

世界農業遺産の登録については、阿蘇地域の他の様々な事業とも相まって、阿蘇の

自然、伝統的な農業、観光資源等を維持していくためにも、今後も継続する可能性が高い。

その場合、熊本県としての当該事業における目標や、支出効果に関する評価指標を設定する必要があると考える。

<改善策>

平成 25 年 5 月に世界農業遺産に認定されてから 8 年が経過しようとしており、今後の事業展開について再考をする時期が来ていると考える。

今後の熊本県の関り方を考えるとともに、負担金を支出することによる効果を評価する必要があると考える。

(10) 放牧活用型草原等再生事業（継続事業分を除く）

A. 事業の概要

プロジェクト	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト		
事業名	放牧活用型草原等再生事業（継続事業分を除く）		
事業概要	<p>阿蘇地域には、約 22,000ha に及ぶ草地（野草地、改良草地）が存在し、約 170 の牧野組合が入会権のもとで利用している。これらの草資源は、放牧や採草に利用され、当地域の基幹産業である畜産業の重要な生産基盤となっている。</p>  <p>放牧を導入することで、省力的かつ低コストの生産体系を実現することができる。また、牛が運動することで足腰が強くなるなど健康な状態となり、繁殖牛においては分娩事故が少なくなるといった効果が期待できる。さらに、耕作放棄地などで放牧を行うことで、未利用地の活用や景観保全につながる。</p> <p>当該事業は、肉用繁殖雌牛、農用繁殖雌馬導入に対する助成を実施することにより、本県における観光資源としての草原の維持・再生及び耕作放棄地等の再生を図る事業である。</p> <p>事業主体が、家畜市場等から肉用繁殖雌牛又は農用繁殖雌馬を購入し、牧野や耕作放棄地等に放牧することを目的とする放牧実践農家にこれらの家畜を一定期間貸し付ける際に定額を補助する。</p> <p>補助金額は実質的に金利負担分程度であり、貸付期間経過後は放牧実践農家が導入家畜を買い上げることとなっている。</p>		
担当部局	農林水産部 畜産課生産振興班		
事業期間	平成 29 年度～令和元年度	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・頭)

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費総額	109,576	94,099	78,340
交付金額	9,401	8,344	6,776
導入頭数	167	202	121

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
阿蘇地域の放牧頭数	頭	6,400	261	721	319	183	319	102

※目標値は、単年度におけるものである。また、本事業で導入された牛が当該年度に放牧されるとは限らない。

B. 監査の結果と意見

1. 補助金支給後のモニタリングについて【意見】

<発見した事実もしくは現状>

「放牧活用型草原等再生事業に係る家畜導入実施基準」の「第5事業の実施 3 導入対象者の家畜飼養状況の把握等(4)」によれば、熊本県は導入後に実施事業主体から家畜の飼養状況の報告を求めるとともに、事業主体及び導入対象者に対する的確な指導を実施する必要がある。

<問題点>

報告を求めた実績及び指導を行った実績の資料の提示を求めたが、事業の初年度である平成29年度の報告書の提出期限が令和4年5月20日であることから、まだ報告書の提出実績がなかった。

事業主体からの報告が3年経過後と長い期間が空くことから、牧野組合等共同利用組織へ放牧頭数の調査を実施しているとのことである。しかし、放牧頭数は当該事業主体だけでなく、全体の頭数であることから、事業自体の効果を評価するには十分ではないと考える。また、事業主体及び導入対象者に対する的確な指導の実施についても、3年経過後では適時の指導ができない可能性がある。

<改善策>

事業目的を達成するためには、導入後のモニタリングと必要な指導が不可欠と考えることから、今後3年後の実績報告の途中にもモニタリングを行うことが望まれる。具体的には途中で中間報告をしてもらうことの検討が望まれる。

2. 事業内容について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

現在、当該事業では導入家畜を購入する資金の一部を定額で補助しているのみであり、実質的には金利分程度が補助されているに過ぎない。

繁殖用雌牛の子牛価格は768千円（平成29年2月1日時点、農林水産省HPより）であり、一旦事業主体が導入家畜の購入をする必要があることから、100頭を超える家畜を導入するとなると事業主体もある程度資金力がないと当該事業を活用できない。

<問題点>

下表のように交付金の申請額に対する補助実績額の割合は年々下がってきている。交付金申請額は各牧野組合等への要望調査を実施したうえで計算されているが、実際には事業に申請をしない団体が存在しているためである。

原因としては、家畜の市場価格が希望額より高いことから申請しないこともあるようだが、他に原因がないか調査はなされていない。

（単位：千円）

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
① 交付金申請額 (国費+県費)	31,626	31,626	31,626
② 補助実績額 (国費+県費)	18,802	16,688	13,552
予算消化率(②/①)	59.5%	52.8%	42.9%
事業費総額(参考)	109,576	94,099	78,340

<改善策>

貸付期間は資金が拘束されることから、相当程度の余裕資金がないと実施困難であるが、事業主体の財政状態も様々である。

熊本県では家畜導入事業として、家畜の導入を円滑に進めるため、事業の補助に要する経費を予め基金として造成する事業を行っている。この基金の造成に必要な経費（家畜の購入費）の一部を熊本県が補助する制度であるが、この制度でも一部補助に留まり、また事業目的が異なることから、全ての事業者が利用できるわけではない。

上述のように、ここ数年は予算が余っていることから、事業を活用しやすいようにするために、事業の内容を見直してはどうかと考える。まず、要望調査では希望していたにも関わらず、実施には申請をしなかった牧野組合に理由を調査し、事業の仕組みを見直すことが望まれる。

そのうえで、資金的なことが理由となっている場合は、事業主体に対して導入家畜の購入資金を低利で貸し付けることを検討してはどうか。

(11) ひと・うし・しごとづくり事業

A. 事業の概要

プロジェクト	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト		
事業名	ひと・うし・しごとづくり事業		
事業概要	<p>【目的】</p> <p>国際競争に対抗しうる優れた経営感覚を習得した本県畜産業のリーダーと成る人材の育成・確保に向けた支援体制を構築するとともに、人材育成の過程で生産された家畜を地域に供給することにより、「ひと」「うし」両面からの生産基盤の強化を図る事業。</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1) 空牛舎等活用研修施設整備</p> <p>研修施設設置に必要な施設の整備及び機械・家畜の購入経費 補助率等：定額 上限補助金額：(酪 農) 20,000 千円/1 施設 (肉用牛) 8,000 千円/1 施設</p> <p>(2) 研修施設初期支援</p> <p>研修施設の安定運営までに要する初期経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空牛舎等初年度賃借料 ・指導者雇用費 <p>補助率等：定額 上限補助金額：(酪 農) 8,400 千円/1 施設 (肉用牛) 5,400 千円/1 施設</p> <p>【事業主体】</p> <p>農業協同組合連合会、農業協同組合、市町村</p>		
担当部局	農林水産部 畜産課総務・企画班		
事業期間	平成 29 年度～令和元年度	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去 3 年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・件)

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業費総額	38,957	3,000	11,297
交付金額	28,000	3,000	10,543
支出件数	2	1	2

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業 開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
中山間地域の就農者増加数	人	218	258	240	258	220	258	206
阿蘇地域の放牧頭数	頭	6,400	261	721	319	183	319	102

※上記、達成目標は、「中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト」のKPIのうち、当事業に関連する項目を掲載。

B. 監査の結果と意見

1. 度重なる事業期間の延長について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

空牛舎等活用研修施設整備事業を活用したA農業協同組合について、当初令和元年度内で完了する見込みであった。

しかし、平成28年熊本地震の復興工事に人員を取られたことから、施設整備の前提となる村道工事が完了できず、施設整備事業が令和2年11月末まで延伸してしまった。

令和元年 8月6日 A農業協同組合と村道工事施工業者間における進入ルートとなる村道工事について、令和元年度施工箇所の工期に係る打合せを実施。工期を令和元年10月31日までとすることで合意。

令和元年10月29日 村道工事業者が工期の延長を求めてきたため、A農業協同組合と施工業者間で工期調整のための再協議を実施。工期を令和2年1月末までとすることで合意。

令和2年 1月16日 村道工事業者から請け負っている他の熊本地震復旧工事の進捗が全体的に遅れていることから、各工事の優先順位付けを行った結果、村道工事の工期を3月25日まで延長せざるを得ないとの連絡あり。協議の結果、事業工事に必要な工期がとれないことから、入札取り下げ公告を出すことで決定。事業の年度繰越しを行う。

令和2年 9月28日 工事が完了

<問題点>

A農業協同組合については、令和元年度に工事期間延長を行うこととなり、年度繰越を行っている。さらに令和2年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響で工事の入札が遅れたこともあり、村道の工期変更が2回発生し、丸1年も事業の完了が遅れた。

平成 28 年熊本地震は甚大な被害を出したことから、その後の復旧工事についても県内の土木工事に対して重要な影響を与えた。当該事業も施設整備に必要な村道の復旧工事について、幹線道路の復旧工事に人員をとられ、村道のような利用者が限られる道路は後回しになった結果、施設整備工事が間に合わなくなった。

しかし、会議の議事録を見ると、村道工事施工業者の見通しの甘さと、A 農業協同組合員の自治体に対する不信感が読み取れ、果たして震災復旧工事が優先される時期に事業を実施すべきであったか疑問が残る。

<改善策>

所管課としては、組合へのヒアリングだけでなく、市町村に対しても村道工事の完了時期について確認を行ったとのことであるが、どの程度慎重に判断したか不明である。

その結果、何度も関係者が集まって会議をすることとなり、また年度繰越しの事務手続きが発生する等、不効率な作業が発生している。

大規模地震及び新型コロナウイルス感染症の拡大という不測の事態であり、経験のないことの連続であったことは理解できる。しかし、熊本県は市町村よりも多くの情報を持っていることから、今後同様の事態に直面したときは、より慎重に事業を進めるようアドバイスをし、できるだけ不効率な作業が発生しないよう対応することが望まれる。

2. 研修期間中の研修生の生活支援について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

「研修施設初期支援」事業について、当該事業では農業協同組合連合会、農業協同組合、市町村等の事業主が行う担い手確保のための研修施設を整備することを支援している。具体的には事業主が新たに畜産業に就農したいと考えている人に対して、研修施設を活用して実体験をしてもらい、就農に必要な知識と経験をつけてもらう。この研修施設の整備に係る費用の一部を支援する事業である。

当該研修は特に研修内容、研修期間等は決まっておらず、各事業主が計画した研修を実施している。

<問題点>

研修生期間中で一番問題となってくるのが、生活費の確保である。研修生は研修期間中、事業主の団体に雇用してもらい、近隣の畜産農家の手伝いをする等により収入を得ていたようである。

新卒者であるならまだなんとかなるが、一度仕事に就いた者が転職により就農しようとしても、研修期間中に従前どおりの生活費を確保することは困難である。特に家族を有している者が新規就農する場合、研修期間中安心して生活できるかが重要

であり、生活維持の不安がある場合は思い切って転職するには至らないと思われる。
過去において当該研修制度を利用した研修生について、状況の確認を依頼したところ以下の通りであった。

	A氏	B氏	C氏
研修期間	平成 28 年 10 月～ 令和 2 年 3 月 (3 年 6 か月)	平成 30 年 10 月～ 平成 31 年 3 月 (6 ヶ月)	平成 30 年 10 月～ 平成 31 年 3 月 (6 か月)
雇用形態	常勤雇用	嘱託職員	時給制
「農の雇用事業」	活用無し	活用無し	活用無し
「農業次世代人材 投資事業準備型」	活用無し	活用無し	活用無し
就農時の サポート	令和 4 年 4 月の経営 開始を目指して牛舎 を新築。親族の空き 牛舎を改修中	研修終了後、JA が運 営する肉用牛繁殖・ 育成牧場へ雇用就農	研修終了後、地元で 牛舎を新築し、独立 就農

上記のように 3 氏とも事業主体に雇用してもらい収入を得ているものの、雇用形態は様々であり、収入も差があったものと考ええる。

また、上記表の「農の雇用事業」は熊本県が実施する新たに就農を希望する者を雇用する団体に対して 1 人あたり年間最大 120 万円補助する制度であるが、上記研修生の事業主は制度を活用していない。当該事業はあくまでも事業主の指導者に係る費用を助成するものであり、研修生の生活費を補助するものではないためと考えられる。

<改善策>

当該事業の利用度を高め、事業の効果を高めるには、研修設備の導入支援といったハード面だけでなく、研修生の生活費補助といったソフト面の支援が不可欠であると考ええる。

今後、生活費補助といったソフト面の支援とセットにした事業の見直しが望まれる。

ソフト事業<推進6> 「攻めの経営」「選ばれるしごと」による企業力向上プロジェクト

(12) 働きやすい職場改善促進事業

A. 事業の概要

プロジェクト	「攻めの経営」「選ばれるしごと」による企業力向上プロジェクト (平成 29 年度～令和元年度)		
事業名	働きやすい職場改善促進事業		
事業①概要	<p>テーマ別セミナー開催</p> <p>小規模事業者等の創業支援や種々の支援策の活用促進のため、セミナーを開催。</p> <p>(セミナーを計 14 回開催し、延べ 418 事業者が参加。)</p>		
事業②概要	<p>少子高齢化や若年者の県外への流出超過、さらには熊本地震の復興需要により、人手不足が深刻な問題となっている。人材の流出を防ぎ、継続的に労働力を確保するためには、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進する必要がある。</p> <p>また、働き方改革関連法の施行に伴い、平成 31 年(2019 年) 4 月 1 日に時間外労働の上限規制や年次有給休暇の時季指定等の義務化が始まり、働き方改革への支援を必要とする企業が増加している。</p> <p>このような中、積極的に働き方改革に取り組む企業を支援することで、労働者から「選ばれるしごと」を創出し、若年者等の県内就職を促進し、女性や高齢者など、誰もが安心して働ける労働環境を整備し、就労者の増加等を目指す事業。</p> <p>本事業においては、働き方改革に取り組む企業の事例集を作成するとともに、県内企業等の経営者や人事・労務担当者等を対象に、働き方改革セミナーを開催。</p> <p>具体的には専門家を講師として派遣する出前「勤労者セミナー」を実施 (R1 年度実績 : 21 回 (18 社、受講者 853 名))。また H30 年度に実施したアドバイザー派遣の成果を取りまとめた事例集を活用し、働き方改革セミナーを開催 (R1 年度実績 : 44 社・81 名参加)。</p>		
事業期間	(平成 29 年度～令和元年度)	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・件)

●事業①

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費総額	1,904	1,871	1,866
交付金額	952	936	933
支出件数	1	1	1

●事業②

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費総額	1,998	7,495	2,497
交付金額	1,000	3,750	1,250
支出件数	委託1件	委託1件	委託1件

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業 開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
設定なし								

B. 監査の結果と意見

1. 予定価格の歩切りについて【意見】

<発見した事実もしくは現状>

働きやすい職場改善促進事業を確認したところ、各種業務委託契約を結ぶにあたり、積算資料や算定基礎の中で単価や工数に基づき設計金額を算出しているが、予定価格調書において設計金額から端数切捨てで減額することで、予定価格が設計金額と異なるものが見受けられた。

また確認した範囲では、業者からの見積りの金額が設計金額、予定価格のいずれの額をも下回っていたため実質的な影響はなかったといえる。

<問題点>

「BCP 策定等推進事業」における「予定価格の歩切りについて【意見】」における問題点と同様であるため、当該項目を参照。

<改善策>

「BCP 策定等推進事業」における「予定価格の歩切りについて【意見】」における改善策と同様であるため、当該項目を参照。

2. 受託者の選定方法の変更について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

平成30年度働き方改革推進事業業務委託契約において当初の企画コンペ方式によ

り決定した業者がその後辞退したため、実施要項を一部見直し、公募型プロポーザル方式により改めて募集した。

<問題点>

①書類上、仕様書の変更はあるものの、選定方法の変更に対する明確な理由が見当たらなかった。ヒアリングしたところ、労働雇用創生課では、働き方改革に関するアドバイザー派遣事業は新たな取組みでもあったことから、発注者と受注者が協議しながら柔軟に業務を進めることができる公募型プロポーザル方式が妥当と判断した、とのことであった。選定方法の変更は、委託先を決定する上で大きな影響があるため、その理由が不明瞭な状況は望ましくないといえる。

②一方で、事業者そのものを、言い換えれば事業者の過去の実績に重きを置いて評価する、公募型プロポーザル方式に変更したにも関わらず、評価基準が企画コンペの際の審査項目と大きな変更はなかった。そのため現状では、事業者そのものを評価する項目自体がないことから、プロポーザル方式としての適切な評価がなされたとはいえず問題がある。

<改善策>

①選定方法の変更をするのであれば、理由を文書にて明確にすることが望ましいといえる。

②プロポーザル方式は、事業者そのものを評価する方法でありそこが企画コンペ方式と異なる部分であることから、この点、審査項目にも反映させるべきであったと思われる。

例えば、過去数年間における同種業務実績の件数、財政状態（債務超過でないことの確認等）が考えられる。

(13) 担い手育成支援事業

A. 事業の概要

プロジェクト	「攻めの経営」「選ばれるしごと」による企業力向上プロジェクト (平成 29 年度～令和元年度)		
事業名	担い手育成支援事業 (実態調査委託費)		
事業概要	<p>1 目的</p> <p>本県の主要な担い手である認定農業者の経営実態や経営改善の達成状況などを調査し、今後の本県担い手の確保・育成に係る施策の参考にするとともに、くまもと農業経営相談所の指導対象や指導成果の把握に結びつける。</p> <p>2 業務の具体的な内容</p> <p>(1) 対象者</p> <p>1) 認定農業者</p> <p>2) 認定基準到達者等 (認定基準到達者、新規就農者、再認定を受けなかった農業者など)</p> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者約 11,000 経営体へのアンケート調査 ・ 認定基準到達者等へのアンケート調査と聞き取り調査 ・ 調査結果の作成と報告書のとりまとめ 		
事業期間	(平成 29 年度～令和元年度)	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去 3 年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位: 千円・件)

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業費総額	—	2,000	3,000
交付金額	—	2,000	2,980
支出件数	—	1	1

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業 開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
設定なし								

B. 監査の結果と意見

1. 委託料の前金払について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

令和元年度担い手育成緊急支援事業に係る認定農業者実態調査業務委託について

確認したところ、委託料の前金払がなされていた。契約書によると、

「この契約の締結日から令和元年9月30日までを上半期、令和元年10月1日から委託期間の終了日までを下半期とし、上半期における請求については委託料の2分の1に相当する金額を限度額、下半期における請求については委託料から上半期に支払った金額を差し引いた額を限度額とする」

とされていた。

なお前金払、そして概算払については、熊本県会計規則では以下のように定められている。

(概算払のできる経費)

第44条 令第162条第1号から第5号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- (1) 委託料
- (2) 賠償金

(概算払の精算)

第45条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後速やかに、当該概算払を受けた者に精算をさせなければならない。

(前金払のできる経費)

第46条 前金払のできる経費は、令第163条第1号から第7号までに掲げる経費及び令附則第7条に規定する経費とする。

また、地方自治法施行令では、以下の通り定められている。

(概算払)

第百六十二条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- 一 旅費
- 二 官公署に対して支払う経費
- 三 補助金、負担金及び交付金
- 四 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬
- 五 訴訟に要する経費
- 六 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

(前金払)

第百六十三条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- 一 官公署に対して支払う経費
- 二 補助金、負担金、交付金及び委託費
- 三 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費

- | |
|--|
| <p>四 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなつた家屋又は物件の移転料</p> <p>五 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料</p> <p>六 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費</p> <p>七 運賃</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> |
|--|

<問題点>

地方公共団体の支払の原則は、相手方の契約の履行完了後の精算払が原則であるため、概算払又は前金払を行う必要がある場合は、施行何で概算払又は前金払を行う理由及び根拠条文、支払額の根拠、支払時期を明記し、契約書で概算払又は前金払を行うこと、支払額、支払時期について規定しておく必要があると考えられるが、これについては適切になされていた。

ここで概算払とは、債務者は確定しているが、支払うべき債務額が確定する前に概算をもつて支払う制度とされており、一方、前金払とは、債務者、債務額ともに確定しているが、履行完了前に支払う制度とされている。

今回確認した前金払については、契約書の取り交わしによりその時点で債務額も確定したものと考えられるが、その後、契約内容が一部変更になり（受託者の責に帰するものではない）、債務額も減額となった。前金払は当初契約の金額に基づいて支払っており、途中で債務額の減額変更がなされた場合でも、前金払の金額まで変更する必要はないと考えられるが、実際になされる前金払の金額と最終的な契約金額との整合性が損なわれてしまう。

<改善策>

契約額の変更が起り得るものについての前金払は、債務額確定の観点からそぐわない部分があるため、請求時点で必要な金額を積算し、債務額変更にも対応できる概算払の方が良いと思われる。

ソフト事業<推進8> 自然共生型産業を核とした地域未来投資促進プロジェクト
および

ソフト事業<推進9> IoTを活用した熊本発！未来投資促進プロジェクト

本項においては、<推進8>と<推進9>で、構成事業が共通することから、概要についても両事業に関する内容を記載する。

(14) 地域未来投資促進事業

A. 事業の概要

●自然共生型産業分野に関する事業概要

プロジェクト	自然共生型産業を核とした地域未来投資促進プロジェクト<地域未来投資> (平成29年度～令和3年度)		
事業名	地域未来投資促進事業(自然共生型産業分野)		
事業概要	県・市町村が作成した「熊本県地域未来投資促進基本計画」に基づき承認を受けた事業者の地域経済牽引事業計画のうち、自然共生型産業分野に係るものについて、他の事業者のモデルケースとなりうる、先進性が高く地域の事業者に対して高い経済的波及効果を及ぼす設備投資等に要する経費について助成を行うもの。		
事業期間	(平成29年度～令和3年度)	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位:千円・件)

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費総額	303,667	670,710	241,089
交付金額	140,227	206,678	99,859
支出件数	4	4	6

(*) 平成29年度記載分4件のうち2件については、平成30年度に繰越

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
事業実施による新規雇員数	人	0	0	0	25	86	25	58

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
地域経済牽引におけるの支援対象となる設備投資に対する事業者支援の取引額が過半の事業者の売上額、取引額又は支払額の増加額	千円	0	0	0	704,000	672,489	704,000	423,277

●IoT、A I 関連産業分野に関する事業概要

プロジェクト	IoTを活用した熊本発！未来投資促進プロジェクト＜地域未来投資＞（平成29年度～令和元年度）		
事業名	地域未来投資促進事業補助金（IoT、A I 関連産業分野）		
事業概要	県・市町村が作成した「熊本県地域未来投資促進基本計画」に基づき承認を受けた事業者の地域経済牽引事業計画のうち、IoT、A I 関連産業分野に係るものについて、他の事業者のモデルケースとなりうる、先進性が高く地域の事業者に対して高い経済的波及効果を及ぼす設備投資等に要する経費について助成を行うもの。		
事業期間	（平成29年度～令和元年度）	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数（単位：千円・件）

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費総額	80,030	160,211	116,092
交付金額	36,944	67,760	46,251
支出件数	2	3	3

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業 開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
事業実施による新規雇用者数	人	0	0	0	8	8	17	0
地域経済牽引事業における支援の対象となる設備投資に対する支援事業者と支援事業者との取引額が多い過半の域内の事業者の売上額、取引額又は給与支払額の合計額の増加額	千円	0	0	0	205,000	135,259	205,000	85,178

B. 監査の結果と意見

1. 審査基準点を満たす事業計画における予算について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

「令和元年度熊本県地域未来投資促進補助金審査等取扱方針」では以下のように規定されている。

審査基準点（各審査委員の総合得点の平均が60点）に達しない事業計画については、補助対象としない。

審査基準点を満たす提案内容について、審査会が予算の範囲内で、採択に適した事業計画であるか審議する。

とされている。

令和元年度において基準点を満たした事業者は3社あったが、その要望額の合計は予算額を大きく上回った。予算を按分して3社へ補助金を交付する案もあったが、補助事業を確実に実施してもらうには要望額と交付額に乖離がない方が事業者のためにもなるとの意見から、得点の高い2社に対し、要望額通り支給するとした。なお前年は、基準点を満たした事業者全てに按分する方法で交付内定を行ったところ、「不足分の予算調達が困難」との理由で内定を辞退する事業者が発生した経緯があったためである。

<問題点>

不採択となった3社目の要望額の満額には及ばないまでも、予算の残額の範囲で交付内定することは可能であり、基準点を満たしている以上、まずは選択の機会を与えることが望ましいものと考えられる。これを受けて辞退するか否かは事業者に委ねればよいと思われる。

そもそも今回のように、審査基準点を満たす提案内容が複数あり、その要望額の合計が予算額を大きく上回る場合の予算按分の仕方について、具体的な決まりがないことが判断に相違を生じさせてしまっている。なお審査員には外部の有識者含め、県職員の中だけでの恣意性が生じないよう配慮されてはいる。

<改善策>

「熊本県地域未来投資促進事業補助金（商工観光労働部）交付要項」や「熊本県地域未来投資促進事業補助金の手引き」等において、予算按分の仕方を明記し、明確なものとした方が良いと思われる。

2. 様式第1号 帳票整理表の見積2について【意見】

＜発見した事実もしくは現状＞

様式第1号には見積2の記載があり、これについては10万円以上の場合、複数の見積書が必要とされている（「熊本県地域未来投資促進事業補助金の手引き」では一件あたり10万円以上（税込）物品の購入、委託、外注等の場合は複数者から見積を取り、見積合わせをするとされている。*1社のみしか見積が取れない特殊な事情がある場合には、その理由書（様式第2号）作成する）。

今回、閲覧した中にも、10万円以上の物が多数あるが見積2の大半がblankとなっている。

＜問題点＞

空白の状態では、検査結果が不明瞭であり、不備があったかどうか定かではない。

＜改善策＞

見積2については見積書が複数取れない特殊な事情があったのであれば、備考欄に理由書（様式第2号）有りとした上で、その添付を必要とした方が良いと思われる。

3. 合見積や取得財産等の管理を必要とする際の消費税について【指摘事項】

＜発見した事実もしくは現状＞

「熊本県地域未来投資促進事業補助金の手引き」では一件あたり10万円以上（税込）物品の購入、委託、外注等の場合は複数者から見積を取り、見積合わせをするとされており、免税事業者、課税事業者のいずれであっても税込みで判定するようになっている。

同様に「熊本県地域未来投資促進事業補助金の手引き」にも取得財産等の管理について、取得価格50万円以上（税込）の物件を取得した場合は、地域未来投資促進事業補助金交付要項の別記第15号様式に記載をするよう記載されている。

＜問題点＞

10万円は税込とされているが、交付される補助金は、消費税の課税事業者の場合は、消費税抜きの金額を対象とし交付されるため、その場合、整合性を鑑みると税抜が妥当と考えられる。

50万円の取得財産等の管理についても同様である。ただそもそも、この50万円という金額は、「地方創生推進交付金交付要綱」では以下のように定められている。

（交付金交付の際付す条件）

第22条の2 交付金事業者は、交付対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効

用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

ここでいう取得価格とは、固定資産台帳上の取得価格を意味するため税抜と解される。したがって、本来、税抜50万円以上を取得財産等管理台帳（交付要項別記第15号様式）に記載すべきところ、現実には税込50万円以上の記載を求めていることから過度に取得財産等が記載される可能性がある（税抜454,546円から499,999円については記載不要である）。

一方、免税事業者の場合には、消費税分まで含め、補助金の交付がなされているにも関わらず、消費税抜きで50万円の判定を行い、かつ取得財産等管理台帳（交付要項別記第15号様式）への記載も消費税抜きで計上することになり、実際に補助金を用いて取得した取得財産等の金額を反映しないことになる。

<改善策>

上記、金額の判断や取得財産等管理台帳（交付要項別記第15号様式）への記載について、免税事業者は、消費税込み、課税事業者は消費税抜きでの金額で区分した方が合理的と思われる。

また、「熊本県地域未来投資促進事業補助金の手引き」の取得価格50万以上（税込）という表記は原則（免税事業者は税込）、取得価格50万以上（税抜）に修正すべきである。

4. 取得財産等の管理について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

「地方創生推進交付金交付要綱」では次のように規定されている。

（交付金交付の際付す条件） 第22条の2 交付金事業者は、交付対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

2 交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

3 交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運

用を図らなければならない。

また、「熊本県地域未来投資促進事業補助金（商工観光労働部）交付要項」にも以下のように定められている。

補助金の交付を受けて取得したものについては、減価償却資産としての耐用年数が経過した日または取得の日から5年間を経過した日が属する年度の3月31日のいずれか遅い日までの期間、財産の処分を制限するとされている。当該期間中に処分する場合には県知事の承認を受けるため、補助事業財産処分承認申請書（別記第16号様式）の提出が必要である

<問題点>

しかしながら、補助事業財産処分承認申請書（別記第16号様式）の提出は、あくまで事業者からの自己申告に頼る体制になっており、県の方から積極的な確認はなされていない。したがって、補助事業財産処分承認申請書の提出なく、財産の処分がなされたり、耐用年数期間内早々に取得財産の売却があっても気付かず、その収入の全部または一部について県への納付が漏れたりするおそれがある。

<改善策>

毎年、事業者より取得財産等管理台帳の増減や用途変更の有無についての回答書の提出を求めることが望ましいといえる。或いは、一部の事業者には不定期で現地確認調査を行う旨を「熊本県地域未来投資促進事業補助金（商工観光労働部）交付要項」に定め実施することでも、一定の効果があると考えられる。

5. 債務超過の事業者に対する補助金交付について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

熊本県地域未来投資促進事業補助金の交付を受けた事業者の応募種類の中から直近2期の決算書を確認したところ、いずれかの1期が債務超過となっていた事業者が1社あった。

<問題点>

債務超過の事業者は一般に事業の継続が困難と考えられ、この補助金交付の意義の一つに持続的な地域経済の発展を目指すことから、補助金の交付についてはより慎重な対応が必要と考えられる。万が一、補助金の交付直後に事業者が倒産するとなれば、経済波及効果も望めずいたずらに熊本県の税金を消費してしまったことになる。この点、審査員による審査表を確認したところ、③成果の確実性（事業遂行上の人的・物的体制が十分に整っており、事業を円滑に遂行できるか）をみても債務超過に関して得点に加味されたようには特段、見受けられない。

<改善策>

債務超過の事業者に補助金の交付をする場合には、通常事業者側の自己資金に余力がないことから、例えば補助金以外の資金調達の実現可能性や債務超過の解消や黒字化について説得力のある事業計画書の作成が必要であり、これをよく吟味しての交付が望まれる。なお、審査員には決算書の読み方に優れた専門家も加わっており、この点考慮していると考えられるが、現状の審査表からは、その判断過程が見受けられない。

少なくとも債務超過の事業者に補助金の交付をする場合は、その判断過程を審査表等の書類上に明記することが好ましいと思われる。

(15) 社内イノベーションによる未来投資促進事業

A. 事業の概要

プロジェクト	自然共生型産業を核とした地域未来投資促進プロジェクト<地域未来投資> (平成 29 年度～令和 3 年度)		
事業名	社内イノベーションによる未来投資促進事業		
事業①概要	<p>地域経済牽引事業を継続的に創出するプロデューサ型人才（社内イノベータ）を育成するため、講義形式のプログラム及びワークショップ型の実践型プログラムの人材育成事業を実施し、合計 13 名が受講。</p> <p>社内イノベーションスクール『Project180（プロジェクトワンエイティーン）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市圏のサポートメンバー（大企業の若手職員等）とチームを結成し、新たなビジネスを検討。 ・全国で活躍する強力なメンター陣とともに、新事業創造に向けた議論を行う。 		
事業②概要	<p>既存のコア技術を活かして新事業を展開する際の、原動力となる社員（社内イノベータ（※））の育成に取り組み、新たな地域経済牽引事業を継続的に生み出す企業を創出</p> <p>※重要な課題を解決するアイデアを思いつき、その実現に欠かせない新技術を開発し、企業内の煩雑な手続きを突破し、画期的な製品やサービスとして市場に送り出す。この過程を何度も繰り返せる人材。</p> <p>社内イノベータ養成プログラム『次代舎（じだいしゃ）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンスや会計、経営学等、新たな事業をつくっていくために必要な知識とノウハウを身につける。 ・トップクラスの講師陣の講義と演習を通して、イノベーション論を習得していく。 		
事業期間	(平成 30 年度～令和 3 年度)	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・件)

●事業①

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費総額	—	20,740	19,634
交付金額	—	10,370	9,817
支出件数	—	1	1

●事業②

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費総額	—	8,357	11,629
交付金額	—	4,178	5,814
支出件数	—	1	1

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業 開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
社内イノベータの 育成数	人	0	—	—	10	20	10	13

B. 監査の結果と意見

1. 予定価格の歩切りについて【意見】

<発見した事実もしくは現状>

平成31年度、社内イノベータ養成プログラム業務委託について確認したところ、契約を結ぶにあたり、積算資料や算定基礎の中で単価や工数に基づき設計金額を算出しているが、予定価格調書において設計金額から端数切捨てで減額することで、予定価格が設計金額と異なるものが見受けられた。

また確認した範囲では、業者からの見積りの金額が設計金額、予定価格のいずれの額をも下回っていたため実質的な影響はなかったといえる。

<問題点>

「BCP 策定等推進事業」における「予定価格の歩切りについて【意見】」における問題点と同様であるため、当該項目を参照。

<改善策>

「BCP 策定等推進事業」における「予定価格の歩切りについて【意見】」における改善策と同様であるため、当該項目を参照。

ソフト事業<推進 10> 地方創生未来型農業の拠点づくり支援プロジェクト

(16) 地域経済牽引事業への重点的な支援事業

本事業に関する監査の結果は、次項ソフト事業<推進 13>と同じ内容であるため、本校においてはプロジェクトおよび事業の概要のみ記載する。

A. 事業の概要

プロジェクト	地方創生未来型農業の拠点づくり支援プロジェクト ＜地域未来投資＞		
事業名	①地域経済牽引事業への重点的な支援 ②地域経済牽引事業への重点的な支援（※H30 繰越）		
事業概要	<p>熊本県では、「熊本県地域未来投資基本計画」の趣旨に基づき、地域の中核企業が行う地域経済牽引事業を支援している。</p> <p>本事業は、地域経済牽引事業の中でも、本県の地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、事業の実施主体である事業者のみならず、地域の事業者に対し、高い経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引し、他の事業者のモデルケースとなる先進性の高い取り組みを重点的に支援する。これにより、熊本地震や豪雨災害からの創造的復興の足がかりとし、ひいては持続的な地域経済の発展を目指す。</p> <p>具体的には、農産物の機能性に着目した新たな高付加価値商品の開発・販売や農業と地域社会をつなげる複合的アグリビジネスの展開など、「農業」の枠を超えて新たな付加価値を生む取り組みを支援することで、熊本の創造的復興と地方創生を推進するものである。</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>(1) 施設・設備等の整備・導入 (2) 機械・備品等の購入 (3) 研究開発・加工品開発等</p> <p>【補助率】</p> <p>補助率：2分の1以内</p>		
事業期間	(平成 29 年度～令和元年度)	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・件)

項目\年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	①		①		①	
事業費総額	①	6,000	①	34,172	①	361,127
	②	—	②	278,640	②	130,472
交付金額	①	3,000	①	17,086	①	48,388
	②	—	②	50,000	②	17,291
支出件数	①	1	①	2	①	3
	②	—	②	1	②	3

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業 開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
新規雇用者数	人	—	13	1	35	15	75	12
売上額、取引額又は 給与支払額の合計額の 増加額	千円	—	573,000	162	573,000	157,800	574,000	404,747

ソフト事業<推進13> くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化プロジェクト

(17) フードバレー地域農産物加工施設整備支援事業

A. 事業の概要

プロジェクト	くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化プロジェクト		
事業名	① フードバレー地域農産物加工施設整備支援事業 (一次加工所等整備) ② フードバレー地域農産物加工施設整備支援事業 (※H30 繰越)		
事業概要	<p>熊本県では、「熊本県地域未来投資基本計画」の趣旨に基づき、地域の中核企業が行う地域経済牽引事業を支援している。</p> <p>本事業は、くまもと県南フードバレー構想の推進エリア内（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）において、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、事業の実施主体である事業者のみならず、地域の事業者に対し、高い経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引し、他の事業者のモデルケースとなる先進性の高い取り組みを重点的に支援する。これにより、熊本地震や豪雨災害からの創造的復興の足がかりとし、ひいては持続的な地域経済の発展を目指す。</p> <p>具体的には、地域経済への波及効果の高い BtoB 市場を中心としたニーズ獲得に向け、地域農産物の販路拡大に繋がる一次加工施設等の地域の拠点となる施設整備を支援することで、食産業の集積（フードバレーの形成）による地方創生を推進するものである。</p> <p>【対象経費】</p> <p>(1) 施設・設備等の整備・導入 (2) 機械・備品等の購入</p> <p>【補助率】</p> <p>2分の1以内</p>		
事業期間	(平成 30 年度～令和 2 年度)	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・件)

項目\年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
事業費総額	①	—	①	50,857	①	55,000
	②	—	②	—	②	70,596
交付金額	①	—	①	25,429	①	27,500
	②	—	②	—	②	35,298
支出件数	①	—	①	2	①	3
	②	—	②	—	②	2

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
新規雇用者数	人	—	—	—	2	3	11	13
3年後の 売上合計額	千円	—	—	—	—	—	97,500	27,853

以下に記載する監査の結果は、前項ソフト事業<推進 10>と共通する事項であるため、本項において一括して記載している。

B. 監査の結果と意見

1. 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産の実在性について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」及び「熊本県地域未来投資促進事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業・地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業）補助金交付要領」において、財産の管理・処分の制限に関して、以下の定めがある。

熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（抜粋）

（財産の処分の制限）

第17条 規則第21条第2項に規定する期間は、補助事業等ごとに別に定める。

2 補助事業者等が、規則第21条第2項に規定する知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

熊本県地域未来投資促進事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業・地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業）補助金交付要領（抜粋）

（財産の管理・処分の制限）

第11 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（要領

第6号様式)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数が経過した日又は取得の日から5年間を経過した日が属する年度の3月31日のいずれか遅い日までの期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、規則第21条第2項に規定する財産の処分の承認を受けようとするときは、補助事業財産処分承認申請書(要領第7号様式)を提出し知事の承認を受けるものとする。

上記要項のとおり、補助事業者は、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理することを求められている。ただし、財産の処分の際にのみ、知事に承認を求めればよく、定期的に取得財産の管理状況に関して報告することは求められていない。また、取得財産の管理状況に関して検査を受けることも求められていない。

よって、補助事業者等が、財産の処分時以前に、実際に当該財産を継続的に保有し、かつ、使用しているかに関して、熊本県が積極的に確認することについて要項上定めはない。

<問題点>

補助事業者等が、取得財産等を取得後も継続的な管理を行っていることを確認することは、補助金を交付した目的から勘案して、非常に重要である。そのため、熊本県が、補助事業者等に、取得財産等管理台帳の適切な整備・運用状況及び取得財産等の実在性・使用状況を確認することが重要となる。

この点、「熊本県地域未来投資促進事業(くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業・地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業)補助金交付要領」において知事の承認を受けることなく、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないと定めているものの、補助事業者に作成を求めている取得財産等管理台帳の整備・運用状況について、定期的な検証を実施していないため、補助事業者が取得財産等を当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄している可能性を否定できず、要領を遵守しているか確認ができない。

<改善策>

補助金を交付した目的が継続的に有効であるかについて、上記問題点を改善する策と以下の事項が考えられる。

- 熊本県は、補助事業者が取得財産等を継続的に保有し、かつ、使用していることについて積極的な確認を行うために、補助事業者に取得財産等管理台帳の

提出を求め、内容を検証する。

- 熊本県は、必要に応じて、補助事業者の取得財産等の実在性及び使用状況を確認するために実地確認を行う。

2. 補助金等に係る消費税相当額の取り扱いについて【意見】

<発見した事実もしくは現状>

「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」には、仕入れに関する消費税等の確定に伴う補助金等の返還に関して以下の定めがあるが、「熊本県地域未来投資促進事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業・地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業）補助金交付要領」には、該当する定めはない。よって、「熊本県地域未来投資促進事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業・地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業）補助金交付要領」において、補助事業者は、仕入れ税額控除に関する資料について、書面による提出は求められていない。

熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（抜粋）

（補助金等の交付申請書）

第6条 規則第3条第1項の補助金等の交付申請書は、別記第3号様式によるものとする。

- 3 補助事業者等は、第1項の申請を行うに当たって、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（決定の通知）

第7条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による補助金等の交付決定に当たっては、前条第3項の規定により補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額については、補助金の額の確定にお

いて減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第11号様式によるものとする。

6 第1項の実績報告を行うに当たって、補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額が明らかな場合には、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額を減額して報告しなければならない。

(仕入れに関する消費税等相当額の確定に伴う補助金等の返還)

第16条 補助事業者等は、補助事業等完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額が確定した場合には、別記第15号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

この点、「熊本県地域未来投資促進事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業・地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業）補助金」においては、補助申請時に補助事業者仕入れ税額控除を行うかどうかを口頭により確認を行ったうえで、税抜金額で補助金を交付されている事業があった。

<問題点>

「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」においては、熊本県から事業者に対して補助金を交付する際、基本的には補助事業にかかる経費について消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）を減額して交付し、補助事業者は、補助事業等完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額が確定した場合には、交付要綱の別記様式により書面で速やかに知事に報告しなければならない。一方、「熊本県地域未来投資促進事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業・地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業）補助金交付要領」においては、補助金の交付要綱において消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する規定が整備されていない。

ここで、消費税等の仕組みは、補助事業者が預かった消費税等と支払った消費税等の差額を納付するというものである。補助事業者からすると、補助金は消費税法上不課税取引に該当するため、受領した補助金については消費税等を預かっていないことになる。一方、補助事業にかかる経費については仕入税額控除を行うことが可能であり、消費税等の確定申告の際に控除対象仕入税額に算入した場合には消費税等相当額の還付を受けることができる（下記※①～④補足参照）。

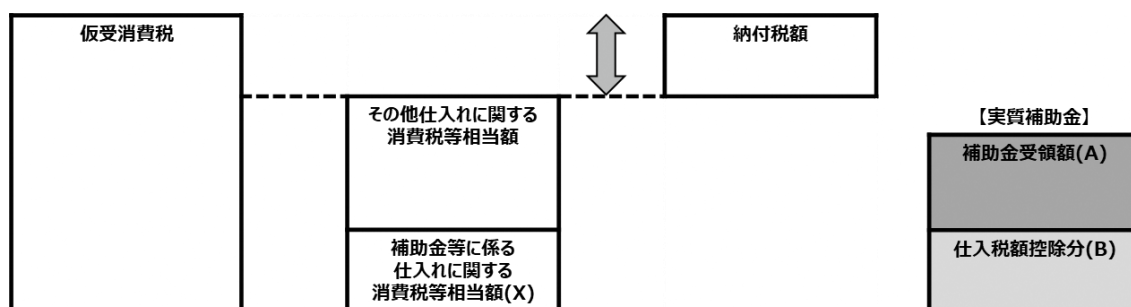
つまり、国及び熊本県は補助金を交付したうえで消費税等まで還付することになり、消費税等の分が重複してしまう（下記※補足③参照）。

この点、補助金を受領する事業者には、消費税の課税事業者ではない事業者、もしくは 100%の仕入税額控除を受けていない事業者も存在する中、「熊本県地域未来投資促進事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業・地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業）補助金交付要領」には仕入れ税額控除に関する定めがないため手続きが不明確となり、かつ、仕入税額控除の状況に関して書面等による裏付けがないため同様の補助対象となる事業を行っても、課税売上割合等によってその事業者の実負担額が異なる可能性があることについての公平性が損なわれていないかの確認ができていない。

(※補足)

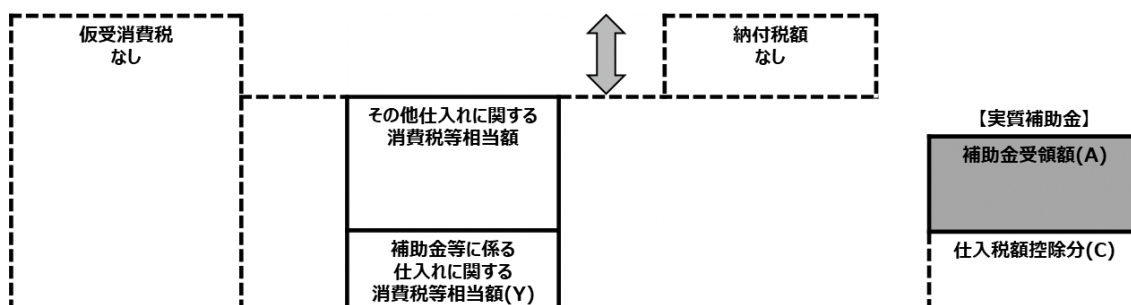
説明を簡易にするため、消費税に関する仕入控除税額の計算方法である個別対応方式・一括比例配分方式は考慮していない。

①補助事業者が、課税事業者かつ消費税等相当額を税抜で補助金を受領するケース



補助事業者が消費税の納税義務者（課税事業者）かつ補助金額に仕入れに関する消費税相当額を含まない場合、補助金等に係る仕入れに関する消費税相当額（上図の(X)）は、仮受消費税と相殺対象となる。よって、補助事業者は、補助金等に係る仕入れに関する消費税相当額（B）を自ら負担することはない。

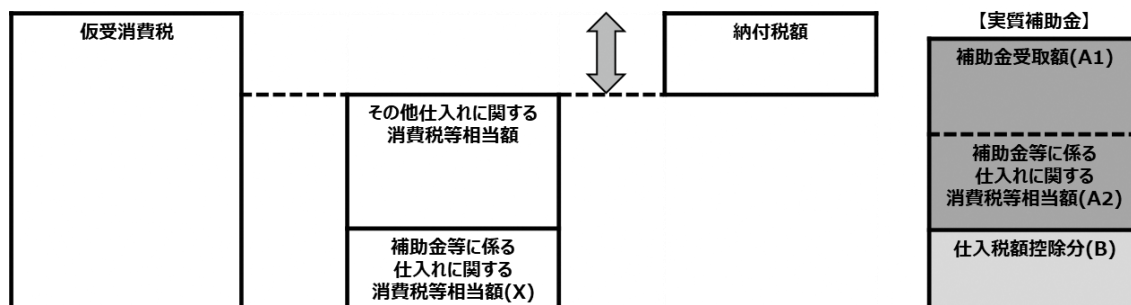
②補助事業者が、免税事業者かつ消費税等相当額を税抜で補助金を受領するケース



上記①に対して、補助事業者が基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者（免税事業者）かつ補助金額に仕入れに関する消費税相当額を含まない場合、補助金等に係る仕入れに関する消費税相当額（上図の(Y)）は、

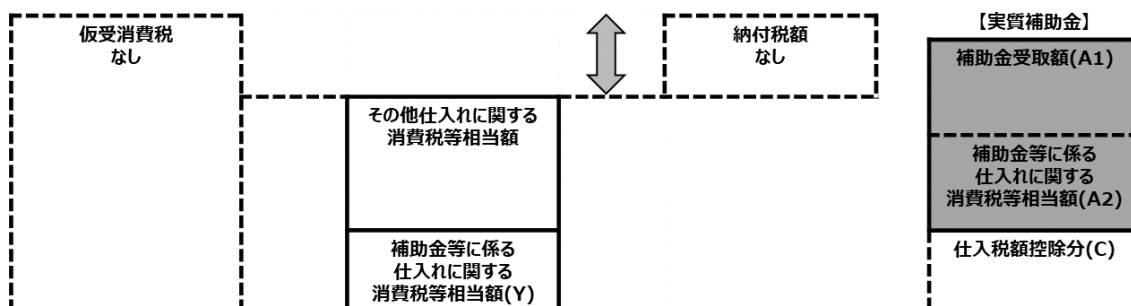
免税事業者であるため相殺対象となるものがない。よって、補助事業者は、補助金等に係る仕入れに関する消費税相当額 (C) を自ら負担することとなる。

③補助事業者が、課税事業者かつ消費税等相当額を税込で補助金を受領するケース



補助事業者が消費税の納税義務者（課税事業者）かつ補助金額に仕入れに関する消費税相当額を含む場合、補助金等に係る仕入れに関する消費税相当額（上図(X)）は、仮受消費税と相殺対象となる。さらに、別途補助金受取額に消費税相当額（上図(A2)）が含まれるため、国及び熊本県は補助金を交付したうえで消費税等まで還付することになり、消費税等の分が重複することとなる（上図(A2)と(B)が重複）。

④補助事業者が、免税事業者かつ消費税等相当額を税込で補助金を受領するケース



上記③に対して、補助事業者が基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者（免税事業者）かつ補助金額に仕入れに関する消費税相当額を含む場合、免税であるため補助金等に係る仕入れに関する消費税相当額（上図の(Y)）は、補助金受取額（上図の(A2)）と対応することとなる。よって、補助事業者は、補助金等に係る仕入れに関する消費税相当額を自ら負担することはない。

<改善策>

「熊本県地域未来投資促進事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業・地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業）補助金交付要領」においても、「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」と同様に、補助事業者は、補助事業等完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額が確定した場合、熊本県に対して書面で報告を行い、仕入税額控除を受けた消費税等を返還す

る旨の手続きを明らかにした交付要領を整備し及び運用すべきである。

また、公平性の観点から、今後行われる他の事業に関しても、熊本県として交付要領に消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する規定のない事業については、消費税等に係る仕入控除税額の報告・返還に関する規定を整備すべきである。

さらに、補助金を受領する事業者には、消費税の課税事業者ではない事業者、もしくは100%の仕入税額控除を受けていない事業者も存在し、その事業者が最初から消費税等相当分まで補助を受けることができないと、同様の補助対象となる事業を行っても、課税売上割合等によってその事業者の実負担額が異なり公平性が損なわれてしまう。よって、事業者間の公平性という観点から、仕入税額控除の状況に関して書面で確認したうえで、事業者の仕入税額控除の状況を考慮すべきである。

3. 補助対象事業者の事業の継続性について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

熊本県は、「令和元年度（2019年度）熊本県地域未来投資促進事業補助金（地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業）追加公募要領」において、応募手続き時に、補助対象事業者へ以下の応募書類を徴求している。

令和元年度（2019年度）熊本県地域未来投資促進事業補助金（地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業）追加公募要領（抜粋）

6. 応募手続き

・ 応募書類

(1) 交付要望書

(2) 見積書

(3) 定款

(4) 登記事項証明書

(5) 直近2期分の決算書

(6) 企業概要（パンフレット等）

(7) 県又は経済産業省に提出した地域経済牽引事業計画承認申請書の写し

(8) 県又は経済産業省から受領した承認通知書の写し（すでに承認を受けている場合に限る）

(9) 必要があれば、事業内容説明のための参考資料等

上記応募書類のとおり、応募書類として直近2期分の決算書を徴求している。

徴求した決算書の内容をチェックするにあたって、チェックリスト等の統一した確認目線はなく、担当者個人の能力に依存する形でチェックを実施している。また、以下のような状況にある会社があるにもかかわらず、決算の内容に関して公認会計士、税理士等の専門家の利用は実施されていなかった。

- 赤字が継続している会社
- 債務超過の会社
- グループ企業が複数ある会社
- 決算期変更等により2年分に満たない決算書が提出されている会社

<問題点>

補助事業者から直近2期分の決算書を徴求する目的は、補助事業者の補助金の目的に沿って補助対象事業を遂行する能力に関して、補助事業者の財政状態及び経営成績の観点から問題点がないかを判断に資する資料を入手することにあると考えられる。また、入手した決算書を元に補助事業者の財政状態及び経営成績の観点から補助対象事業を遂行する能力に関して問題点がないかを検討するにあたっては、補助対象となる事業を実施する事業者の業界の知識を有したうえで、誰が検討を行っても一定の水準以上の目線で実施される必要がある。

仮に、補助事業者が倒産となった場合、補助事業が当初の予定どおり実施できないことは明らかであり、補助実施計画時点で予見できなかったものかという観点からも決算書の内容の確認は重要な事項である。

この点、熊本県においては、補助金を交付する目的を果たす上で、決算書の内容を検討することに関して、研修の実施やチェックリスト等の利用はなく、担当者個人の能力にゆだねられており、一定水準以上での決算書の内容を検討するためのツールが整備・運用されていない。

また、以下のような事象が生じている場合には、補助金の目的を果たす上での決算書の内容を検討することに関して、専門的判断を要する可能性があるが、専門家の利用の検討は実施されていない。

- 赤字が継続している会社
- 債務超過の会社
- グループ企業が複数ある会社
- 決算期変更等により2年分に満たない決算書が提出されている会社

<改善策>

一定水準以上での決算書の内容を検討するためには、例えば以下のツールを整備し、運用することが考えられる。

- 決算書の内容を検討するポイントをチェックリスト化する
- 決算書の内容を検討するポイントに関して研修を実施する
- 設定した要件（赤字継続、債務超過等）に該当した場合には専門家の意見を聴取する体制とする

4. 補助対象経費の金額の妥当性について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

熊本県は、「令和元年度（2019年度）熊本県地域未来投資促進事業補助金（地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業）追加公募要領」において、応募手続き時に、補助対象事業者へ以下の応募書類が徴求している。

令和元年度（2019年度）熊本県地域未来投資促進事業補助金（地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業）追加公募要領（抜粋）
6. 応募手続き ・ 応募書類 (1) 交付要望書 (2) 見積書 (3) 定款 (4) 登記事項証明書 (5) 直近2期分の決算書 (6) 企業概要（パンフレット等） (7) 県又は経済産業省に提出した地域経済牽引事業計画承認申請書の写し (8) 県又は経済産業省から受領した承認通知書の写し（すでに承認を受けている場合に限る） (9) 必要があれば、事業内容説明のための参考資料等

上記応募書類のとおり、応募書類として見積書を徴求しているが、徴求する見積書は、一社分のみであり、複数社からの見積りを徴求していない。

また、「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」、「熊本県地域未来投資促進事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業・地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業）補助金交付要領」及び「令和元年度（2019年度）熊本県地域未来投資促進事業補助金（地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業）追加公募要領」において、補助事業により取得する財産に関して、取得時に入札等を行うことは要求されていない。

所管課によれば、ハード事業に関しては、入札を行う必要性について「農林水産部建築工事補助工事しゅん工確認検査チェック表」及び入札の流れを説明した資料に基づいて指導しており、かつ、事後的に「農林水産部建築工事補助工事しゅん工確認検査チェック表」のチェック項目の1項目として、入札の実施の有無、内容、結果について確認を行っている。また、当補助金の補助率は2分の1以内であり、残る2分の1未満は補助事業者の自己負担となるため、補助事業者において契約金額を軽減する努力を当然行っているはずであり、実際事業費は当初の予算額より低く抑えられているとのことであった。

<問題点>

当補助金は、施設・設備等の整備導入、機械・備品等の購入、研究開発・加工品開発等に対する補助であり、当該施設等に関する調達コストが低ければ補助金額も下がり、効率的な補助が可能となるため、補助金の経済性の観点から、適正な業者から適正な価格で調達が行われているかが重要である。

また、当補助金総額には限度があるため、可能な限り多くの事業者に補助金を受ける機会を与えるという補助金の公平性の観点から、可能な限り客観的で経済性のある金額で交付決定を行うべきである。

この点、熊本県は、申請時に業者から見積書の提出を求めているが、現状は一社のみで見積りをもって申請を受け付け、見積り合わせが行われているかどうかの確認ができていないケースが見られた。また、見積り合わせを行わず一者随意契約により契約を締結することについて、合理的な理由書を記載した文書を入手して内容の検討・承認を行う等の対応も行っていなかった。さらに、熊本県は、ハード事業に関して、入札を行うことについて指導を行っているが、入札の実施の有無、内容、結果について確認は、事業完了時の事後的なものとなっていた。

本来、交付した補助金が有効、かつ、効率的に実施されているかを確認するためには、補助事業者においても、熊本県と同様に適正な契約事務が実施されていない場合ではない。具体的には、入札又は相見積りによる調達が行われるように補助事業者内の規程等が整備されているか、実際に適正な業者から適正な価格で調達が行われているか、業者による自助努力のみに期待するのではなく、その執行状況をモニタリングできる体制をとるべきである。さらに、上記及び規定等が整備されていない場合には、入札の又は相見積りによる調達が適正であるかを事後的にではなく、タイムリーに確認すべきである。

<改善策>

上記問題点を改善し、補助金の有効性、効率性をより高めるための例として以下の策が考えられる。

- 公募要領に記載する応募書類のうち、見積書は複数の見積書とする
- 補助事業者は、相見積りを行うことが困難である場合で、一者随意契約により契約を締結することを予定する場合は、合理的な理由書を記載した文書を作成し提出する
- 補助金交付の審査の段階で、上記複数の見積書又は合理的な理由書を確認の上、補助対象経費の額が妥当であるかの判断を行う

ソフト事業<推進 20> 「選ばれる熊本」を目指して！人の流れ創出プロジェクト

(18) 小規模事業者復興支援コーディネート事業

A. 事業の概要

プロジェクト	「選ばれる熊本」を目指して！人の流れ創出プロジェクト		
事業名	小規模事業者復興支援コーディネート事業		
事業概要	<p>① 被災事業者復興支援（プッシュ型支援） グループ補助金活用者のアンケート調査結果（事業者カルテ）を基に、経営課題が複雑かつ経営状態が深刻な事業者に対して、コーディネーター（中小企業診断士）等による中長期かつ高度な支援をプッシュ型で実施。</p> <p>② 創造的復興牽引支援（モデル型支援） 県内経済の復興に繋がる取組みを行う小規模事業者等を対象に、商工会等の経営指導員と連携し、補助金等の支援策を活用しながら、高度な支援を行う。</p> <p>③ セミナー開催 小規模事業者等を対象とする創業等に関するセミナーを開催。</p>		
事業期間	(令和元年度～令和3年度)	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・件)

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費総額	—	—	34,461
交付金額	—	—	17,231
支出件数	—	—	1

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
売上回復事業者数	社	2,760	—	—	—	—	2,990	2,882

B. 監査の結果と意見

1. 委託料の概算払について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

小規模事業者復興支援コーディネート事業を委託した事業者との支出負担行為を確認したところ概算払が行われている事業者が1社あった。そして、施行伺いにて概算払が必要な理由を確認したところ、「多くの事業を並行して実施しているため自己資金に余裕がないことから、専門家への謝金や従事する職員に対する人件費が継続的に発生する本委託業務を円滑に遂行するため（一部抜粋）」と記載があるのみであった。

<問題点>

今回の場合、概算払の理由が当該事業に従事する専門家や職員に対する人件費の継続的な発生であるため、概算払請求書及び請求書の根拠となる人件費の内訳明細等の提出が必要になると考えられる。しかし、概算払請求書の提出があるのみで、その数字の根拠となるものが確認できず、概算金額の検証ができていたのか疑問である。

確かに、委託料に対する概算払は、熊本県会計規則第44条1号にて認められており、地方自治体として認められている支出方法であることから、契約書で請求書が発行されたときに概算払を認める旨の定めがなされており、問題がないように思える。

しかし、概算払は、債務額が確定しておらず、委託業務の履行が完了していない時期に行われるものである。そして、熊本県会計規則第44条1号で認められている方法は「できる」規定であり、原則的な支出方法の特例として位置づけられるものである。したがって、概算払の際には、概算払の理由、時期および概算払の金額の根拠などを明確にすることが望まれる。

<改善策>

概算払を行うときは、事業者から概算払請求書だけでなく当該金額の根拠となる資料の提出を求め、根拠となる数値の妥当性や概算払の理由との整合性などを併せて確認することが必要である。

(19) (工業系) 高校生県内就職率アップ推進事業

A. 事業の概要

プロジェクト	「選ばれる熊本」を目指して！人の流れ創出プロジェクト
事業名	(工業系) 高校生県内就職率アップ推進事業
事業概要	<p>[事業目的・実現すべき成果等]</p> <p>本県においては、熊本地震からの復興需要も影響し、有効求人倍率が全国平均と比して高水準で推移している。特に、新規卒業者の県外就職率は、工業系の高校等で約6割に達するなど、県外への人材流出が顕著となっている。</p> <p>このような状況の下、本事業においては、高校新規学卒者等の人材確保のため、①保護者が安心して高校新卒者を送り出すことができる福利厚生面における企業の取組みを支援するとともに、②県内企業を知る機会を創出することで、県内就職率の向上を図り、ひいては持続的な地域経済の発展を目指す。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <p>1 社員寮確保支援事業補助金</p> <p>企業等が社員寮を建設等又はリースした場合における、融資借入額に係る利子相当額又はリース料相当額の一部に対し、補助を行う。</p> <p>(1) 補助対象者 県内に本社、事業所等を有する企業等で、以下のいずれの要件も満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高校新規学卒者の採用を予定 ○今回確保する社員寮に当該高校新規学卒者の入居を予定 <p>(2) 補助対象経費・上限等</p> <p>①金融機関等から融資を受ける場合</p> <p>補助対象経費：県内で社員寮を新築、補修等を行う場合の借入額に係る利子相当額（10/10以内）を一括補助</p> <p>補助上限額：1戸当たり1,000千円。1企業あたり10,000千円</p> <p>②社員寮をリースする場合</p> <p>補助対象経費：年間リース料の1/3以内の3年分相当額を一括補助。</p> <p>補助上限額：1,000千円又は1戸当たりリース料総額の10%のいずれ</p>

	れか低い額。1企業あたり10,000千円		
事業期間	(令和元年度～令和3年度)	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位: 千円・件)

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費総額	—	—	49,062
交付金額	—	—	20,000
支出件数	—	—	2

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
県内工業高校生の 県内就職率	%	41.2	—	—	—	—	+2	▲0.3

B. 監査の結果と意見

1. 決算書の使用目的・検討方法について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

社員寮確保支援事業補助金の公募要領および申請書類等を確認したところ、当該事業に関連する補助金申請に関する公募要領の応募書類で「直近2期分の決算書」が必要とされていた。しかし、「直近2期分の決算書」を要求しているものの、公募要領の選考基準で求められている財産的基盤が何か、選考過程で何をもって財産的基盤があるのかを判断しているのかが不明なものが見受けられた。

また、確認した範囲では、債務超過や2期連続で赤字となっている事業者は検出されず、財産的基盤がないと思われ、事業の継続可能性に問題のあるような事業者はみられず、実質的な影響はなかったといえる。

<問題点>

「平成31年度(2019年度) 社員寮確保支援事業補助金【公募要領】」の目的および選考基準には以下のように記載されている。

1 事業の目的

本県においては、熊本地震からの復興需要も影響し、有効求人倍率が全国平均と比して高水準で推移している。特に、新規卒業者の県外就職率は、工業系の高校等で約6割に達するなど、県外への人材流出が顕著となっている。

このような状況の下、本事業においては、高校新規学卒者等の人材確保のため、企業等が社員寮を建設等又はリースした場合における、融資借入額に係る利子相当額又はリース料相当額の一部に対し、県が補助を行うことにより、県内学卒者の県

内就職率の向上を図り、ひいては持続的な地域経済の発展を目指す。

6 選考基準

(1) 基本的事項

適格性、財産的基盤

(2) 事業目的の妥当性

社会情勢に合致し、本事業の目的に即した内容となっているか。

(3) 事業内容の妥当性及び成果の確実性

高校新規学卒者等を雇用する計画があり、それに応じた整備する予定となっているか。

事業遂行上の体制が十分に整っており、事業を円滑に遂行できるか。

(4) 成果の発展性

継続的に新規雇用を続け、地域経済の発展に寄与できるか。

以上より、当該事業の目的は「県内学卒者の県内就職率の向上を図り、ひいては持続的な地域経済の発展を目指す」ことであるから、選考基準で求められている財産的基盤とは、事業者が将来にわたって存続し、事業を継続できる基盤をもつことだと考えられる。

したがって、直近2期分の決算書を使用して上記のような財産的基盤が確立しているかの検証は慎重に行われる必要がある。そのため、最低限の明確な基準を設けて判定する必要があると考えるが、当該基準が設けられておらず画一的で公正な判定作業が実施できているか疑問である。

<改善策>

会社が将来にわたって存続し、持続的な地域経済の発展に貢献できる企業を選考できるようにするために、決算書を確認した際に満たしていなければならない定量的な基準を明確にしておくことが考えられる。県担当者や審査担当者が、決算書の読み方に精通しているとは限らないため、募集要項に記載しないまでも、「2期連続で税引前当期純損失となっていないか」、「債務超過となっていないか」等のチェック項目をチェックリストに反映することで審査の実効性をより高めることができる。

2. 借入金の利子相当額に対する補助金について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

当該事業に関する借入金の利子相当額の補助金交付申請に際して、社員寮確保支援事業補助金交付要領第4条および別表3（添付書類）に定められている資料が漏れなく提出され、保管されていることを確認できた。また、実績報告内にて担当者が、建設する社員寮に係る融資契約書（返済予定表）を確認していることを確認できた。

しかし、金銭消費貸借契約書（以下「契約書」という。）の控えや金融機関へ提出する資金使途が分かる資料の控え等、利子補給金の対象となっている借入金が他の用途に使用されていないことを検討している資料を確認することができなかった。

（参考：社員寮確保支援事業補助金交付要領 一部抜粋）

（補助金の交付申請）

第4条 要項第3条第2項第1号に規定する事業計画書は、別記1によるものとし、添付書類は、別表3に掲げるものとする。

2 補助金の交付申請は、社員寮建設の着工前あるいはリース開始前に行うものとし、その提出部数は1部とする。

別表3（添付書類）

（共通）

- 1 企業等の登記事項証明書
- 2 社員寮確保を行う場所が分かる地図
- 3 社員寮の関係図面（平面図、立面図等）
- 4 高校新規学卒者等を募集していることが分かるもの（求人票等）
- 5 その他、知事が必要と認めるもの

（社員寮建設利子助成）

- 1 借入額に係る利子相当額が分かるもの（返済予定表の写し（案）、金銭消費貸借契約書（案）等）
- 2 申請者と融資を受けた者の関係が分かる書類（申請者と融資を受けた者が異なる場合）

<問題点>

交付要領にて求められている最低限の資料は保管されているものの、交付決定の審査時に借入金の契約書（控え）、金融機関へ提出している借入金の資金使途が分かる資料等、補助金の交付目的が適切に遂行されているかを審査できる資料を確認できず、適切な選考が行われているのか疑問である。

確かに、実績報告時の確定検査報告書内で契約書等、検査した書類についての記載はあるものの、どのような観点で確認したかの記載がないため、確認すべき項目を漏れなく確認できているのかを確かめることができない状態である。

そこで、どのような資料を入手・保管し、どのような観点で確認すればよいのかの問題となるが、現状では明確に定められていない。

<改善策>

熊本県補助金等交付規則では、補助事業等の遂行に関して以下のように定められている。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。第17条において同じ。)をしてはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせ、間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあっては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。第17条において同じ。)をすることのないようにさせなければならない。

※下線は、監査人が加筆。

上記の熊本県補助金交付規則では、事業者には補助金等の他の用途への使用をしてはならない旨を規定している。したがって、県側では、交付申請時において、上記規則に従い補助金の交付目的が適切に遂行されているか、適切に審査できる資料の提出を事業者へ求め、県にて控えを保管しておくことが望まれる。そして、当該事業に当てはめると利子補給の対象となる借入金が金融機関から融資されている実態を把握し、社員寮建設のために適切に使われているか、借入金の支払利息が実績報告の内容と整合しているか等をチェックリストにして漏れなく検討することが考えられる。

なお、当該事業であれば、借入金の利子補給金の交付申請書類に、借入金と補助金の関係が明確に分かるために少なくとも下記のような資料、資料を使って以下の検討することが考えられる。

(必要書類の例)

- ①借入金の契約書(控え)(以下、「契約書」とする。)
- ②借入金の入金分かる通帳コピー(表紙も)
- ③固定資産を購入に係る支払いを実行していることが分かる通帳コピー(表紙も)と請求書
- ④購入する社員寮に関する契約書(以下、「工事請負契約書」とする)、請求書

⑤金融機関へ提出している借入金の資金使途の確認書
⑥借入金の返済予定表（金融機関のシステムから出力されたもの）

具体的な検討方法の例示

No.	検討目的	検討方法
1	借入金の資金使途が補助金交付要領に定められているものか？	契約書と借入金の資金使途の確認書を照合し、補助金交付要領に従った借入が行われていることを確認する。
2	補助金交付要領に従った借入が行われ、目的に従った使用が行われているか？	<p>契約書と借入金が入金された口座の通帳コピーを確認する。</p> <p>工事請負契約書および請求書と社員寮の建設に係る支払いが行われた通帳コピーを確認し、補助対象となる事業が実行されていることを確認する。</p>
3	借入金と支払利息の支払額が整合しているか？	契約書と返済予定表を確認し、借入金額、返済期間、利息等の情報が整合しているかを確認する。

以上より、表に挙げた資料を使って、上記のような検討を実施すれば、当該事業の目的である借入金の利子相当額に補助金を交付するという目的が適切に遂行されているかを確認することが可能になると考えられる。

(20) 熊本型人財マッチングプラットフォーム事業

A. 事業の概要

プロジェクト	「選ばれる熊本」を目指して！人の流れ創出プロジェクト		
事業名	熊本型人財マッチングプラットフォーム事業		
事業概要	<p>熊本地震からの復興需要に伴う回復傾向の県内景気などの影響もあり、県内企業は人財確保に苦慮しており、新規企業の誘致にあたっては有効求人倍率の高さなどから、人材確保の面で他県と比べ不利な状況となっている。</p> <p>については、新規学卒者の県内定着やUIJターン（第2新卒を念頭にした就職後5年以内の離職者）を中心とした人財確保を進めるため、地元人財と企業とのマッチングを目的としたコンソーシアム〔県内大学（COC+）、企業、県〕を形成し、熊本特化型の求人サイトを創設・運営などを行い、併せて活動拠点を桜町再開発ビル内に設置する。</p> <p>なお、R4年度以降、管理・運用を行う県内大学（COC+）、企業とでサイト広告費等の収入により自主運営に切り替わる。</p> <p>〔主な事業〕</p> <p>① 熊本特化型求人サイトの運用</p> <p>② 桜町再開発ビル（SAKURAMACHI KUMAMOTO 内）への人財リエゾン拠点 Eggplant の運営</p>		
事業期間	（令和元年度～令和3年度）	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・件)

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費総額	—	—	32,406
交付金額	—	—	15,000
支出件数	—	—	1

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
本システムを活用した次の就職又は転職実績	人	0	—	—	—	—	10	1

B. 監査の結果と意見

1. 単独見積りについて【意見】

<発見した事実もしくは現状>

当該事業の実績報告書に添付されている単独見積等理由書を閲覧したところ、OA 機器類およびオリジナル家具の発注・納品に際してそれぞれ単独見積りを行っていることを確認できた。内容は下記のとおりである。

OA 機器類の単独見積り理由

今回の設置 OA 機器類は、すべて購入のため、性能相談、製品の選定基準、機器設置場所のサポート、設定やトラブル時の対応と、購入後のトータル的なサポートも必要となる。

熊本大学桜町拠点 (Eggplant KUMAMOTO) を運営する A 社が社内の関連機器購入やリース、メンテナンスサポートを含め一括でお願いしているのは B 社であるため、1 社のみで見積もりとなった。

オリジナル家具の単独見積り理由

熊本大学桜町拠点 (Eggplant KUMAMOTO) の設置場所は、2019 年 9 月 OPEN 予定という新しい商業施設の中にあり、設置場所は建設中のため、設計段階での現説不可、制作時期、納品時期も不確定な中、商業施設 OPEN 直前の限られた納品日程でオリジナル家具を設計、制作、納品までを一貫して監理できる企業への発注が必要。

不確定要素が多い中、柔軟な対応ができるのは、運営する A 社のグループ会社で同様の実績をもつ C 社しかないため、1 社のみで見積もりとなった。

※具体的な会社名が表示されない様、実際の記載内容を変更している。

上記によると OA 機器類の単独見積りは、A 社が社内の OA 機器類の購入からサポート等まで、依頼しているという理由で B 社に対して行われており、オリジナル家具の単独見積りは A 社のグループ会社である C 社が柔軟な対応ができるという理由で行われている。

<問題点>

地方自治法 234 条 1 項、2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号（一部抜粋）において下記のように記載されている。

地方自治法より一部抜粋

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令より一部抜粋

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

上記より、随意契約が政令に定められた場合に限られた限定的な契約方法であることが分かる。したがって、単独見積りができる場合は、上記法令に準じたものになりうると考えられる。

確かに、OA 機器に関しては運営会社である A 社が普段から依頼している B 社にお願いするのが、より良いサービスを受けられ、より効率的な運営が可能になると認められるが、納品される OA 機器やサービス内容から判断すると B 社に発注した内容は同業他社でも十分に実施可能と思われる。したがって、緊急の必要性が求められておらず、3 社見積りにより著しく不利になるような状況は想定されにくいこと、単独見積りにより時価に比して著しく有利な価格での契約が可能な状況ではないことから、県側から事前に指導できていたのではないかと考える。

また、オリジナル家具に関しても、不確定要素が多い中、グループ会社 C 社にお願いした方が柔軟な対応が可能になることは認められるが、他の設計・制作会社でも十分に対応可能な内容である。特に C 社は A 社のグループ会社であることから、グループ会社を優遇するような取引条件となっていないか事前に県側で検証する必要があったのではないかと考える。

これらのことから、単独見積等理由書の記載内容を実績報告以前に確認し、県が 3 社見積りを実施するように事業者に対して指導することができなかつたのか疑問である。

<改善策>

見積りをする際は、単独見積等理由書に記載のとおり、3 社見積りであることから、事業者が単独見積りを行う場合には、単独見積りを行う方針となった段階で事業者から事前に県に報告する仕組みが必要と考える。具体的には、補助金交付要領に単独

見積りを行う際に事前報告をさせるような規定を設けることが考えられる。

今回の事業では、事前に単独見積りの申請がなされていれば、県から事業者に対して3社見積りをするように指導することが可能であった。実績報告の段階で、単独見積等理由書を確認しても取引はすでに完了していることから、取引の公正性や取引金額の妥当性を検証することはできない。取引の公正性や取引金額の妥当性を担保するためにも、実績報告の段階ではなく事前申請の段階で単独見積りの妥当性を検証することが必要と考える。

2. 取得財産等の管理について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

「地方創生推進交付金交付要綱」によると、下記のとおり記載されている。

(交付金交付の際付す条件)

第22条の2 交付金事業者は、交付対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

2 交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

3 交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

また、「熊本型人財マッチングプラットフォーム事業費補助金交付要領」にも下記のとおり定められている。

第5条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、別記第4号様式による取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 要項第13条に規定する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数に相当する期間又は取得の日から5年を経過した日の属する年度の3月31日のいずれか遅い日までの期間とする。

3 要項第13条に規定する財産の処分の承認を受けようとするときは、別記第5号様式による補助事業財産処分承認申請書を提出するものとする。

4 知事は前項に規定する申請の内容について適当と認めるときは、これを承認し、補助事業者に対し、別記第6号様式による承認通知書を送付して通知するものとする。

<問題点>

しかしながら、補助事業財産処分承認申請書（別記第5号様式）の提出は、あくまで事業者からの自己申告に頼る体制になっており、県の方から積極的な確認はなされていない。したがって、補助事業財産処分承認申請書の提出なく、財産の処分がなされたり、耐用年数期間内早々に取得財産の売却があっても気付かず、その収入の全部または一部について県への納付が漏れたりするおそれがある。

<改善策>

毎年、事業者より取得財産等管理台帳の増減や用途変更の有無についての回答書の提出を求めることが望ましいといえる。或いは、一部の事業者には不定期で現地確認調査を行う旨を交付要項に定め、実施することでも、一定の効果があると考えられる。

ハード事業

(21) 阿蘇草原を活用した畜産農家の放牧・飼養管理生産性革命プロジェクト

A. 事業の概要

プロジェクト	阿蘇草原を活用した畜産農家の放牧・飼養管理生産性革命プロジェクト		
事業名	拠点整備交付金事業		
事業概要	<p>阿蘇地域の畜産業について、草資源の有効利用とドローン等による画像解析技術を利用した草地の管理方式や、草地を高度に利用した肉用牛生産の技術開発並びに人材育成をするための施設整備（①「リモート家畜管理システム研究施設」、②「肉用牛等繁殖技術研修施設」）を行うことで、生産性を向上し地域の畜産経営者の経営の安定化と所得の向上を図るとともに阿蘇地域の草原再生を目指す。</p> <p>① 「リモート家畜管理システム研究施設」について 放牧地における牛馬飼養管理や、広大な草地管理等の労力負担を軽減し、畜産農家の生産性を向上するため、ICT、IoT を利用した省力的で生産性が高い肉用牛等管理技術開発やドローンを活用し空撮画像から草地の立体地図を作成による危険箇所の視覚化や牧草の収量予測等の技術開発・普及を行う。</p> <p>② 「肉用牛等繁殖技術研修施設」について 畜産農家に対し、畜産経営を行ううえで基礎となる放牧地における人工授精、受精卵移植、繁殖管理技術の研修を通して人材育成を行う。</p>		
事業期間	(平成 29 年度～令和元年度)	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去 3 年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・件)

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業費総額	—	26,209	153,650
交付金額	—	13,104	76,825
支出件数	—	8	6

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
新たな放牧実施による経費削減効果	千円	0	—	—	—	—	3,773	75,468
放牧管理及び繁殖管理の省力化技術の開発数(成果情報等)	件	0	—	—	—	—	—	—

目標	単位	事業 開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
繁殖・放牧管理技術等の研修受講者数	名	0	—	—	—	—	10	15

B. 監査の結果と意見

1. 当初予算からの設計変更について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

当該事業は次世代農業ローカルイノベーション創出事業（計24事業）の一部であり、地方創生拠点整備交付金事業として国から平成30年3月に交付決定を受け、平成29年度予算として成立したが、平成29年度は事業に着手できないまま、平成30年度の繰越明許費として計上されている。平成30年度に入ってから、具体的な基本構想、基本設計、実施設計などを行い、本体工事についてはそれぞれ入札等を実施後、県は建築事業者と公共工事請負契約書を締結している。

当該本体工事では、工期の初めから間もなくして、以下のような設計変更が行われている。

施設名	工期 (工期変更後)	変更日※	設計変更前 契約額	設計変更後 契約額	増減	増減率
リモート家畜管理システム研究施設(本体工事)	平成30年12月11日から平成31年3月29日(令和元年9月30日)	平成31年3月14日	26,190 千円	34,294 千円	+8,104 千円	+30.4%
肉用牛等繁殖技術研修施設(本体工事)	平成31年1月10日から平成31年3月29日(令和元年10月31日)	平成31年3月13日	96,768 千円	101,182 千円	+4,414 千円	+4.6%
リモートシステム設置工事(本体工事)	平成31年1月29日から平成31年3月29日(令和元年9月30日)	平成31年3月14日	14,580 千円	15,071 千円	+491 千円	+3.3%
合計			137,538 千円	150,549 千円	+13,011 千円	+9.4%

※変更日は「工事設計変更伺」の決裁日付。

設計変更の主な理由は次のとおりである。

当初、当該施設が位置する阿蘇地域の高原では風や雨等天候の影響を受けやすく、施設に対する風雨対策が必要であると考えていたが、予算を大幅に超過したこともあり、風雨対策を本体工事の対象から除外していた。しかし、本体工事を進める中、施工業者からの指摘で風雨対策がやはり必要なことが判明し、設計変更に至ったものである。設計変更の内容は、雨水及び寒冷対策としての外壁・天井・床断熱材の追

加や雨水の排水工事、ドローン整備室への風の影響を緩和するための壁とシャッターの追加工事などである。

また、設計変更による金額の増加については、平成31年3月15日に「(変更) 支出負担行為書」が起案され、同日、予算の増額承認がなされている。

当該事業の本体工事については、いずれも「熊本地震の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため(平成30年度熊本県一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について/令和元年6月7日提出から抜粋)」という理由で、平成30年度内に事業が完了せず、事故繰越しとして、平成31年度(令和元年度)に予算繰越しを行っている。

<問題点>

① 当初予算策定時の課題検討の十分性について

当該事業は、平成29年度予算で承認された後、繰越明許費として平成30年度に引き継がれたものである。当該設計変更は、当初の予算の承認から1年以上が経過してからの行われており、また、個別の本体工事で見れば予算を超える金額の変更となっている。さらに、熊本地震に伴う工事遅延等の影響で、増額した予算を平成31年度(令和元年度)に事故繰越ししている。

当該事業は予算区分としては次世代農業ローカルイノベーション創出事業(計24事業)の一部であり、予算を増額することによって個別事業で見れば繰越明許費からの増額となっているものの、予算区分である次世代農業ローカルイノベーション創出事業(計24事業)としては他事業の当初予算からの減額などもあり予算の枠内であるため、繰越明許費を増額すること自体に問題はない。しかし、当該施設整備事業では当初、予算を大幅に超過することから対象外としていた風雨対策工事が結果的に繰越明許費の増額という形で承認されており、当初予算策定時に施設の風雨対策についての課題検討が十分ではなかったと言わざるを得ない。

② 入札結果への影響について

当該事業の本体工事は、それぞれ一般競争入札及び指名競争入札が行われているが、設計変更の内容が当初の仕様書に加味されていれば、入札業者からの見積り内容も変わるため、入札結果にも影響していた可能性がある。特にリモート家畜管理システム研究施設では、設計前の契約額に対して30%以上契約額が増加しており、予定価格を大幅に超過している。

<改善策>

地方創生拠点整備交付金事業は国の2月補正で予算化されており、県もタイトなスケジュールの中で平成29年度予算として成立させる必要があったため、工事費の

積算などがある程度概算にならざるを得なかったことは理解できる。また、現行制度上では、同一事業間（本件では計 24 事業）での予算の振替は国からも認められているものであり、限られた予算の中で最大限の効果を出すために、同一事業間での予算の増減があることも合理的であると言える。

一方で、当該事業については、県は工事予定地の気象条件などから、当初予算策定時に当該事業の風雨対策が必要なことは把握していながら予算化せず、入札後の施工工事の過程で風雨対策工事を増額変更しなければならなくなった結果だけを見ると、当初予算策定時にもう少し慎重な検討が必要であったと考える。今後、当初予算策定時には以下の 3 点について留意すべきである。

① 公共工事の品質確保について

公共工事によって建設した施設は県民の財産であり、その品質確保について県は十分に検討しなければならない。公共工事の品質確保の促進に関する法律に規定する基本理念に再度立ち返り、公共工事を計画する必要がある。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

（基本理念）

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

（後略）

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

県は限られた予算の中で公共工事を実施するものの、「公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有する」ものであり、風雨対策が中長期的に県民の財産を守ることになるのであれば、当初予算策定時に適切に予算化すべきである。

② 競争入札の公平性の確保について


工事の着手後に、設計変更が発生することはある程度理解できるが、今回のように、当初から設計変更が起こることが予測できるものであり、かつ、金額的にインパクトがあるものであれば、競争入札の結果にも影響を与える可能性もあるため、競争入札の公平性を確保する上でも、当初予算策定時に十分に検討を行うことが重要である。

③ 予算の一本化について

当該事業の予算区分は「次世代農業ローカルイノベーション創出事業」であるが、次世代農業ローカルイノベーション創出事業には、阿蘇地域の畜産業に関わる施設工事だけではなく、熊本県下の別の公共工事も合わせて計 24 事業からなっている。計 24 事業については、次世代農業という共通のビジョンのもとで一体であることは理解できるが、予算区分については、それぞれ全く別の施設工事等であるため、ある程度分けて予算化することが望ましい。予算を一本化することで、個別予算に少しずつの余裕分を持たせて、予算が足りない事業の金額を付け替えるなど調整することが可能となるため、予算の効率的な配分の観点からも留意が必要である。

(22) 長期貯蔵による農産物の生産性向上・高付加価値化拠点形成プロジェクト

A. 事業の概要

プロジェクト	長期貯蔵による農産物の生産性向上・高付加価値化拠点形成プロジェクト
事業名	—
事業概要	<p>生産者数の減少が続いている野菜類について、販売チャネルの拡大と安定出荷のため、熊本県八代市にあるアグリシステム総合研究所内に施設整備（「長期貯蔵研究施設等」）を行い、長期貯蔵技術を確立することで、1戸当たりの栽培面積及び出荷額の増加、所得の向上を目指す事業である。</p> <p>「長期貯蔵研究施設等」について</p> <p>恒温恒湿および植物生育環境を制御する設備であり、農産物の鮮度保持研究と栽培技術研究を一体的に行いながら、『長期貯蔵技術』の確立を行う。</p> <p>この技術確立により、野菜・果実等の青果において、遠隔地（輸出・国内消費地）への計画的な出荷や輸送時品質保持が可能となる。</p> <p>（アグリシステム総合研究所）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>アグリシステム総合研究所は、日本で唯一の「いぐさ」試験研究機関として、いぐさの品種育成や栽培加工技術の改善に取り組んでいます。また、平坦水田地域における主力作物である「トマト」「いちご」の高品質、省力安定生産技術や、露地野菜を含め鮮度保持技術の開発に関する試験研究をはじめ、「いぐさ」「トマト」の機能性を利用するための技術開発にも取り組んでいます。</p> <p>さらに、平成 27 年度には、くまもと県南フードバレー構想実現に向け、農産物加工試作や成分分析、商品開発、6次産業化への相談対応、販路開拓等のアグリビジネスへの支援を図るため、加工試作室や成分分析室を備えたフードバレーアグリビジネスセンターを設置しました。</p> <p>平成 29 年度からは、研究所名を「い業研究所」から「アグリシステム総合研究所」に改称し、併せて ICT 等を活用した生産性の高い技術開発</p> </div> 

	を研究するため、生産情報システム研究室を新設するなど、地域農業の発展に寄与することを目指しています。 熊本県ホームページより		
担当部局	農林水産部 農業技術課		
事業期間	平成 29 年度～令和元年度	事業区分	推進 <u>拠点整備</u>

ア. 過去 3 年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・件)

項目\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業費総額	—	19,621	195,782
交付金額	—	9,810	97,891
支出件数	—	9	3

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
主力品目であるトマトの船舶輸出額の増加	百万円	6	—	—	—	—	31	0
輸出マニュアル作成品目数	品目	0	—	—	—	—	3	0
長期保存向け栽培技術の技術移転農家数	戸	0	—	—	—	—	31	0

B. 監査の結果と意見

1. 登録事業者の審査制度について【意見】

<発見した事実もしくは現状>

当該事業において設計・監理の業務を委託された事業者は、税金の未納は無かったものの、社会保険料の未納が存在したことから、契約後、監理業務の履行途中に日本年金機構熊本東年金事務所から「債権差押通知書」が届き、当該事業の委託業者に対する債務が差し押さえとなった。

契約の方法は以下のとおりである。

設計業務（平成 29 年度）：①指名競争入札（17 社指名、15 者応札）

監理業務（平成 30 年度）：随意契約（上記設計業務の受託者に委託することによる効率性を理由とした随意契約）

当初の設計業務の入札については、熊本県の競争参加資格審査制度の登録システムを活用し、参加資格があることを確認したうえで業者を選定している。

平成 29 年	「アグリシステム総合研究所長期貯蔵技術研究所棟新築工事等設計業務」の契約を締結 (<u>システムにより業者が登録されていることを確認</u>)
平成 30 年 7 月～	
平成 31 年 5 月	<u>社会保険料及び延滞金の未納発生</u>
平成 31 年 3 月	「アグリシステム総合研究所長期貯蔵技術研究所棟新築工事等監理業務」の契約を締結 (<u>システムにより業者が登録されていることを確認</u>)
令和元年 7 月	熊本東年金事務所より「債権差押通知書」が届く
令和元年 10 月	公共工事関係業務等委託変更契約を交わし、工事期間の延長を行う
令和 2 年 3 月	業務完了の認定を受け、委託業者から「目的物引き渡し申出書」が出される
令和 2 年 3 月 31 日	日本年金機構に対して業務委託料の振込を実施

現在の熊本県の競争参加資格審査制度においては、提出書類として決算書及び社会保険等加入状況確認書の提出は求められておらず、業績や資金繰りについて確認できる情報がない。

提出書類対象様式

- ① 入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等>
- ② 測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表
- ③ 年間委任状
- ④ 誓約書兼申請者等調書
- ⑤ 登録証明書等の写し
 - (ア)測量業務の申請者
測量法第 55 条の規定による測量業者の登録を証する書面の写し
 - (イ)建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者
建築士法第 23 条の規定による建築士事務所の登録を証する書面の写し
 - (ウ)その他の業務の申請者
- ⑥ 測量等実績調書
- ⑦ 技術者資格等一覧表
- ⑧ 技術者経歴書
- ⑨ 法人の場合は、商業登記の履歴事項全部証明書の写し
個人事業主の場合は、市町村発行の身分（身元）証明書の写し

- ⑩ 国税の納税証明書
 - 【法人】法人税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書
 - 【個人事業主】申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
- ⑪ 熊本県税について未納がないことの証明書
- ⑫ 本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し
- ⑬ 中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿
- ⑭ 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書

<問題点>

債権の差し押さえを受けるということは資金繰りに窮しているということであり、法人の事業継続性に問題があるということである。法人が倒産すれば、委託している設計・監理業務についても不履行となる可能性が高く、熊本県としても契約のやり直し等追加業務が発生する可能性があり、不効率である。

なお、今回の委託業務については、履行が完了し、事業自体には影響はでなかったとのことであるが、所管課の事務負担が増えたことは事実である。

<改善策>

社会保険料の未納については期限を過ぎると機械的に差し押さえがなされることから、影響が大きいといえる。今後競争参加資格審査において、社会保険料等の未納がないか確認する仕組みを導入する必要がある。

具体的には、以下のような手法を検討してはどうか。

- ① 社会保険料の納付済領収書の提出を求める
- ② 社会保険料等、重要な未納金が存在しないことの宣誓書を提出させる
- ③ 委託契約書等に差し押さえを受ける可能性のある重要な未納金が発生した場合は速やかに県側に報告する義務を記載する

なお、当該意見については競争参加資格審査制度の見直しであることから、制度所管課において検討をお願いしたい。

(23) 情報通信及び解析技術を活用した施設園芸の統合環境制御による生産性向上プロジェクト

A. 事業の概要

プロジェクト	情報通信及び解析技術を活用した施設園芸の統合環境制御による生産性向上プロジェクト		
事業名	次世代農業ローカルイノベーション創出事業の一部		
事業概要	<p>「環境制御機器・施設等」の設備整備を行い、園芸作物における統合環境制御技術（栽培の最適環境条件解明、環境データ収集方法、及び生育データに基づく診断と制御、生産資材投入量の最適化を図る低コスト栽培）の確立、品種育成、気象予測に基づいた病虫害発生予測や生育・出荷予測のシステム確立等の技術を開発し、土地生産性及び労働生産性を高め、農家の所得を増加させることを目的とする。</p> <p>「環境制御機器・施設等」について 高精度に栽培管理条件（施設内環境：温・湿度、炭酸ガス濃度等）を制御し、計測データ（施設内環境等）をICT及びIoT技術につなげることで、本県の多様な園芸品目の生産性向上に寄与する統合環境制御技術を開発する。</p>		
事業期間	(平成29年度～令和元年度)	事業区分	推進 拠点整備

ア. 過去3年間の事業費総額、交付金額および支出件数 (単位：千円・件)

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費総額	—	32,799	480,762
交付金額	—	14,727	240,381
支出件数	—	4	4

イ. 事業の達成目標

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
高度環境制御システム導入圃場（冬春トマト（ミニトマトを除く）の販売額	百万円	4,031	—	—	—	—	323	64.7

目標	単位	事業開始前	H29 目標値	H29 実績値	H30 目標値	H30 実績値	R1 目標値	R1 実績値
熊本県農業研究成果情報（環境制御技術、新品種、病害虫発生予測システム等）の発表数	件	0	—	—	—	—	—	—
栽培管理マニュアル導入し、生産性革命に取り組む農家戸数	戸	0	—	—	—	—	—	—

B. 監査の結果と意見

1. 公共工事の事務手続きについて【意見】

<発見した事実もしくは現状>

当該事業は次世代農業ローカルイノベーション創出事業（計24事業）の一部であり、地方創生拠点整備交付金事業として国から平成30年3月に交付決定を受け、平成29年度予算として成立したが、平成29年度は事業に着手できないまま、平成30年度の繰越明許費として計上されている。平成30年度に入ってから、具体的な基本構想、基本設計、実施設計などを行い、本体工事についてはそれぞれ入札等を実施後、県は施工業者と公共工事請負契約書を締結している。

以下は当該事業の本体工事の概要である。

工事名	工期	延長後の終期	契約額
環境制御施設機能強化工事	平成31年1月29日から 平成31年3月29日	令和元年8月31日	475,200千円
環境データ収集施設・ 機器工事	平成31年1月29日から 平成31年3月29日	令和元年6月28日 →令和元年7月26日	18,997千円
合計			494,197千円

環境制御施設機能強化工事は、条件付一般競争入札（総合評価方式事前審査型）で、平成30年12月6日から平成31年1月7日の公告期間の後、1月8日に開札された。入札にかかる特記仕様書には工期について以下の記載がある。

<p>第2-3条（工期） 本工事の工期については、平成31年3月29日までとし、余裕期間60日間を設け</p>

ている。

(1) この入札案件に関する工期については、工事請負契約を締結後、関係機関の承認が得られた場合は、発注者・受注者間で協議のうえ、平成31年8月30日まで延長し、余裕期間は90日間を設ける。

(後略)

入札の結果、決定した施工業者と平成31年1月28日に公共工事請負契約書を締結した後、平成31年2月12日に着工届と工程表が提出され、工事が開始された。工程表では、2月から工事を開始し、3月29日に建築工事及び機械設備工事が100%完了することになっている。しかし、1か月後の3月11日に施工業者から工期変更願が提出され、工期が平成31年8月31日までに延長されている。延長の理由は、熊本地震の影響で施工業者の確保が困難で工期を延長せざると得ない、となっている。平成31年3月15日、県と施工業者は工期の変更に伴う公共工事請負変更契約書を締結している。

当該事業の本体工事については、いずれも「熊本地震の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため(平成30年度熊本県一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について/令和元年6月7日提出から抜粋)」という理由で、平成30年度内に事業が完了せず、事故繰越しとして、平成31年度(令和元年度)に予算繰越しを行っている。

<問題点>

上記の事務手続きは適切に行われている。

平成31年1月28日、特記仕様書の内容に基づく工期で発注者である県と受注者である施工業者は公共工事請負契約書を締結し、受注者である施工業者は、契約締結後14日以内に工程表を提出している。

熊本県公共工事請負契約約款

(工程表及び請負代金内訳書)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(中略)

3 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

また、受注者である施工業者は、平成31年3月11日に、熊本地震の影響で工事が完了しないものとして、工期変更願を提出し、県による延長が認められ、平成31年3月15日に県と施工業者は公共工事請負変更契約書を締結している。

熊本県公共工事請負契約約款

(受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

一方、事務手続きに問題はないものの、環境制御施設機能強化工事は契約額が 4 億 7,520 万円の大型工事であり、上記の事務手続きには以下のような違和感がある。

①大型工事にしては当初契約の工期が短すぎる。

②施工業者から平成 31 年 2 月 12 日に提出された工程表には、3 月 29 日までに建築工事と機械設備工事が 100%完了するとなっているにも関わらず、わずか 1 か月後に施工業者から工期変更願が提出され、8 月 31 日まで延長になっている。

③契約締結が平成 31 年 1 月 28 日であり、当初から 3 月 29 日に工事は完了する見込みはないため、特記仕様書には 8 月 30 日まで延長することが予定されているにもかかわらず、受注者である施工業者側の理由で工期の延長する手続きとなっている。

ただし、問題点として記載した事項は、当該事業の監査過程で検出されたものの、当該事業特有の事象とは言えず、現行制度上、熊本県の全事業で発生している問題であることに留意する必要がある。

<改善策>

上述のとおり、本件は現行制度上の問題点であり、改善策についても当該事業に限らず、熊本県全体の事項として記載する。

地方公共団体においては、会計年度独立の原則によって予算を翌年度に繰り越すことができない。しかし、公共工事では、災害等により年度内に支出が終わらない場合や、公共工事の品質維持のためには年度を跨いだ工期が必要になる場合もあり、債務負担行為や繰越明許費を活用することで、予算を翌年度に繰り越すことも認められている。

地方自治法

(会計年度及びその独立の原則)

第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

(繰越明許費)

第二百十三条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

(予算の執行及び事故繰越し)

第二百二十条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

2 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの(当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。)は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

平成 30 年度は、平成 28 年熊本地震の影響により、熊本県全体で施工業者における人員確保及び資材確保が困難となっており、当該事業のように、基本構想や基本設計、実施設計などが遅れ、本体工事の工期の開始自体が遅れてしまっているケースは多く、事故繰越しは妥当なものであると判断するが、表面上の事務手続きを優先することで、実態とは異なった契約手続きがなされることは是正すべきである。

具体的には、契約締結時点において工期が翌年度に跨ることが分かっているのであれば工期を実態に合わせた期間にすることや、施工業者に誤った工程表の提出を求めたり、県側の都合によるにも関わらず工期変更願を提出させたりするようなことがないように、事務手続きを改善すべきであると考え。

Ⅲ. 監査の結果に添えて提出する意見

(1) 予算の繰越について

1. 熊本県と九州他県の繰越額の推移

熊本県では近年、これまで経験したことがないような自然災害に度々見舞われており、特に、平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨では熊本県全体で大きな被害を受けた。それに比例するように、熊本県では繰越明許費や事故繰越による繰越額が急増している（繰越明許費及び事故繰越については以下参照）。

地方自治法 (繰越明許費) 第二百十三条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。 2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。 (予算の執行及び事故繰越し) 第二百二十条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。 2 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。 3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。
--

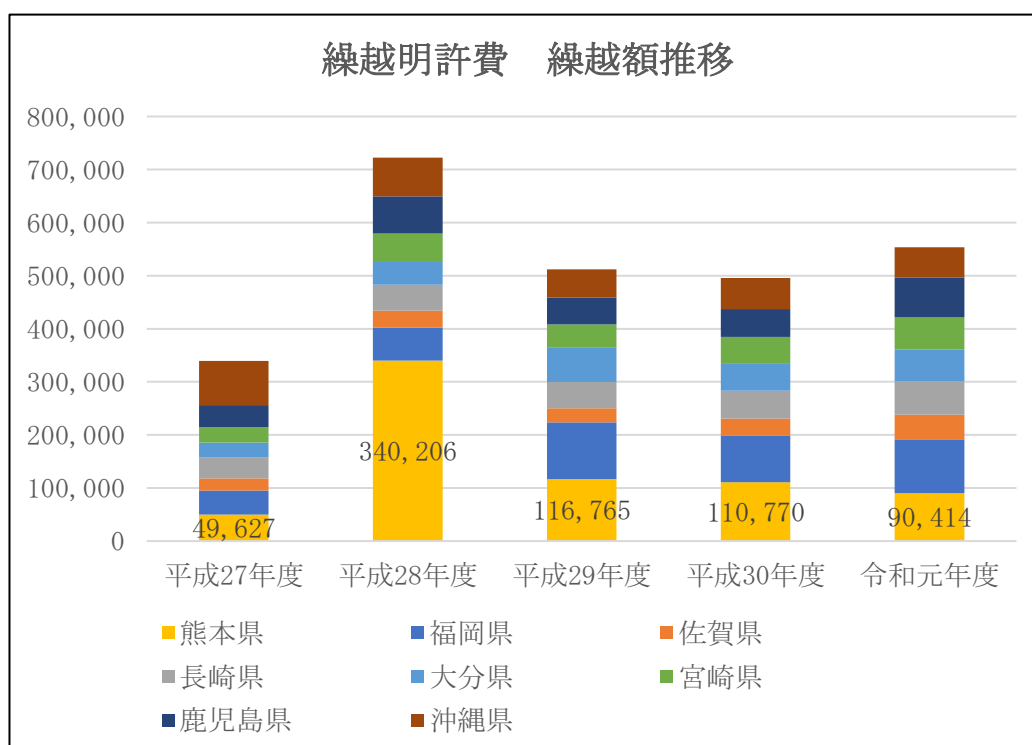
以下は、熊本県及び九州他県の繰越額の推移である。なお、継続費の年割額の逐次繰越しについては金額が小さいため省略する。

(出所：総務省都道府県決算状況調)

【繰越明許費 繰越額】(単位：百万円)

県名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
熊本県	49,627	340,206	116,765	110,770	90,414
福岡県	45,243	62,117	106,743	87,625	100,985

佐賀県	23,481	31,706	26,504	32,551	46,939
長崎県	38,710	48,690	49,555	52,643	63,127
大分県	28,758	44,894	64,494	51,718	59,938
宮崎県	28,845	51,700	44,098	49,107	60,366
鹿児島県	41,251	70,017	50,544	52,954	74,469
沖縄県	83,660	73,290	53,170	58,266	57,327
九州合計	339,575	722,621	511,873	495,634	553,564



平成28年度は熊本地震の影響で繰越明許費が3,402億円に達しており、その後も約1,000億円の水準で推移している。九州他県では平成29年7月九州北部豪雨に見舞われた福岡県でも繰越明許費が増加している。

当該繰越事由は、自然災害という避けがたい事故によるものであるが、明許繰越し及び事故繰越しのいずれの要件も満たしている場合は、明許繰越しによるのが一般的であり、大規模な自然災害時に繰越明許費が増加する傾向にあると言える。

財務省 繰越しガイドブック《改訂版》P.136

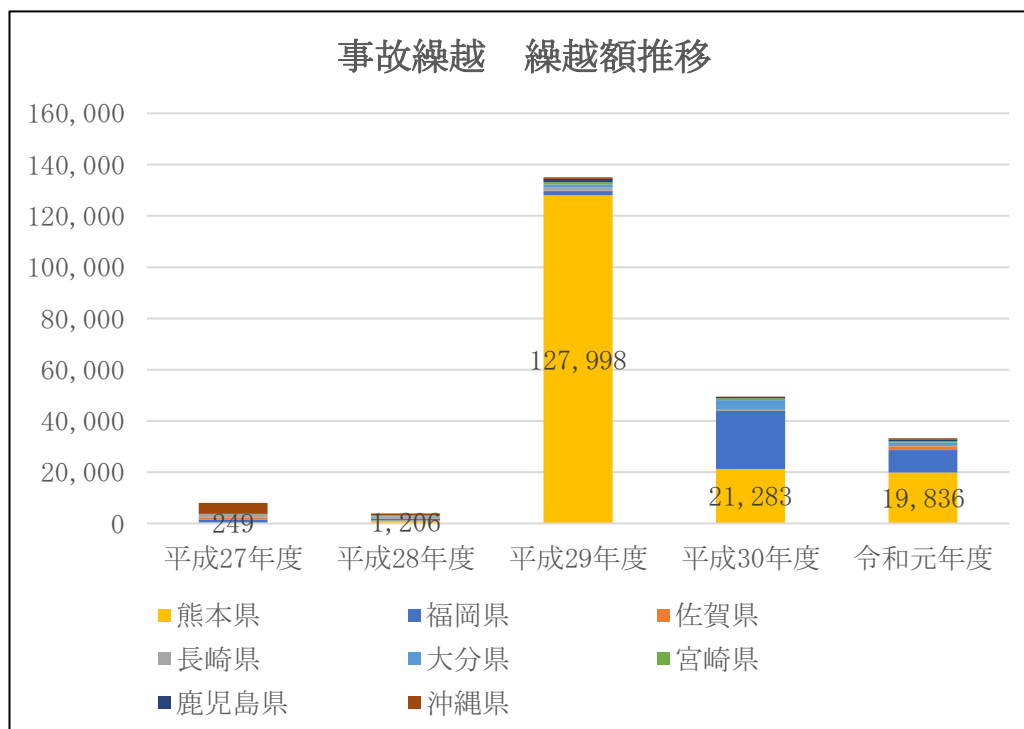
Q18：明許繰越しの要件も、事故繰越しの要件も満たしている場合に、いずれの方法で繰り越しを行うことが妥当か。

A：明許繰越し及び事故繰越しのいずれかの要件も満たしている場合、いずれの繰越しも可能であるが、更に翌々年度へ事故繰越しをしなければならない事態も生じ

うること等を踏まえれば、まずは明許繰越しによるのが一般的である。
 ※事故繰越しを行った経費の再繰越しは認められない。

【事故繰越し 繰越額】（単位：百万円）

県名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
熊本県	249	1,206	127,998	21,283	19,836
福岡県	1,200	555	1,696	22,611	8,837
佐賀県	994	0	122	0	1,492
長崎県	1,170	990	1,307	502	63
大分県	0	113	1,147	3,764	1,366
宮崎県	3	468	887	741	457
鹿児島県	213	0	1,285	483	578
沖縄県	4,266	568	636	158	658
九州合計	8,095	3,899	135,078	49,543	33,288



平成 29 年度は熊本地震からの復旧・復興のための事故繰越しの繰越額が 1,279 億円に急増している。また、平成 30 年度以降も熊本地震の影響で資材高騰や人員不足などにより工事遅延等が起こっており、200 億円程度の事故繰越しが続いている。

なお、平成 30 年 10 月に、東日本大震災復興特別会計予算で措置された事業等に追加して、熊本地震で被害の大きかった熊本県及び大分県を対象として、事故繰越事務手続きが簡素化されている。具体的には、従来は事業概要や事故繰越しに至った経緯、今後の見通し、その他参考となる事項について詳細な理由書を作成する必要があったが、繰越理由を定型化するなど最低限の記載に限定し、詳細な資料の添付も不要となったことで、事務手続きが効率化されたことも事故繰越が増加した要因であると考える。

また、令和元年 10 月には、災害復旧・復興事業（経費）にかかる事故繰越の事務手続きが全国に拡大し、地震等の災害による復旧・復興事業については上記と同様に事務手続きが簡素化されている。

2. 地方創生推進交付金事業、地方創生拠点整備交付金事業における繰越額の推移

熊本県は平成 30 年度から「地方創生推進交付金事業及び地方創生拠点整備交付金事業の効果検証」について公表している。熊本県の繰越額のうち、平成 30 年度から令和 2 年度までの地方創生推進交付金事業及び地方創生拠点整備交付金事業に関わるものは以下のとおりである。

(単位：百万円)

事業年度	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	プロジェクト名	繰越額	プロジェクト名	繰越額	プロジェクト名	繰越額
地方創生 推進 交付金事業	地方創生未来型農業の拠点づくり支援プロジェクト	55	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト	3	自然共生型産業を核とした地域未来投資促進プロジェクト	50
	環境負荷を抑制する循環型ビジネス等の構築に向けた地域未来投資促進プロジェクト	45	熊本地震の震災遺構等を活用した回廊型ワールドミュージアムによる交流人口拡大プロジェクト	29	阿蘇カルデラのめぐみを活用した観光産業創造事業	5
	くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点	35	くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠	50	成長産業化に向けたくまもと型林業イノベーション	4

	強化プロジェクト		点強化 プロジェクト		ョンプロジェクト	
	—	-	—	-	更なる高みへ！ 「農業」を軸としたビジネスモデル展開プロジェクト	50
	合計	135	合計	83	合計	109
地方創生 拠点整備 交付金事業	畜産新技術導入による生産性・競争力強化プロジェクト	49	—	-	—	-
	林業生産性向上のための研修拠点強化プロジェクト	111	—	-	—	-
	阿蘇草原を活用した畜産農家の放牧・飼養管理生産性革命プロジェクト	76	—	-	—	-
	先端技術を活用した畜産の生産性革命プロジェクト	287	—	-	—	-
	長期貯蔵による農産物の生産性向上・高付加価値化拠点形成プロジェクト	97	—	-	—	-
	情報通信及び解析技術を活用した施設園芸の統合環境制御によ	249	—	-	—	-

	る生産性向上プロジェクト					
	合計	872	合計	-	合計	-

地方創生拠点整備交付金事業は国から平成30年3月に交付決定を受け、平成29年度予算として成立したが、平成29年度は事業に着手できないまま、ほとんどが平成30年度の繰越明許費として計上されている。平成30年度予算においても平成28年熊本地震の影響を受け、特に地方創生拠点整備交付金事業においては、施工業者における人員確保や資材確保が困難なことから、平成31年度（令和元年度）に事故繰越しが行われている。

予算の繰越に関する事務手続上の課題については、「次世代農業ローカルイノベーション創出事業（情報通信及び解析技術を活用した施設園芸の統合環境制御による生産性向上プロジェクト）」の項目でも述べたが、近年、国の予算においても歳出予算の実質的な複数年度化により、債務負担行為の規模増加や、議会における予算審議の空洞化といった問題が懸念されている³。

税収の減少により、大きなプロジェクトに関しては、複数年をかけて支出をコントロールする必要性は今後も増加することが考えられ、熊本県においても、事務的な課題の解消の他、上記のような制度上の課題への対処も求められる。

³ 「歳出の複数年度化が進む予算～増える継続費、国庫債務負担行為～」 参議院 “経済のプリズム” No181 2019.11 予算委員会調査室 藤井 亮二
https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h31pdf/201918101.pdf

(2) KPI の設定と事業評価について

熊本県で実施している地方創生に関する事業のうち、地方創生推進交付金事業（本報告書において「ソフト事業」として報告対象としている事業）は、複数のプロジェクトで構成されており、各プロジェクトはさらに複数の事業によって成り立っている。なお、プロジェクトと事業の関係は以下のようになっている。

プロジェクト	構成事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 右記複数の構成事業で構成 ・ KPI を設定して、達成状況の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトを構成する具体的な実施事業であり、プロジェクトごとに複数の事業を実施 ・ 各事業の実施主体は各担当部署

ここで、KPI の設定対象となっているのは各「プロジェクト」となっており、「構成事業」ではない。また、各事業に関しては各担当部署が所管して事業を実施しているものの、これらをまとめた「プロジェクト」および、地方創生事業全体を統括する部署が存在しない。そのため、実施事業の評価に際して以下のような問題点が生じている。

①KPI が「プロジェクト」ごとにしか設定されておらず、「構成事業」に対して紐づけされていないため、構成事業の評価が明確ではない。

②プロジェクトごとの KPI の設定と評価は行っているものの、KPI が未達成となっている場合の問題点の改善に対して、どの部署が責任を負うことになるのかが明確になっていない。

①の問題点については、本報告の対象となった事業に関しても、例えば「(8) くまもと里モンプロジェクト推進事業」において、事業に関連した KPI が設定されていないといった事例があり、評価に関してはプロジェクトごとが原則であり、これを構成する個別事業の効果につき必ずしも評価が明確化されていないことがわかる。

②の問題点については、プロジェクトが複数の構成事業の集合体となっており、1つのプロジェクトに対して複数の部署が管轄する事業が組み込まれていることから、プロジェクト全体を通して責任を負う体制が整備しにくい点が原因としてあげられる。

KPI とは事業や政策の実績を評価する判断指標であり、当該目標を達成する努力をすることも重要ではあるが、目標を達成できなかった場合には今後どのように改善していくか、その改善に関してどの部署が責任を負うのか、といった点を明らかにすることの方が、事業を将来に向けて改善していくという観点からは重要である。

現状では、後に掲載するプロジェクトごとの評価資料に記載された通り、KPI をどの程度達成したか、の言及はあるものの、KPI が未達成となった事業に対する今後の

改善策の提示などが具体的になされていない。法律上、交付金の交付条件として KPI の設定と PDCA サイクルによる検証は交付金の条件となっているものの、KPI の「達成」までは条件となっていないことから、あえて未達原因を調査しようとするインセンティブが働かない点は制度上致し方のない面もある。ただ、以下の示す手法で、事業ごとの評価、および各プロジェクトの総体としての地方創生事業の評価指標を設定し、今後の政策に生かすようにしてはどうか。

1. KPI の階層化

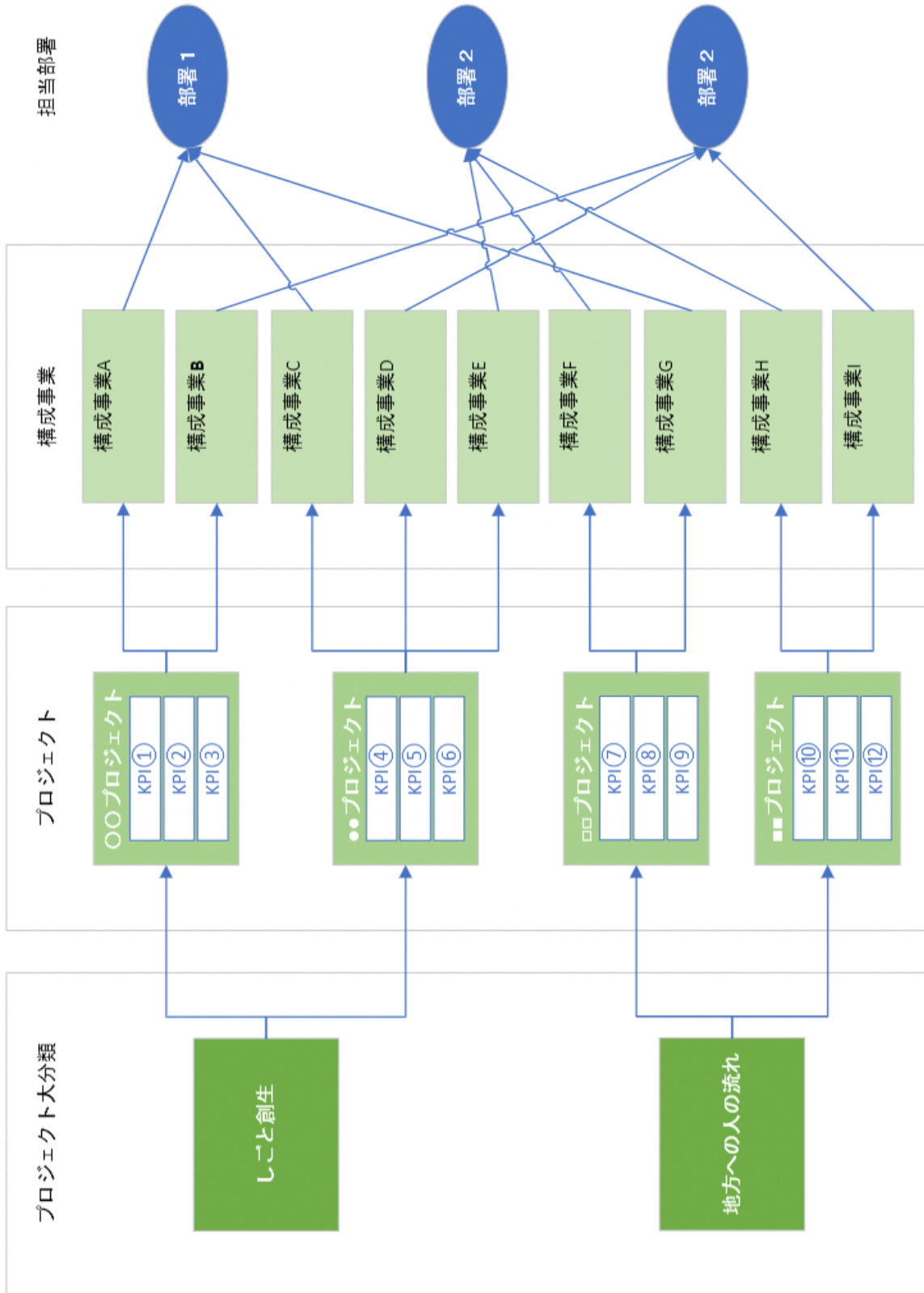
現状、地方創生に関連する各事業の構成と、KPI の関連を、大まかに図示すると以下ようになる。

KPI の設定が補助金交付の条件となっているため、プロジェクトごとの KPI を設定しており、実績との比較までは行っているものの、その結果をその後のプロジェクトの改善につなげる取り組みが希薄か、もしくは明確にされていない。PDCA の A の部分をもっとわかりやすく説明する必要がある。

事業の中には KPI を設定されていない事業がある。せっかくプロジェクトごとの KPI を設定するのであれば、事業全体、もしくは県の総合戦略と結び付けた KGI を設定し、プロジェクトごとの KPI、事業ごとの KPI というように、KPI を階層化し、それぞれの事業ごとの評価も明確化できるようにしてはどうか。加えて、現状事業ごとに担当（責任）部署が分かれており、プロジェクトはその集合体であることから、プロジェクトごとに設定されている KPI の達成や、その後の改善に関する責任をどの部署が担うのかが不明瞭になりやすい。したがって各プロジェクトの責任部署も明確にする必要があるのではないか。

ここで、地方創生事業を構成するプロジェクトと、構成事業の関係を図示したものが以下の図である。

■プロジェクト、事業と担当部署の関連を示した模式図（現状）

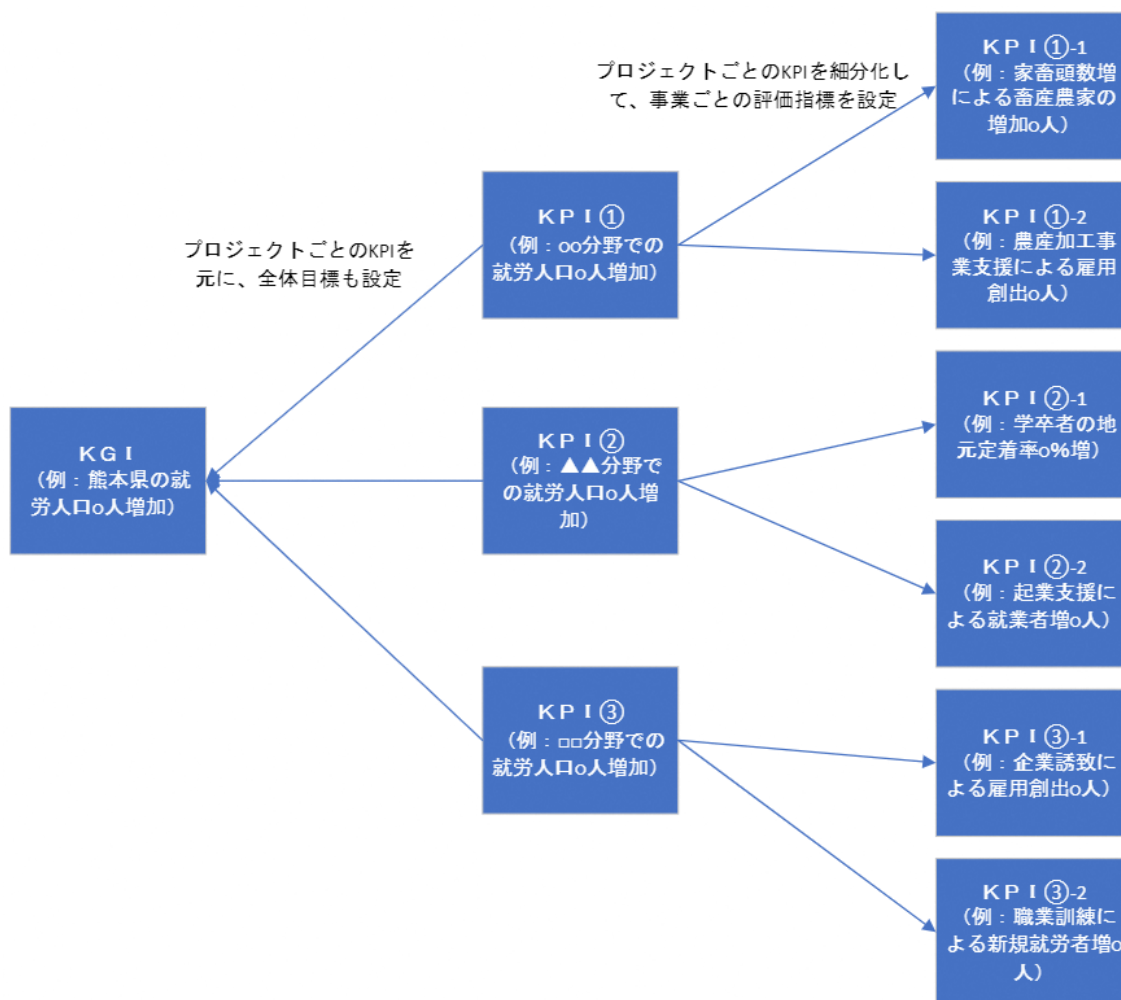


上図の「プロジェクト大分類」は、実際の地方創生推進事業の大分類に沿ったものとしているが、その他のプロジェクト名称や事業名、部署名は仮のものとしている。

図に示す通り、事業評価の指標となる KPI については、プロジェクトごとに複数設定されているが、各事業に対して KPI が明示されているわけではない。また、KPI の設定に関する「指標担当部局」はあるものの、当該指標と事業を実施する部局が 1 対 1 で対応するようにはなっていないため、個別の事業が各 KPI の達成に対してどの程度貢献しているかを評価することができない。

そこで、KPI を階層化し、少なくとも各事業につき 1 つの KPI で、事業を評価できるようにすることが考えられる。

■ 「しごと創生」の大分類に含まれるプロジェクトの KPI の階層化例



上図はプロジェクトの大分類のうち、「しごと創生」を地方創生事業における大きな目標の一つに仮定した場合の KPI の階層化を図示したものである。

現状、プロジェクトごとに複数の KPI を設定しており、そのプロジェクトは大きく

しごと創生、地方への人の流れ、といった分類でまとめられている。そこで、プロジェクトごとの KPI を基に、大分類ごとの目標を KGI (Key Goal Indicator : 重要目標達成指標) として設定し、地方創生事業全体として評価できるようにする。

また、プロジェクトごとの指標を細分化した KPI を設定する。

新規起業分野での就労人口の増加 (プロジェクトの KPI) = 起業支援による起業就労者数の増 (事業ごとの KPI) + 職業技能訓練支援による正規雇用者数の増 (事業ごとの KPI)

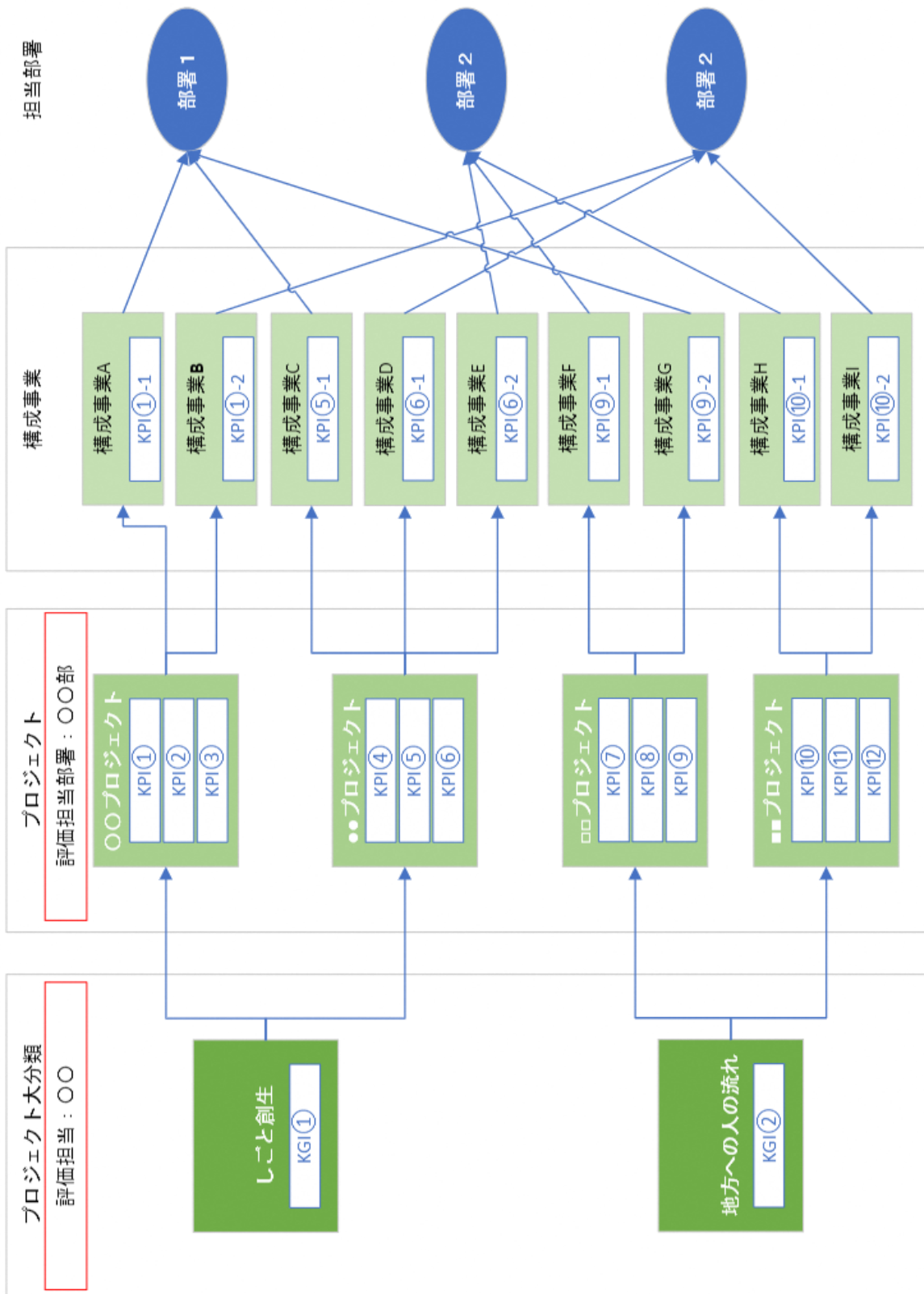
農業分野での就労人口の増加 (プロジェクトの KPI) 生産加工能力のアップによる新規就農者数の増加 (事業ごとの KPI) + 高齢就農者の事業承継支援による離農者の減 (事業ごとの KPI)

上記は「プロジェクトごとの KPI を、細分化すると複数の目標数値の合算になる」という前提を想定した例であるが、例えば、「プロジェクトごとの KPI=細分化された KPI①×細分化された KPI②」といった乗算効果が見込まれるもの、また、「プロジェクトごとの KPI=細分化された KPI①÷細分化された KPI②」のように、目標値に対してプラスになる要素を増加させる事業と、目標値に対してマイナスになる要素を減少させる事業とに細分化し、目標設定することも可能であると考えられる。

2. KPI、KGI の評価担当部署の設定

KGI の設定、KPI の細分化ができれば、事業ごともしくは事業全体の目標達成状況の確認も容易になる。細分化された KPI を、先に掲げたプロジェクト関連図に当てはめると以下のようなになる。

■プロジェクト、事業と担当部署の関連を示した模式図 (KPI を細分化した想定図)



構成事業ごとに評価の指標が設定され、これらがプロジェクトごとの KPI、プロジェクト大分類の KGI まで連携するようになれば、各事業の達成状況については各部署で、プロジェクトごとに設定された KPI の達成状況については、プロジェクトを取りまとめる部署で評価し、最終的には、地方創生事業全体としての推進状況を、KGI に基づきしかるべき役職者が評価できるようになる。

現状では、各プロジェクトは構成事業の集合体でしかないため、事業の効果検証といっても目標の達成度合いを公表するのみであり、正しく評価し、将来の事業推進を改善するところには至っていない。

国から交付金である以上、その財源は熊本県民を含めた国民からの税金であり、税金が効果的に利用されるためには、単に評価を実施するのみではなくその結果を後の政策にフィードバックすることが重要であり、地方創生事業において PDCA サイクルに基づき事業を継続する趣旨もその点にあるものと考えられる。その前提となる事業評価は、事業実施部署から離れた第三者が、客観的な指標に基づき行うものでなければ、意味のあるものとは言えない。また、各プロジェクトは地方創生という最終目標に向けて推進されるものであるため、評価に関しても各事業単体、もしくはプロジェクトごとでの評価にとどまるのではなく、地方創生事業全体を通して評価、検証する責任者も必要であり、例えば知事、副知事が最終的な評価者となって、県民に対し事業の成果の報告と、課題の改善に向けて説明を行い、県民が地方創生事業の実施状況を最終的に評価できるように努力することが望まれる。

資料編

1. 「令和2年度地方創生推進交付金事業及び地方創生拠点整備交付金事業の効果検証」
(熊本県提供)
2. 各推進プロジェクトの概要に関する資料 (熊本県提供)

※本「資料編」に掲載されている図表については、本報告書の利用者の理解に資するため、本報告の対象となった事業に関し外部監査人が熊本県から入手した各種資料につき、フォーマットを報告書の様式に合わせて修整した上で掲載している。

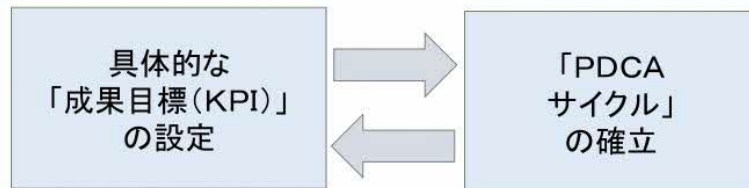
地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算概算決定額 **1,000億円**（30年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ① 先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ② わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
 - 例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

31年度からの主な運用改善

- ① 交付上限額（事業費ベース）及び新規事業の申請上限件数の見直し

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 6.0億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行：7事業】 （うち広域連携：3事業）【現行：2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※中枢中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行：4事業】 （うち広域連携：1事業）【現行どおり】 ※中枢中核都市 原則7事業以内【新設】 （うち広域連携：2事業）【新設】

- ② 企業版ふるさと納税の併用

・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。

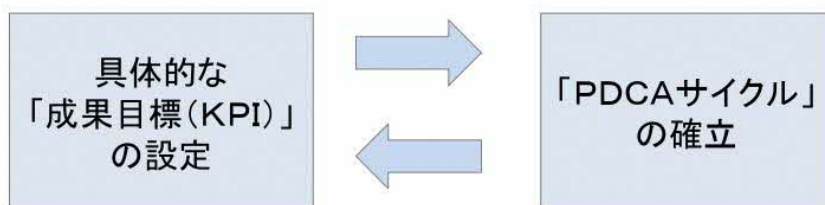
地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

30年度2次補正予算額（案） 600億円（事業費ベース 1,200億円）

事業概要・目的

○地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与する。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

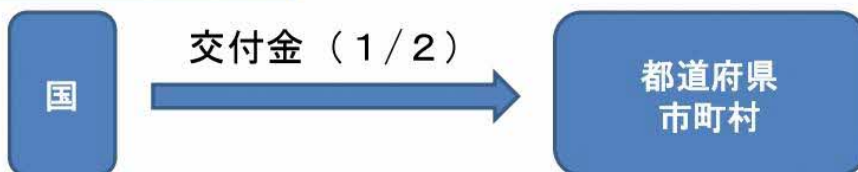
【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

【執行柔軟化】

○法令に基づく一定の要件を満たす事業については、交付決定後、地方公共団体において基金を造成することで、平成32年度においても事業を実施することを可能とする。

資金の流れ



期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげる。

1-3 地方創生推進交付金事業プロジェクト一覧（令和元年度実施）

NO.	プロジェクト名	大分類	小分類	実績額 (千円)	繰越額 (千円)
1	阿蘇草原再生・しごと創生プロジェクト	しごと	①	23,007	
2	IoTを核とした人材育成と実証による産業創出イノベーション推進事業	しごと	③	3,698	
3	熊本都市圏東部地域をはじめとした創造的復興による地方創生プロジェクト	しごと	③	96,477	
4	ヘルスケア産業等の振興をはじめとした健康長寿プロジェクト(R1年度で終了)	しごと	③	40,307	
5	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト(R1年度で終了)	しごと	①	46,823	3,772
6	「攻めの経営」「選ばれるしごと」による企業力向上プロジェクト(R1年度で終了)	しごと	③	61,003	
7	熊本県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業(R1年度で終了)	しごと	③	18,966	
8	自然共生型産業を核とした地域未来投資促進プロジェクト	未来投資	③	57,933	
9	IoTを活用した熊本発！未来投資促進プロジェクト(R1年度で終了)	未来投資	①	30,783	
10	地方創生未来型農業の拠点づくり支援プロジェクト(R1年度で終了)	未来投資	①	75,899	
11	環境負荷を抑制する循環型ビジネス等の構築に向けた地域未来投資促進プロジェクト(R1年度で終了)	未来投資	③	38,636	
12	熊本地震の震災遺構等を活用した回廊型フィールドミュージアムによる交流人口拡大プロジェクト	人の流れ	②	6,061	29,672
13	くまもと県南フードバレー 地域農産物活用拠点強化プロジェクト	未来投資	①	85,298	50,000
14	阿蘇カルデラのめぐみを活用した観光産業創造事業	未来投資	②	23,785	
15	「くまもとではたらく」若者の県内定着促進プロジェクト	人の流れ	②	30,023	
16	大河ドラマを契機とした県北地域の広域周遊観光プロジェクト	しごと	②	14,395	
17	「くまもと暮らし」スタートアップ応援プロジェクト	人の流れ	②	27,314	
18	集え未来の担い手！技能継承”SMART”推進プロジェクト	しごと	①	18,377	
19	くまもと発！自然共生型産業成長促進プロジェクト	しごと	③	17,711	
20	「選ばれる熊本」を目指して！人の流れ創出プロジェクト	人の流れ	②	45,478	
21	くまもと版地方創生移住支援事業／くまもと版地方創生企業支援事業	移住、起業、就業	-	12,759	
合計				774,733	83,444

1-4 地方創生推進交付金事業プロジェクト分類

大分類	小分類	プロジェクト数	実績額 (千円)	繰越額 (千円)
しごと創生	① 農林水産品の輸出拡大等の農林水産分野	3	88,207	3,772
	② 観光振興(DMO)等の観光分野	1	14,395	
	③ ((①、②を除く)ITを活用した中堅・中小企業の生産性向上、新規事業化、対日投資促進等のローカルイノベーション分野)	6	238,162	
地方への人の流れ	② 移住促進・地方創生人材の確保・育成等の人材分野	4	108,876	29,672
地域未来投資促進法 関連事業	① 農林水産品の輸出拡大等の農林水産分野	3	191,980	50,000
	② 観光振興(DMO)等の観光分野	1	23,785	
	③ ((①、②を除く)ITを活用した中堅・中小企業の生産性向上、新規事業化、対日投資促進等のローカルイノベーション分野)	2	96,569	
移住支援、マッチング支援、起業支援		1	12,759	
合計		21	774,733	83,444

1-5 令和元年度における KPI（重要業績評価指標）の状況

プロジェクト数	KPI総数	①目標値を達成	②目標値の7割以上を達成	③目標値の5割以上を達成	④目標値の達成は5割未満	⑤実績値集計中	⑥令和2年度以降にKPIを設定
21	63	31	3	2	20	7	0

1-6 令和元年度で終了したプロジェクトの事業期間全体のKPIの状況

プロジェクト数	KPI総数	①目標値を達成	②目標値の7割以上を達成	③目標値の5割以上を達成	④目標値の達成は5割未満	⑤実績値集計中	⑥令和2年度以降にKPIを設定
7	21	6	3	0	9	3	0

1-7 地方創生拠点整備交付金事業プロジェクト一覧（令和元年度実施）

NO.	プロジェクト名	予算区分	大分類	小分類	実績額 (千円)	繰越額 (千円)
1	畜産新技術導入による生産性・競争力強化プロジェクト	H29年度 補正	しごと	③	49,057	
2	林業生産性向上のための研修拠点強化プロジェクト		しごと	①	111,509	
3	阿蘇草原を活用した畜産農家の放牧・飼養管理生産性革命プロジェクト		しごと	③	76,825	
4	先端技術を活用した畜産の生産性革命プロジェクト		しごと	③	287,209	
5	長期貯蔵による農産物の生産性向上・高付加価値化拠点形成プロジェクト		しごと	①	97,891	
6	情報通信及び解析技術を活用した施設園芸の統合環境制御による生産性向上プロジェクト		しごと	①	240,381	
7	熊本地震の震災遺構等を活用した回廊型フィールドミュージアムにおける中核拠点整備プロジェクト	H30年度 補正	人の流れ	②	121,862	
合計					984,734	

1-8 地方創生拠点整備交付金事業プロジェクト分類

大分類	小分類	プロジェクト数	実績額 (千円)	繰越額 (千円)
しごと創生	① 農林水産品の輸出拡大等の農林水産分野	3	449,781	
	③ (①、②を除く)ITを活用した中堅・中小企業の生産性向上、新規事業化、対日投資促進等のローカルイノベーション分野	3	413,091	
地方への人の流れ	② 移住促進・地方創生人材の確保・育成等の人材分野	1	121,862	
合計		7	984,734	

1-9 令和元年度におけるKPI（重要業績評価指標）の状況

プロジェクト数	KPI総数	①目標値を達成	②目標値の7割以上を達成	③目標値の5割以上を達成	④目標値の達成は5割未満	⑤実績値集計中	⑥令和2年度以降にKPIを設定
7	21	3	0	0	4	4	10

2. 各推進プロジェクトの概要に関する資料

< 推進 1 >

プロジェクト名 (事業期間)	阿蘇草原再生・しごと創生プロジェクト (平成 28 年度～令和 2 年度)
プロジェクト概要	熊本地震で甚大な被害を受けた阿蘇地域の農畜産業及び観光産業の再生のため、阿蘇の雄大な草原の維持保全及び活用の観点から、雇用創出及び交流人口拡大に取り組む。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち 交付金	
1	阿蘇草原再生事業	企画振興部	13,000	6,500	阿蘇の草原の維持・再生に向け、地元後継者の育成、放棄地における野焼き再開支援、恒久防火帯の整備、野焼きボランティアの拡充支援を実施。中でも地震後に野焼きを休止していた牧野の再開支援に重点的に取り組んだ結果、野焼き再開面積が大きく増加。
2	阿蘇草原保全・活用事業	企画振興部	7,500	3,750	阿蘇の草原景観を活用し、観光客の誘客を図るため、阿蘇管内の JAPAN ECO TRACK 公式ルート周知拡大に向けた取組みに対し、サイクルイベント「第 3 回ライドイン阿蘇」の開催やインバウンド向けの英語版パンフレットの作成等を支援。
3	阿蘇草原再生・しごと創生プロジェクト 推進事業	農林水産部	12,722	6,361	野草の活用を進めるため、野草堆肥有効性研究や野草堆肥供給システム構築支援を実施。また、阿蘇地域世界農業遺産の認知度向上や農産物の販売促進、高付加価値化を図るため、情報発信イベントを開催。
4	放牧活用型草原等再生事業	農林水産部	25,309	6,396	阿蘇市等 8 市町村の 29 牧野組合等が実施する牧柵、放牧牛集合施設 (追い込み柵) 等の整備を支援し、牧野 (草原) の有効活用を推進。
			58,531	23,007	

KPI	指標担当 部局	単位	事業 開始前	平成 28 年度 増加分		平成 29 年度 増加分		平成 30 年度 増加分		令和元年度 増加分		令和元年度 評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
採草オペレーター組織による採草面積 40ha (H26) → 300ha (R2)	農林水産部	ha	40	0	60	60	30	100	20	100	80	②目標値の 7 割以上を達成
阿蘇地域の放牧頭数 7,300 頭 → 5,189 頭 (R2)	農林水産部	頭	7,300	-3,300	-900	261	721	319	183	319	集計中 (R2. 12)	⑤実績値集計中
野焼き放棄地における再開地面積 185ha → 400ha (R2)	企画振興部	ha	185	40	10	40	45.5	50	36	50	110	①目標値を達成

< 推進 2 >

プロジェクト名（事業期間）	IoT を核とした人材育成と実証による産業創出イノベーション推進事業（平成 28 年度～令和 2 年度）
プロジェクト概要	留学生や外国人労働者約 100 人（アジア圏出身者中心）を情報ネットワーク化したうえで、ビジネスアイデアを発掘し、プロジェクト化するビジネスプランを選定。プロジェクト化に向けて企業とのマッチングや実証事業を実施。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち 交付金	
1	「熊本県 IoT 推進ラボ」事業	商工労働部	7,396	3,698	外国人留学生や労働者による外国人等企画室を立ち上げ、スマート農業をテーマに、IoT を活用したビジネスアイデアを検討するワークショップや現場見学会を実施し、検討された 2 つのアイデアについて、地元企業等に対し成果発表を実施。その他、地場企業の取組みを、補助事業や技術指導、専門家派遣などにより幅広く支援し、プロジェクト化や新たなビジネスの事業化等を力強く推進。
			7,396	3,698	

KPI	指標担当 部局	単位	事業 開始前	平成 28 年度 増加分		平成 29 年度 増加分		平成 30 年度 増加分		令和元年度 増加分		令和元年度 評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
プロジェクト化や新たなビジネスの創出 (加賀市：10 件、熊本県：30 件)	商工労働部	件	0	-	-	0	2	5	17	10	25	①目標値を達成

<推進3>

プロジェクト名（事業期間）	熊本都市圏東部地域をはじめとした創造的復興による地方創生プロジェクト（平成29年度～令和3年度）
プロジェクト概要	特に甚大な被害を受けた熊本都市圏東部地域のポテンシャルを最大限に活かした創造的復興を実現し、県経済を力強く牽引するとともに、誰もが安心して便利に暮らせる地域となるよう、空港の機能強化、防災力強化、観光産業再生による地方創生を実現。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち 交付金	
1	阿蘇くまもと空港拠点性向上事業	企画振興部	50,824	22,286	交通渋滞の緩和や急増するインバウンドへの対応等、阿蘇くまもと空港へのアクセス問題を解決し、空港コンセッション方式導入効果の最大化を図るため、鉄道延伸に係るルート検討、工法検討、事業費算定、運行計画、需要予測、事業採算性、費用便益分析等の詳細な調査を実施。
2	BCP 策定等推進事業	商工労働部	6,259	3,129	中小企業が策定するBCPの実効性を高めるため、延べ55社に対し訓練に必要なノウハウを提供。
3	くまもと未来への復興人材育成事業	教育庁	1,616	808	専門高校生（13校、404名）に対し、阿蘇神社等の歴史的建造物の復旧状況の視察や、立野ダム、阿蘇大橋の建設現場の見学の機会を提供し、専門的な知識の習得に寄与。また、益城町の仮設団地への訪問を行い、被災者（子ども、高齢者）との交流や住民との意見交換を通じた、生活環境や福祉の視点による熊本地震からの復旧・復興に対する学びの機会を提供。
4	地域づくりチャレンジ推進事業（復興枠分）	企画振興部	54,298	27,030	地震の風評被害により減少した交流人口回復・拡大のため、地域団体が行う農山村の自然を活かした交流事業の開催や地域資源の情報発信、複数の市町村が連携して行うPR動画やパンフレットの制作、交流イベント等の取組みを支援。
5	熊本地震デジタルアーカイブ事業	知事公室	66,449	33,225	熊本地震に関連する資料の収集やデジタル化を行い、アーカイブサイトにて4万5千点（累計13万点）を公開。
6	「がんばろう！熊本」観光復興事業（阿蘇地域の観光施設等の支援事業）	観光戦略部	5,000	2,500	阿蘇地域の観光復興と観光客が減少傾向にある冬の誘客のため、専用WEBサイトや公式Instagramでの情報発信や熊本デスティネーションキャンペーンと連動した周遊バスの運行を支援し、阿蘇地域への誘客を推進。
7	「がんばろう！熊本」観光復興事業（被害に応じた新たな観光ルート開発事業）	観光戦略部	15,000	7,500	県内交通拠点や県境から阿蘇地域をつなぐ観光ルートや世界遺産コンテンツ等を活用した観光ルートの情報発信を行い、県内各地域への誘客を推進。
			199,446	96,477	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	平成29年度 増加分		平成30年度 増加分		令和元年度 増加分		令和元年度 評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
阿蘇くまもと空港の利用者数 323万人（H27）→390万人（R3）	企画振興部	万人	323	7	36	10	12	12	-19	④目標値の達成は5割未満
地域資源を活かした交流人口減少に歯止めをかけるための取組みへの支援件数 9件（H28）→40件（R1）	企画振興部	件	9	14	17	14	11	12	14	①目標値を達成
アーカイブ化のための資料収集件数 5万件（H28）→20万件（R1）	知事公室	万件	5	10	1	3	13	2	3	①目標値を達成

<推進4>

プロジェクト名（事業期間）	ヘルスケア産業等の振興をはじめとした健康長寿プロジェクト（平成29年度～令和元年度）
プロジェクト概要	ヘルスケア産業をはじめとする自然共生型産業の振興を図るとともに、「健康づくりと観光」など新たなヘルスケア分野の開拓、健康志向を持続する健康長寿社会の構築を進め、健康志向をキーワードとする「しごと・ひと・まち」づくりを実現。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち 交付金	
1	異分野技術の融合によるニッチトップ創出支援事業	商工労働部	3,670	1,835	ニッチトップ企業を育成するために、農商工連携分野において、米ゲル量産のための機械要素開発及び検証、米ゲルの用途拡大を目途とした製品試作及び保存技術を確認。また、医工連携分野では、多糖ナノファイバーの医工連携に関する用途開発（代替石油由来素材の洗浄剤や化粧品原料の開発）を行い、ニッチトップ技術の創出を促進。
2	「食と健康」産業創出支援事業	商工労働部	3,908	1,954	機能的食品に関する研修会や、製品開発に携わるバイオ技術者の養成講座を実施し、付加価値の高い製品を取り扱う新産業の創出を支援。また、商品開発アドバイザーを設置して、県内企業16社の商品開発等に対して伴走支援を実施。（事業成果：企業間マッチング 5件、製品化・販路開拓 4件、産学連携 1件、補助金等の獲得 2件）
3	くまもと型医療・福祉関連産業推進事業	商工労働部	6,600	3,300	医療・福祉現場や県民のニーズを捉えた機器の製品開発1件を支援するとともに、コーディネーターの配置や商談会の開催により県内外メーカーとのマッチングを支援。
4	地下水と土を育む農業総合推進事業	農林水産部	31,548	15,774	グリーン農業に対する消費者への理解促進のため、農産物マルシェや販売店舗キャンペーン、農業フェアにおけるPR等を実施（グリーン農業応援宣言者数が4,593人に増加）。また、小学生向け学習教材の作成や産地ツアー、水生動物観察会などの体験型イベントの実施、産婦人科病院との連携による妊産婦への普及啓発（グリーン農業農産物レシピ集作成）など幅広い層への理解を促進。
5	地下水保全堆肥広域流通促進事業	農林水産部	7,033	3,517	畜産地帯から耕種農業が盛んな地域に堆肥を広域的に流通・利用させ、堆肥の地域偏在性の解消及び地下水保全に取り組むため、2事業主体に対して、堆肥保管施設、堆肥散布機等の整備を支援。
6	飼料用米等利用拡大支援事業	農林水産部	5,894	2,022	飼料用米の利用拡大により、水田のフル活用、飼料自給率の向上及び飼料費の低減を図るため、肉用牛への飼料用米給与実証を4事業主体で実施。
7	「歩き」を活かした地域活性化プロジェクト事業	企画振興部	1,198	599	「稼げる歩き」の仕組みづくりを進め、地域への経済効果に繋げ、持続可能な地域づくりを目指すため、「歩く」活動の連携と協働のプラットフォームとなる組織「WaW くまもとネットワーク」を設立するとともに、R2年1月に設立記念大会を開催。
8	商店街にぎわい創出事業	商工労働部	10,094	5,047	地域の“にぎわい”回復促進のため、繁盛店づくりや店主の活動支援とともに、実践発表会開催等によりその効果を県内へ波及。また、商店街がニーズに応じて行う活性化事業、環境整備事業の取組みを7件支援。
9	総合型地域スポーツクラブ育成支援事業	教育庁	1,327	664	総合型地域スポーツクラブを育成するため、総合型クラブのクラブマネージャーや指導者等を対象とした研修会を実施し、県内各地から225名が参加。また、総合型クラブの会員相互の交流と総合型クラブ間の連携・協力体制の強化を図るためにクラブ交流大会を開催。
10	健康長寿推進事業（くまもとスマートライフ推進事業）	健康福祉部	11,193	5,596	健康寿命を伸ばすための6つのアクション（運動、食生活、禁煙、健診・がん検診受診、歯と口腔ケア、休養）の推進に賛同し、健康づくりを実践する企業・団体を「くまもとスマートライフプロジェクト応援団」として登録。また、社員・家族向けの啓発、企業向けのセミナーを実施。
			82,465	40,307	

KPI	指標担当 部局	単位	事業 開始前	平成 29 年度 増加分		平成 30 年度 増加分		令和元年度 増加分		平成 29 年度～令 和元年度増加分		令和元年度評価	平成 29 年度～ 令和元年度 合計評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値		
特定保健用食品、機能性表示食品及びくまもと「健康志向型プロダクツ」認定製品数 5 件 (H28) → 10 件 (R3)	商工労働部	件	5	1	1	1	2	1	4	3	7	①目標値を達成	①目標値を達成
フットパス利用者数 3,500 人 (H28) →8,000 人 (R3)	企画振興部	人	3,500	500	1,256	600	649	800	854	1,900	2,759	①目標値を達成	①目標値を達成
職場ぐるみで健康づくりに取り組む企業・団体数 (くまもとスマートライフプロジェクト応援団登録数) 165 団体 (H28.2) →300 団体 (R3)	健康福祉部	団体	165	27	795	27	195	27	161	81	1,316	①目標値を達成	①目標値を達成

<推進5>

プロジェクト名（事業期間）	中山間地域におけるしごと創生・好循環プロジェクト（平成29年度～令和元年度）
プロジェクト概要	農業と林業の「収入の柱づくり」を通じた「担い手づくり」、竹材等の地域資源を活かしたしごと創生による「集落の維持・活性化」、「阿蘇草原再生の取り組み」を一体的・総合的に支援し、持続可能な中山間地域を実現。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	小ロット県産食材販路開拓支援事業	農林水産部	12,856	6,226	小ロット県産食材販路開拓のため、大都市圏卸売業者等を活用した県外への販路開拓支援を実施し、農産物等28品目の取引が成立。また、販路拡大に意欲的な生産者への商談機会創出のため、スーパーマーケットトレードショー2020にくまもとブースを設置し、県内20事業者の出展及び営業戦略支援を実施。
2	中山間地域等JA参入営農モデル事業	農林水産部	1,976	988	中山間地域で農業参入したモデルJAの機能強化を図るため、課題解決に向けた取り組み（いちごの販路拡大、トマト・なすの病害対策）を支援。
3	農業法人の広域展開支援事業	農林水産部	0	0	農業法人等への機器導入等の初期費用の支援を計画し、県農業法人協会理事会及び総会での事業周知や、同協会及び県ホームページでの事業周知を図ったが、事業要望がなく、事業未実施。
4	林建・異業種連携促進対策事業	農林水産部	866	433	林業と建設業等異業種との連携を推進し、森林整備や素材生産活動を実施する林業担い手の育成を推進するため、4地域において、連携会議の開催（5回）、現場指導（9回）、技能向上研修会（4回）を実施。
5	林建・異業種連携機械導入支援事業	農林水産部	1,452	726	建設業等異業種が林業へ参入することを促進するため、林業機械の導入等を支援（建設業1社において、刈払機及びチェーンソーの購入、バックホウのアタッチメントのグラブプルへの交換）。
6	くまもと地域材利用拡大推進事業	農林水産部	2,889	1,445	林業・木材関係者、建築士・設計事務所、建材流通業者等による地域住宅生産者グループ7者に対し、見学会や講演会開催、パンフレット作製等、地域材を利用した住宅やリフォーム等を選択してもらうための活動を支援。
7	くまもとの木材グローバルセールス支援事業	農林水産部	7,500	3,750	くまもと県産木材輸出促進協議会による海外展示会出展、バイヤー招聘、情報収集等をサポートしつつ、県産材と建築技術による「和の空間」をコンセプトとしたPR、製材品のテスト輸出、プロモーションツールとしてヒノキのパンフレットを作成。
8	木造設計アドバイザー普及事業	土木部	294	147	南阿蘇鉄道の高森駅舎及び交流施設を建設する高森町に対して、木造設計アドバイザーを派遣し、木質化・木造化に向けた助言を設計に反映。
9	くまもと型木造伝統構法普及促進事業	土木部	13,860	6,930	県産材の利用拡大につながる伝統構法を用いた木造建築物の普及促進を図るため、実大実験等による検証を行い、「くまもと型伝統構法を用いた木造建築物設計指針」及び同解説を策定。高校生や実務者を対象とした実大実験の見学会を実施。
10	くまもと里モンプロジェクト推進事業	農林水産部	3,000	1,500	「美しい景観の保全・創造」「文化・コミュニティの維持・創造」「地域資源を活用した内発的産業の創造」の観点から、幅広い取り組みを呼び起こし、県民運動として持続可能な農山漁村を推進するため、県下全域で46件の住民主体の地域活動を支援。
11	バイオマス利活用推進事業	環境生活部	120	38	BDF品質向上を図るため、事業者に対し、成分分析費用を支援。
12	世界文化遺産登録推進事業（阿蘇世界文化遺産登録推進事業・共通業務の一部）	企画振興部	14,787	7,393	阿蘇の世界文化遺産登録に向けた学術検討を実施。検討の成果として、「世界遺産暫定一覧表追加資産に係る提案書」を作成し、3月に文化庁へ提出。
13	世界農業遺産推進事業	農林水産部	4,387	2,194	世界農業遺産に認定された阿蘇地域において、世界農業遺産専門家会議からの助言等を踏まえ、改善計画に基づく世界農業遺産の保全や認知度向上、認定効果を発揮させる取り組みの推進を支援。
14	放牧活用型草原等再生事業継続事業分を除く	農林水産部	78,340	6,776	阿蘇地域等において、放牧牛（繁殖雌牛）121頭の放牧実践農家への貸付支援を実施し、牧野（草原）での放牧利用を推進。

15	ひと・うし・しごとづくり事業	農林水産部	11,653	1,677	畜産業のリーダーとなる人材の確保・育成に向けた取組を推進するため、就農準備研修施設における研修生指導のための専門家の雇用に要する経費の一部を支援。地域内の指導者による就農支援体制を構築。
16	国立公園満喫プロジェクト推進事業（施設整備等に関する全体計画調査分）	環境生活部	13,202	6,601	阿蘇くじゅう国立公園を案内するプロガイドの育成を目的としたスキルアップ講習やワークショップの開催を支援し、延べ93名が参加。また、インバウンド向けの自然体験ツアーの商品開発と販売窓口のワンストップ化を支援し、17商品を開発。うち、12商品の販売を開始。開発したツアーの販売を促進するため、欧米豪のエージェントを対象としたファムツアーを企画。（新型コロナウイルス感染症対策によりツアーは中止。）
			167,182	46,823	

KPI	指標担当 部局	単位	事業 開始前	平成29年度 増加分		平成30年度 増加分		令和元年度 増加分		平成29年度～ 令和元年度増加分		令和元年度 評価	平成29年度 ～令和元年度 合計評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値		
中山間地域の就農者増加数（新規就農者、新規雇用就農者）及び竹の総合利活用に関する雇用創出 218人（H28）→1,393人（R3）	農林水産部 環境生活部	人	218	258	240	258	220	258	206	774	666	②目標値の7割以上を達成	②目標値の7割以上を達成
素材生産量 120万m ³ （H29当初）→133万m ³ （R3）	農林水産部	万m ³	120	5	1.4	5	10.2	1	-0.8	11	10.8	④目標値の達成は5割未満	②目標値の7割以上を達成
阿蘇地域の放牧頭数 6,400頭（推計値）（H28）→7,850頭（R3）	農林水産部	頭	6,400	261	721	319	183	319	集計中 （R2.12）	899	集計中 （R2.12）	⑤実績値集計中	⑤実績値集計中

<推進6>

プロジェクト名（事業期間）	「攻めの経営」「選ばれるしごと」による企業力向上プロジェクト（平成29年度～令和元年度）
プロジェクト概要	経営人材育成や生産性向上の取組みによる企業の総合力の向上と、ワークライフバランスや多様な働き方の推進など働き方改革による「選ばれるしごと」を創出し、若年者をはじめとする労働者の県内定着を実現。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	小規模サポート力強化事業	商工労働部	1,866	933	小規模事業者等の創業支援や種々な支援策の活用促進のため、セミナーを計14回開催し、延べ418事業者が参加。
2	小規模企業等生産性向上推進事業	商工労働部	6,312	3,156	中小・小規模企業の経営力の強化等のため、商品・サービスの付加価値の創出や作業の効率化など、生産性の向上につながる取組みを支援するため、ベストプラクティス集の作成・周知及びセミナー（1回）を実施。
3	熊本県ブライ企業推進事業（ブライ企業魅力アップ事業）	商工労働部	14,289	7,145	若者の県外流出防止を図るため、ブライ企業を新たに50社認定（認定総数326社）し、その取組みをガイドブック等により学生に対し周知。また、新型コロナウイルス感染症の影響により企業と学生の双方が接触できない状況の中、就職活動生への緊急応援として、3月にYouTubeチャンネル「熊本県ブライ企業PLUSチャンネル」を開設し、WEB企業説明会の配信を開始。
4	働きやすい職場改善促進事業	商工労働部	2,497	1,249	働く方々の働きやすい職場環境整備をめざし、専門家を講師として派遣する出前「勤労者セミナー」を実施（R1年度実績：21回（18社、受講者853名））。またH30年度に実施したアドバイザー派遣の成果を取りまとめた事例集を活用し、働き方改革セミナーを開催（R1年度実績：44社・81名参加）。
5	熊本を支える産業人材育成事業	教育庁	3,739	1,869	工業高校生の専門性向上及び県内企業への理解促進のため、専門高校分野と直結する県内14（宿泊型7）の事業所でインターンシップを行い、生徒58人（宿泊型35人）の受入れを実施。また、保護者の県内事業所への理解を深め、県内事業所への就職を促進するために保護者51人、生徒335人、教師29人が県内事業所32社を訪問する取組みを実施。
6	建設産業総合支援事業（女性の入職支援含む）	土木部	10,693	5,346	建設産業で働く女性の会「くまもと建麗会」の活動を支援するとともに、従業員の労働環境改善に取り組む企業35社を支援。また、工業高校土木科の体験入学において、工事現場のVR体験会を実施するなど、建設産業のイメージアップ戦略事業を実施。
7	熊本型新規就農総合支援事業	農林水産部	65,000	32,500	新規就農者の確保のため、就農支援情報の発信等を実施。また、県認定研修機関が実施する就農準備研修を支援し研修生46人を指導。また、人材育成のため若手農業者を対象（19名）に講座制の塾を開催。
8	くまもと農のひとづくり事業（くまもと農業アカデミー） ※アカデミーのみ	農林水産部	8,611	4,305	県内の意欲ある農業者等の能力向上を図るため、県立大学や農機メーカー等の様々な機関と連携し、農業技術、農福連携、海外人材育成等に関する50の講座を開催し、1,703人が受講。
9	くまもと農業法人活動強化支援事業	農林水産部	7,000	3,500	農業法人の経営及び景気動向を把握するため実態調査を実施。
10	担い手育成支援事業（実態調査委託費）	農林水産部	2,000	1,000	認定農業者の経営改善状況や経営課題を把握するため実態調査を実施。
			122,006	61,003	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	平成29年度 増加分		平成30年度 増加分		令和元年度 増加分		平成29年度～令和元年度増加分		令和元年度評価	平成29年度～令和元年度 合計評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値		
新規卒者（県内大学）の県内就職率（H28）⇒57.4%（R3）	商工労働部	%	42.4	3	3.7	3	-0.7	3	0.1	9	3.1	④目標値の達成は5割未満	④目標値の達成は5割未満

新規就業者数（新規就農者と新規雇用就農者） 502人/年（H28）⇒544人/年（R3）	農林水産部	人/年	502	14	-39	14	39	14	-74	42	-74	④目標値の達成は5割未満	④目標値の達成は5割未満
新卒者（中学・高校）の建設業就業者数 173人/年⇒（R3）180人/年	土木部	人/年	173	-2	-2	4	20	5	-13	7	5	④目標値の達成は5割未満	②目標値の7割以上を達成

<推進7>

プロジェクト名（事業期間）	熊本県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業（平成29年度～令和元年度）
プロジェクト概要	地域企業の成長戦略を支援するため、県内に「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、「攻めの経営」や経営改善への意欲喚起や、県内外の「プロフェッショナル人材」の獲得を支援。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業	商工労働部	37,977	18,966	プロフェッショナル人材獲得を支援するため、207件の県内企業を訪問し、様々な経営課題に対するアドバイスや情報提供を行うことにより、46件のプロフェッショナル人材の採用が決定。
			37,977	18,966	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	平成29年度 増加分		平成30年度 増加分		令和元年度 増加分		平成29年度～令和元年度増加分		令和元年度評価	平成29年度～令和元年度合計評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値		
成約件数 7件（H28）→50件（R1）	商工労働部	件	7	13	17	15	22	15	46	43	85	①目標値を達成	①目標値を達成
相談件数 283件（H28）→853件（R1）	商工労働部	件	283	170	196	200	215	200	207	570	618	①目標値を達成	①目標値を達成

<推進8>

プロジェクト名（事業期間）	自然共生型産業を核とした地域未来投資促進プロジェクト<地域未来投資>（平成29年度～令和3年度）
プロジェクト概要	自然共生型産業の創出に向けて、新たな方式による未来型農業の実現や、強みのある商品の更なる生産性向上、高付加価値なヘルスケア商品の生産など、地域の事業者等への経済波及効果が期待できる地域経済牽引事業を支援。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	地域未来投資促進事業補助金(自然共生型産業分野)	商工労働部	99,859	49,930	地域の事業者等への高い経済的効果が期待できる地域経済牽引事業のうち、高付加価値な大豆製品を製造する設備導入事業、県産水産物加工品の生産工場整備事業など計6件に対して、必要な施設整備及び設備投資を支援。
2	社内イノベーションによる未来投資促進事業	商工労働部	16,006	8,003	地域経済牽引事業を継続的に創出するプロデューサー型人材（社内イノベータ）を育成するため、講義形式のプログラム及びワークショップ型の実践型プログラムの人材育成事業を実施し、合計13名が受講。
			115,865	57,933	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	平成29年度 増加分		平成30年度 増加分		令和元年度 増加分		令和元年度評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
				事業実施による新規雇用者数 0人(H28)⇒100人(R3)	商工労働部	人	0	-	-	
社内イノベータの育成数 0人(H28)⇒40人(R3)	商工労働部	人	0	-	-	10	20	10	13	①目標値を達成
地域経済牽引事業における支援の対象となる設備投資に対する支援事業者と支援事業者との取引額が多い過半の域内の事業者の売上額、取引額又は給与支払額の合計額の増加額 0円(H28)⇒2,816,000千円(R3)	商工労働部	千円	0	-	-	704,000	672,489	704,000	集計中(R2.12)	⑤実績値集計中

<推進9>

プロジェクト名（事業期間）	I o Tを活用した熊本発！未来投資促進プロジェクト<地域未来投資>（平成29年度～令和元年度）
プロジェクト概要	I o T, A I等を活用した農産物の流通促進や、医工連携による新商品の開発・生産、医療機器の試作環境の整備など、地域の事業者等への経済波及効果が期待できる地域経済牽引事業を支援。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	地域未来投資促進事業補助金(IOT、A I関連産業分野)	商工労働部	46,251	23,126	地域の事業者等への高い経済的効果が期待できる地域経済牽引事業のうち、生産ロスを削減するIoTを活用した新リーク検査システムの開発事業、「スマートファクトリーシステム」の開発事業等計3件に対して、必要な設備投資及び商品開発費を支援。
2	社内イノベーションによる未来投資促進事業	商工労働部	15,315	7,658	地域経済牽引事業を継続的に創出するプロデューサ型人材（社内イノベータ）を育成するため、講義形式のプログラム及びワークショップ型の実践型プログラムの人材育成事業を実施し、合計13名が受講。
			61,566	30,783	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	平成29年度 増加分		平成30年度 増加分		令和元年度 増加分		平成29年度～令和元年度増加分		令和元年度 評価	平成29年度～令和元年度 合計評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値		
事業実施による新規雇用者数0人(H28)⇒70人(R3)	商工労働部	人	0	-	-	8	8	17	集計中(R2.12)	25	集計中(R2.12)	⑤実績値集計中	⑤実績値集計中
社内イノベータの育成数 0人(H28)⇒40人(R3)	商工労働部	人	0	-	-	10	20	10	13	20	33	①目標値を達成	①目標値を達成
地域経済牽引事業における支援の対象となる設備投資に対する支援事業者と支援事業者との取引額が多い過半の域内の事業者の売上額、取引額又は給与支払額の合計額の増加額 0円(H28)⇒820,000千円(R3)	商工労働部	千円	0	-	-	205,000	135,259	205,000	集計中(R2.12)	410,000	集計中(R2.12)	⑤実績値集計中	⑤実績値集計中

<推進 10>

プロジェクト名（事業期間）	地方創生未来型農業の拠点づくり支援プロジェクト<地域未来投資>（平成 29 年度～令和元年度）
プロジェクト概要	農産物の機能性に着目した新たな高付加価値商品の開発・販売や農業と地域社会をつなげる複合的アグリビジネスの展開など、「農業」の枠を超えて新たな付加価値を生む取組みを支援することで、熊本の創造的復興と地方創生を推進。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	地域経済牽引事業への重点的な支援	農林水産部	361,127	48,388	県産農産物を活用した菓子加工施設整備及び業務支援システム導入、新商品開発・販路開拓を支援。
2	地域経済牽引事業への重点的な支援（※H30 繰越）	農林水産部	130,472	17,291	地域農産物を活用した菓子製造施設の改修等を支援。
3	農産加工事業者への総合的な支援	農林水産部	20,442	10,221	農産加工事業者への加工品のブラッシュアップ支援や学識者による加工品開発個別指導などを実施。
			512,040	75,899	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	平成 29 年度 増加分		平成 30 年度 増加分		令和元年度 増加分		平成 29 年度～令和元年度増加分		令和元年度 評価	平成 29 年度～令和元年度 合計評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値		
事業実施による支援事業者の新規雇用者数 0 人 (H28)⇒123 人 (R1)	農林水産部	人	0	13	1	35	15	75	12	123	28	④目標値の達成は 5 割未満	④目標値の達成は 5 割未満
事業実施による観光拠点への来客数 0 人 (H28)⇒721,000 人 (R1)	農林水産部	人	0	30,000	0	333,000	56,314	358,000	87,700	721,000	144,014	④目標値の達成は 5 割未満	④目標値の達成は 5 割未満
地域経済牽引事業における支援の対象となる設備投資に対する支援事業者と支援事業者との取引額が多い過半の域内の事業者の売上額、取引額又は給与支払額の合計額の増加額 0 円 (H28)⇒1,720,000 千円 (R1)	農林水産部	千円	0	573,000	162	573,000	157,800	574,000	404,747	574,000	562,709	②目標値の 7 割以上を達成	④目標値の達成は 5 割未満

<推進 11>

プロジェクト名（事業期間）	環境負荷を抑制する循環型ビジネス等の構築に向けた地域未来投資促進プロジェクト<地域未来投資>（平成 29 年度～令和元年度）
プロジェクト概要	環境負荷を抑制する循環型ビジネス等の構築に向けて、地域の廃食油等を地域で消費する軽油代替燃料の製造・販売体制の構築や、荒廃竹林等の竹資源を総合利活用するための竹の安定供給体制整備と竹建材の高付加価値化などを支援し、資源循環による産業振興を実現。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	竹資源の総合利活用推進のための環境整備事業	環境生活部	47,988	23,994	荒廃竹林等の竹資源を総合利活用するため、竹建材製造原料である竹を収集する拠点の整備や竹建材の活用に必要な大臣認証取得、竹建材製造に係る設備等を支援。
2	竹資源の総合利活用推進のための環境整備事業（※H30 繰越）	環境生活部	29,283	14,642	荒廃竹林等の竹資源を総合利活用するため、竹建材製造原料である竹を収集する拠点の整備や竹建材の活用に必要な大臣認証取得、竹建材製造に係る設備等を支援。
			77,271	38,636	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	平成 29 年度 増加分		平成 30 年度 増加分		令和元年度 増加分		平成 29 年度～令和元年度増加分		令和元年度 評価	平成 29 年度～令和元年度 合計評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値		
事業実施による雇用者数 0 人 (H29)⇒244 人 (R3)	環境生活部	人	0	73	41	73	15	85	0	231	56	④目標値の達成は 5 割未満	④目標値の達成は 5 割未満
B 5 販売量 50kl (H28)⇒5,210kl (R3)	環境生活部	kl	50	250	31	3,020	101	1,260	74	4,530	206	④目標値の達成は 5 割未満	④目標値の達成は 5 割未満
竹切出し量 0 t (H29)⇒60,000t (R3)	環境生活部	t	0	3,000	878	18,000	1,233	25,000	823	46,000	2,934	④目標値の達成は 5 割未満	④目標値の達成は 5 割未満
事業実施による販売額 4,500 千円 (H29)⇒5,356,300 千円 (R3)	環境生活部	千円	4,500	108,250	10,331	2,185,100	46,085	1,572,300	51,057	3,865,650	107,473	④目標値の達成は 5 割未満	④目標値の達成は 5 割未満

<推進 12>

プロジェクト名（事業期間）	熊本地震の震災遺構等を活用した回廊型フィールドミュージアムによる交流人口拡大プロジェクト（平成30年度～令和2年度）
プロジェクト概要	地震断層等の震災遺構を巡る回廊型フィールドミュージアムを実現し、熊本地震の記憶や経験、教訓を国内外に発信することで防災・減災の取組に貢献する。さらに回廊ルートを新たな観光資源と捉え、県内の観光地とつなぎ巡ることで、交流人口の拡大を図るとともに、地域産業の振興や地域の活性化を図る。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	熊本地震震災ミュージアム（仮称）の具体化推進事業	知事公室	8,625	4,312	震災ミュージアムについて広く情報発信を行うためのホームページを制作。さらに、震災ミュージアムの具体化に向けて広く意見聴取を行うこと及び地震の記憶の風化を防ぐことを目的に、県内外の方々を対象とした震災遺構等を巡るパイロットツアーを実施。
2	熊本地震デジタルアーカイブ事業	知事公室	3,497	1,749	復旧・復興の過程を記録するための被災箇所の定点撮影の実施や被災関連写真等のデータを購入。
			12,122	6,061	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	平成30年度 増加分		令和元年度 増加分		令和元年度評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	
回廊型フィールドミュージアム訪問者数 0人（H29）⇒30,000人（R2）	知事公室	人	0	400	3,333	2,600	5,091	①目標値を達成
震災遺構や熊本地震を伝える拠点を巡るツアー参加者数 0人（H29）⇒3,000人（R2）	知事公室	人	0	200	223	200	237	①目標値を達成
回廊型フィールドミュージアム訪問による観光消費額の増加額 0円（H29）⇒294,000千円（R2）	知事公室	千円	0	3,920	19,550	25,480	54,800	①目標値を達成

<推進 13>

プロジェクト名（事業期間）	くまもと県南フードバレー 地域農産物活用拠点強化プロジェクト（平成30年度～令和2年度）
プロジェクト概要	県南地域の農産物に対するBtoB市場を中心としたニーズ獲得に向け、地域商社を活用した販路開拓や、高い処理能力・機能を持つ農産物の一次加工等を行う地域拠点整備を推進し、食産業の集積（フードバレーの形成）による地方創生を推進する。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	フードバレー地域農産物加工施設整備支援事業（一次加工所等整備）	農林水産部	55,000	27,500	地域経済牽引事業者による、グルテンフリー商品製造、和食惣菜製造、カット野菜製造に関する設備及び施設の整備を3件支援。
2	フードバレー地域農産物加工施設整備支援事業（販路開拓）	農林水産部	45,000	22,500	地域商社である(株)KASSE JAPANとフードバレー推進協議会が連携し、BtoB市場を中心とした販路開拓支援や商品開発支援等を実施。
3	フードバレー地域農産物加工施設整備支援事業（※H30繰越）	農林水産部	70,596	35,298	地域経済牽引事業者による、筍・栗等の一次加工やレトルト商品の製造及びイチゴの果汁や果汁・飲料製造に関する施設の整備を2件支援。
			170,596	85,298	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	平成30年度 増加分		令和元年度 増加分		令和元年度 評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	
当事業の支援による施設整備等に伴う地域経済牽引事業者による新規雇用者数 0人（H29）⇒45人（R3）	農林水産部	人	0	2	3	11	13	①目標値を達成
当事業の支援により施設整備等を行った地域経済牽引事業者及びその地域経済牽引事業者との取引額が多い地域事業者の施設整備等をしてから3年後の売上の合計額 878,000千円（ハード事業による設備投資補助予定総額 439,000千円の2倍）	農林水産部	千円	0	-	-	97,500	27,853	④目標値の達成は5割未満
地域経済牽引事業者及び地域事業者によるBtoB関係の新規取引（契約）件数 0件（H29）⇒50件（R3） ※一次加工・OEM等	農林水産部	件	0	5	17	17	108	①目標値を達成

<推進 14>

プロジェクト名（事業期間）	阿蘇カルデラのめぐみを活用した観光産業創造事業（平成30年度～令和2年度）
プロジェクト概要	阿蘇山上から全方位で楽しめる異なるコンテンツ・アクティビティを充実させ、それらを繋ぐ阿蘇観光周遊ルートを確立することで、日帰り・通過型の観光地から周遊・滞在型の観光地へ転換し、地域内全体へ経済波及効果をもたらすよう官民協働で各事業に取り組む。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	くまもとの復興を牽引する観光産業創造事業（プログラムコーディネート支援）	観光戦略部	9,979	4,990	阿蘇地域の周遊性・滞在性を高めるため、阿蘇地域の観光素材や昨年造成したプログラムを活用し、観光客等からの問合せに対して、観光客と地元のニーズに合ったプログラムのコーディネートを実施。
2	くまもとの復興を牽引する観光産業創造事業（阿蘇山上の観光産業再興）	観光戦略部	17,590	8,795	VR体験ができる環境を整備し、火口への立ち入り制限の際にも楽しめる観光コンテンツを整備。
3	くまもとの復興を牽引する観光産業創造事業（地域の拠点となる観光拠点強化事業）	観光戦略部	20,000	10,000	農業、自然、健康、食など異分野を融合させた阿蘇独自の文化を体験できる観光拠点施設を2施設整備。
			47,569	23,785	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	平成30年度 増加分		令和元年度 増加分		令和元年度 評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	
事業を通じて新たな観光コンテンツの開発や施設整備を行った拠点施設への入場者数の増加 0人（H29）⇒152,000人（R2）	観光戦略部	人	0	49,000	134	57,000	194,584	①目標値を達成
事業を通じて新たな観光コンテンツの開発や施設整備を行った拠点施設における阿蘇地域在住者雇用者数 0人（H29）⇒14人（R2）	観光戦略部	人	0	5	5	3	8	①目標値を達成
事業を通じて新たな観光コンテンツの開発や施設整備を行った拠点施設を巡る旅行商品プログラムの造成数 0本（H29）⇒15本（R2）	観光戦略部	本	0	3	3	5	7	①目標値を達成

<推進 15>

プロジェクト名（事業期間）	「くまもとではたらく」若者の県内定着促進プロジェクト（平成30年度～令和2年度）
プロジェクト概要	深刻化する人口流出と、それに伴う県内企業の人手不足を解消するため、地元就職の促進に効果的な年代である若者（学生）をターゲットとし、Uターン就職の支援や県内就職に関する情報発信等を実施することにより、若者の県内への「還流」と「定着」を促進し、将来の熊本を支え、次代を担う人材の確保を目指す。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	新規学卒者の県内就職率アップ推進事業	商工労働部	4,838	2,419	県内就職を促進するため、県内で「働く」「暮らす」魅力を伝える情報誌に県のページを設け、県内の学生や保護者向けに、年4回情報を発信するとともに、これまでの配信した内容をまとめたダイジェスト版を作成。高校、大学、関係機関に配付し、キャリア教育の教材としての活用を促進。
2	「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業	商工労働部	43,847	21,923	熊本、東京、大阪、福岡に「UIJターン就職アドバイザー」を配置し、就職希望者の相談対応や大学・企業訪問・イベント実施等の情報発信等を積極的に実施（R1年度の当該スキームによるUIJターン就職者は108名。）。
3	熊本県ブライ企業推進事業	商工労働部	11,361	5,680	若者の県外流出防止を図るため、ブライ企業を新たに50社認定（認定総数326社）し、その取組みをガイドブック等により学生に対し周知。また、新型コロナウイルス感染症の影響により企業と学生の双方が接触できない状況の中、就職活動生への緊急応援として、3月にYouTubeチャンネル「熊本県ブライ企業PLUSチャンネル」を開設し、WEB企業説明会の配信を開始。
			60,046	30,023	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	平成30年度 増加分		令和元年度 増加分		令和元年度 評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	
「Uターン就職サポーター（仮）」を通じて熊本へUIJターン就職をした新卒学生数 0人（H29）⇒110人（R2）	商工労働部	人	0	-	-	50	31	③目標値の5割以上を達成
「新規学卒者（県内大学）の県内就職率」 39.9%（H28）⇒57.9%（R2）	商工労働部	%	39.9	6	3.7	6	-0.3	④目標値の達成は5割未満
「ブライ企業」に就職した新卒学生数 646人（H29）⇒2,046人（R2）	商工労働部	人	646	200	1,251	600	1,080	①目標値を達成

<推進 16>

プロジェクト名（事業期間）	大河ドラマを契機とした県北地域の広域周遊観光プロジェクト（平成30年度～令和2年度）
プロジェクト概要	NHK大河ドラマ「いだてん」の放送を契機として、主人公の金栗四三氏ゆかりの玉名市・和水町における新たな観光素材の創出や磨き上げ、住民を含む官民一体となった観光客受入体制の整備等により観光振興を図ると同時に、誘客効果の持続や県北全域への周遊を促進する広域的な取組みにより、地域全体の活性化を目指す。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	大河ドラマを活用した広域観光振興事業	観光戦略部	29,046	14,395	県内外における各種イベント及びメディア等を活用した情報発信を行い、金栗四三ゆかりの地である玉名地域への観光誘客を促進。また、誘客効果の持続・発展及び周遊観光の拡大を図るため、ゆかりの地を巡るバス旅行商品の造成を支援。
			29,046	14,395	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	平成30年度 増加分		令和元年度 増加分		令和元年度 評価
				目標値	実績値	目標値	実績値	
玉名市及び和水町日帰り客数 191万人（H28）⇒333万人（R2）	観光戦略部	人	1,910,000	473,330	850,834	473,330	集計中（R2.12）	⑤実績値集計中
大河ドラマ化を記念したマラソン大会参加者数 玉名市 0人（H29）⇒5,000人（R2） 和水町 1,400人（H29）⇒2,000人（R2）	観光戦略部	人	1,400	200	582	4,200	1,727	④目標値の達成は5割未満
金栗氏に関連した商品の開発数 0件（H29）⇒100件（R2）	観光戦略部	件	0	50	239	30	1	④目標値の達成は5割未満

<推進 17>

プロジェクト名（事業期間）	「くまもと暮らし」スタートアップ応援プロジェクト（令和元年度～令和3年度）
プロジェクト概要	地方暮らしに興味のある層への情報発信や熊本への移住を希望する県外居住者に対する受入体制の整備・情報発信の強化など移住希望者のステージに応じた取組みにより、移住定住を促進するとともに地域活動の担い手や人材の確保を目指す。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	地域づくりチャレンジ推進事業	企画振興部	54,629	27,314	本県への移住定住を促進するため、移住情報誌への連載や移住相談会、移住体験ツアーの開催など、移住希望者のステージに応じた取組みを体系的に実施し、移住相談窓口を通じて29人の移住を実現。
			54,629	27,314	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	令和元年度 増加分		令和元年度 評価
				目標値	実績値	
移住者数 6人（H29）⇒106人（R3）	企画振興部	人	6	15	29	①目標値を達成
地域おこし協力隊の定住率 54.2%（H29.3）⇒65.0%（R3）	企画振興部	%	54.2	1.8	19.8	①目標値を達成
東京・大阪相談窓口における移住相談件数 1,250件（H29）⇒5,650件（R3）	企画振興部	件	1,250	1,350	1,911	①目標値を達成

<推進 18>

プロジェクト名（事業期間）	集え未来の担い手！技能継承” SMART” 推進プロジェクト（令和元年度～令和3年度）
プロジェクト概要	農業、水産業の一次産業、建設業や製造業を始めとした技能職等を若者に魅力ある産業として定着させ、かつ実践的な技術・技能を若いうちから学ぶなど、即戦力としての技術・技能を身に付け、継承していく仕組みを構築する。さらには、現にその産業を支えている担い手の技術力・生産力の向上を図り、人口減少社会における県内主要産業の稼ぐ力を高める。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	みらいの技能士育成事業	商工労働部	2,673	1,337	技能士の魅力を伝え、技能職への入職を意識してもらうため、中学校2校で「事前学習会（計189名）・職場体験（計15名）」を、高校2校（計242名）では生徒が課題に取り組みながら技能を体験する「技能体験セミナー」を実施。また、技能士のスキルアップを支援するため、技能検定の事前講習会等の取組みに対する助成を実施。
2	スマート農業普及推進事業	農林水産部	13,768	6,884	スマート農業の機運醸成を図るためにJA熊本経済連と「スマート農業推進フォーラム」（約13,000人会場）を共催。また、ホームページ「アグリくまもと」を開設し、スマート農業を中心とした農業情報を配信。
3	阿蘇草原スマート農業実証事業	農林水産部	1,791	895	牧野における放牧管理及び草地管理の省力化を図るために、遠隔家畜管理システム及び草地管理省力システム（自動刈取機）の実証を実施。
4	スマート養殖業技術開発事業	農林水産部	14,200	7,100	労働負担の軽減や収益性の向上のため、IoTを活用した自動給餌システムを30基開発し、海上の現場に設置。その後、設置したシステムにより収集されるデータを基に、給餌量等を最適化するためのAI活用方法の検討を開始。
5	農高・農大連携によるスマート農業実証実験	農林水産部	4,322	2,161	農大及び農業関係高校4校に、ハウス内環境測定用センサー及びカメラを設置し、見える化できるシステムを構築。また、農大・農高連携会議を3回開催し、栽培情報の意見交換を行うなど、農大、農高間の連携を推進。
			36,754	18,377	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	令和元年度 増加分		令和元年度 評価
				目標値	実績値	
スマート農業・養殖業導入に係る労働時間の削減率 0% (H30) ⇒15% (R3)	農林水産部	%	0	5	6	①目標値を達成
農業大学校卒業者の就農率 56% (H30) ⇒59% (R3)	農林水産部	%	56	1	2.4	①目標値を達成
高校生の技能検定受検者数 1,242人 (H30) ⇒1,429人 (R3)	商工労働部	人	1,242	63	282	①目標値を達成

<推進 19>

プロジェクト名（事業期間）	くまもと発！自然共生型産業成長促進プロジェクト（令和元年度～令和3年度）
プロジェクト概要	シーズの発掘から育成まで一貫してベンチャーを支援するシステムにより、企業をめざす者が起業しやすい環境、新たなビジネスが絶え間なく生まれ育ちやすい環境を整備し、熊本の活力創造につなげる。また、資金調達が困難な創業初期のベンチャーが必要とする研究開発等を実施しやすい環境を整備し、成長を加速化する。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	次世代ベンチャー創出支援事業	商工労働部	35,421	17,711	新たな成長産業の創出につながる起業家やベンチャー等の取組みを後押しするため、ベンチャーコンテストを実施し、32社・チームを発掘。また、創業初期のベンチャーが実施する研究開発やインターンシップ受入れ等を支援。
			35,421	17,711	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	令和元年度増加分		令和元年度 評価
				目標値	実績値	
事業を通じたベンチャーへの就業者数 17人（H30）⇒38人（R3）	商工労働部	人	17	5	29	①目標値を達成
事業を通じたベンチャーの資金調達額 80,000千円（H30）⇒350,000千円（R1～R3の総額）	商工労働部	千円	80,000	100,000	499,000	①目標値を達成
事業を通じた次世代ベンチャーコンテスト延べエントリー件数 88件（H30）⇒142件（R3）	商工労働部	件	88	15	32	①目標値を達成

<推進 20>

プロジェクト名（事業期間）	「選ばれる熊本」を目指して！人の流れ創出プロジェクト（令和元年度～令和3年度）
プロジェクト概要	県内企業等において、復興需要や県全体の人口減少の影響などから、人材確保に苦慮している状況を打破するため、地元に住む若者や県外に出た第2新卒者や外国人など、県内外・国内外から熊本県を就職先とし選んでもらうための支援や環境づくりを行い、人材の還流や地域経済の活性化を目指す。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	小規模事業者復興支援コーディネート事業	商工労働部	34,461	17,231	熊本地震で被災した中小企業者の事業再建を後押しするため、中小企業診断士等専門家が業績未回復事業者を中心とした事業者へのアプローチを起点とした集中支援を実施（プッシュ型支援：374者（443回）、モデル型支援：65者（101回））。
2	（工業系）高校生県内就職率アップ推進事業	商工労働部	26,383	13,096	高校生が県内企業に就職する環境整備を支援するため、企業の社員寮新設、改修に対する利子相当額や寮のリースに対するリース料に対する補助を実施。併せて、企業が新規にインターンシップ受入実施に対する補助を実施（社員寮補助実績2社、インターンシップ補助実績11社）。
3	熊本型人材マッチングプラットフォーム事業	商工労働部	16,200	7,500	熊本型のマッチングプラットフォームとなる拠点 Eggplant の開設（9月）とウェブサイト開発・運用（10月）を開始を支援（サイト登録企業137社、求人掲載数35社、求職者登録228名となったが、2月以降の新型コロナウイルス感染症流行の影響等により、就職実績は1件。）。
4	若者の九州ふるさと就職促進事業	商工労働部	9,064	4,532	東京圏からの若者人材の還流を促進するため、九州・山口8県が一体となって、東京圏の学生やU I J ターン就職希望者を対象に共同インターンシップや合同会社面接会等を開催（共同インターンシップ本県参加者＝5名、合同会社説明会熊本県企業ブース訪問者＝34名）。
5	外国人材活躍促進支援事業	商工労働部	6,329	3,119	外国人材受入企業の担当者等を対象にやさしい日本語の活用や異文化理解に関するセミナーを開催（熊本市、八代市で各2回、計4回）し、98事業者が参加。また、企業の外国人材受入れ環境向上を支援する経済団体等の取組みに対する補助を実施、2団体に対して補助金を交付。
			92,437	45,478	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	令和元年度 増加分		令和元年度 評価
				目標値	実績値	
グループ補助金交付先の売上回復事業者数 2,760者（社）（H29）⇒4,140者（社）（R2）	商工労働部	社	2,760	230	122	③目標値の5割以上を達成
県内工業高校生の県内就職率 41.2%（H29）⇒47.2%（R2）	商工労働部	%	41.2	2	-0.3	④目標値の達成は5割未満
拠点を介した第2新卒者等（大卒、セカンドキャリア）の県内就職決定数 0人（H29）⇒100人（R2）	商工労働部	人	0	10	1	④目標値の達成は5割未満
日本語の教え方講習会への参加企業数 0社（H29）⇒75社（R2）	商工労働部	社	0	20	98	①目標値を達成

<推進 21>

プロジェクト名（事業期間）	くまもと版地方創生移住支援事業／くまもと版地方創生起業支援事業（令和元年度～令和6年度）
プロジェクト概要	県内企業と就職希望者とのマッチングを図るマッチングサイトを整備し、県内企業に就職し、または社会的事業等の分野において起業した者に対して移住に必要な経費を支給するとともに、社会的事業等の分野において起業したものに対して起業に必要な経費を支給することで、地域における人材確保を確かなものとし、地域の活力の維持、発展につなげていく。

NO.	構成事業名	担当部局	実績額		令和元年度 事業実績
			総事業費	うち交付金	
1	地域づくりチャレンジ推進事業	企画振興部	10,183	5,092	地域課題の解決を目的として新たに起業する者への支援を3件行った。また、起業支援金対象者3人に対して、事業立ち上げ等に関する伴走支援を実施。
2	「くまもとはたらく」若者の県内定着促進事業	商工労働部	15,334	7,667	県が運営する就職・仕事に関する情報サイト「ワンストップジョブサイトくまもと」を改修し、更なる情報の一元化と利便性、ウェブアクセシビリティの向上を図るとともに、移住支援金対象求人の掲載を開始（移住支援金対象求人掲載件数 269件（92社、R2年3月末現在））。
			25,517	12,759	

KPI	指標担当部局	単位	事業開始前	令和元年度 増加分		令和元年度増加分
				目標値	実績値	
本移住支援事業に基づく移住就業者数 0人（H30）⇒913人（R6）	企画振興部	人	0	73	0	④目標値の達成は5割未満
本移住支援事業に基づく移住起業者数 0人（H30）⇒12人（R6）	企画振興部	人	0	2	0	④目標値の達成は5割未満
本移住支援事業に基づく起業者数 0人（H30）⇒18人（R6）	企画振興部	人	0	3	3	①目標値を達成
マッチングサイトに新たに掲載された求人数 0件（H30）⇒11,900件（R6）	商工労働部	件	0	900	269	④目標値の達成は5割未満